

『源平盛衰記』全釈（二八―卷六―2）

早川厚一
曾我良成
近藤泉
村井宏栄
橋本正俊
志立正知
森田貴之
山岡瞳

西光卒都婆

「¹或人ノ云ケルハ、「今生ノ災害ハ過去ノ宿習ニ報ベシ。貴賤不^レ免其難^一、僧俗同ク以テ在^レ之^二。西光モ²先世ノ業ニ依テコソ角ハ有ツラ
メドモ、³後生ハ去トモ憑シキ方アリ。当初難^レ有願ヲ発セリ。七道ノ辻ゴトニ六体ノ地藏菩薩ヲ⁴造奉リ、卒都婆ノ上ニ道場ヲ構テ、大悲ノ尊
像ヲ居奉リ、⁵廻リ地藏ト名テ七箇所ニ⁶安置シテ云、「我在俗不信ノ身トシテ、⁷朝暮世務ノ罪ヲ⁸重ヌ。⁹一期命終ノ刻ニ¹⁰臨ン時ハ、八大奈
落ノ底ニ入ランカ。生前ノ一善ナケレバ、¹¹没後ノ出要ニマドヘリ。¹²所^レ仰者今世後世ノ誓約ナリ。¹³助^レ今助^レ後給ヘ。¹⁴所^レ憑者大慈大悲ノ本
願也。与^レ慈与^レ悲給^ニトナリ。加様ニ発願シテ造立¹⁵安置ス。¹⁶四宮川原、木幡ノ里、造道、¹⁷西七条、蓮台野、¹⁸ミゾロ池、西坂本、是也。
タトヒ今生ニコソ劍ノサキニ¹⁹懸共、後生ハ定テ薩埵ノ²⁰濟渡ニ預ラント、イト憑シ」トゾ申ケル。

【校異】 1 〈底・近・静・蓬〉 ここから「イト憑シトゾ申ケル」まで一字下げ。また、〈近〉合点あり。行の冒頭に「西光卒都婆」を傍書。 2 〈近〉
「ぜんぜの」。 3 〈蓬〉「後生はは」とし、最初の「は」に見せ消ち。行替わりによる。 4 〈静〉ここから錯簡あり。卷八・一九丁裏より〈底〉卷六
後半の本文となる。 5 〈近〉「めぐりちぎうと」、〈蓬〉「廻地藏と」、〈静〉「廻地藏と」、 6 〈近〉「あんちうして」、〈静〉「安置して」。 7 〈近〉「て

うぼせむの、〈蓬〉「朝暮世務の」。8 〈近〉「おもんず」。9 〈近〉「一こみやうじうの」。〈蓬〉「二期食終の」。〈静〉「一期命終の」。10 〈蓬〉「臨」。11 〈近〉「もつごの」。〈蓬・静〉「没後の」。12 〈蓬〉「者」なし。なお、「所仰」。13 〈近〉「今をたすけ後をたすけ給へ」、〈蓬〉「助レ今助レ後給へ」、〈静〉「助レ今助レ後給へ」。14 〈蓬〉「頼む所は」。15 〈近〉「あんぢす」、〈静〉「安置す」。16 〈蓬〉「四宮河原」、〈静〉「四宮河原」。17 〈近〉「にし七てう」、〈蓬〉「西七条」、〈静〉「西七条」。18 〈近〉「みそくちいけ」。19 〈近〉「かくとも」とし、「かく」の右に「かゝる」を異本注記。20 〈蓬・静〉「済度」に。

【注解】○西光卒都婆 西光が生前に七道の辻に六地藏を造立したという〈盛〉の独自異文で、別記文（二字下げ）で記される。他本には見られず、典拠も未詳。浜畑圭吾①は、「当該説話には同話・類話が見えず、『盛衰記』に地藏を積極的に描こうという姿勢が見られることなどから、当該説話は『盛衰記』による独自説話である可能性が高い」（二二〇頁）と指摘する。西光による地藏造立という点で共通するものとして、神宮文庫本『沙石集』巻二の説話「西光入道、平相国ノ為ニ首ヲハネラレシ事、何ニ妄念モ有ツラム。夢ニ五条坊門ノ地藏負給テ、浄土ヘヤラムト思ヘバ、其ノ善業モナシ。地獄ニ入ランモ悲シ。我レヲ憑タリ。何ニスベキトテ、泣テ立給ト見エケリ。五条ノ坊門ノ地藏ハ、西光ガ造リ奉レリト云ヘリ」（旧大系四七二頁。砂川博・二九三頁、浜畑圭吾①・一二六頁、同②・一四一頁が〈盛〉との関わりについて指摘する）が挙げられる。〈盛〉との直接的な関係はないが、〈盛〉と同様に、西光の地藏造立伝承を享受したものと考えられよう（「西七条」項参照）。京都と地方を結ぶ六つの街道の入口に祀られた地藏尊への参詣について、高橋昌明は、『満濟准后日記』応永二二年（二四一五）七月二十四日条に、「地藏参詣の輩、恒年のごとし」とあり、これは応永三〇年同月同日条によって「六地藏参詣者」だとわかる。…（中略）…いずれにせよ一五世紀前期には、洛中もしくは洛外六カ

所の地藏尊に詣でることが、恒例化していたといえる」（三九頁）とする。これに対し、頼富本宏は、『源平盛衰記』では、六地藏の本義である六体の地藏菩薩像を一か所に造立することを説いているが、その有名な個所が四宮や蓮台野などの七つあって、それらを巡礼することを廻り地藏と述べている。ところが、室町時代になって、九代將軍義尚（十五世紀後半）の頃になると、「六地藏」の「六」が別の意味に考えられ、「六個所」の地藏尊に詣でることになったのである」（一三四頁）とし、六ヶ所を廻るという参拝様式については、高橋の十五世紀前期に対して、十五世紀後半と少し時代を下らせて考えている。六ヶ所の地藏を廻るという信仰様式は、『宣胤卿記』文明十三年（一四八一）一月二十四日条「参詣六ヶ所地藏、佐比、壬生、八田、星光寺、清和院、藏珠院」、長享三年（一四八九）三月二十九日条「参六ヶ所地藏、壬生、齐田寺、藏珠院、八田寺、星寿院、清和院、数年毎月参詣」や、『資益王記』文明十四年（一四八二）七月二十四日条「遥拜、参六地藏、西院、壬生、八田、屋禰茸、清和院、正藤町西洞院」（底本は新訂増補史籍集覧、（ ）は統史料大成）など、文明期頃の記録類に確認できる。浜畑圭吾①は「廻地藏が室町中期から後期にかけて、特に文明年間に隆盛であったことは、中御門宣胤の『宣胤卿記』などから明らかである。もっとも、この時期の廻地藏は六か所を廻ることに

重点が置かれており、六体を七か所に安置した『盛衰記』のものとは異なっている」(二三四頁)と指摘する。○或人ノ云ケルハ〈盛〉において独自異文を挿入する際の手法の一つ。浜畑圭吾^①は、「或人ノ云ケルハ」「或人ノ申ケルハ」など、「或人」の口を借りて展開される記事十一例中、八例(七章段)が他本にはない独自記事であることを、これが独自記事を持ち込む際の枠組設定の一手法であることを指摘する(二二一〜二二三頁)。○今生ノ災害ハ過去ノ宿習ニ報ベシ 今生の災いは、前世の因縁によるものとの意。『三国伝記』「幼少ノ時ヨリ長谷ニ帰シテ常ニ詣ケルニ、詣ル毎万ノ物悪敷ク侍ケレ共、此レ先世ノ宿習ニヤト思ヒケルニ」(中世の文学下―二二二頁)。この後にも、「西光モ先世ノ業ニ依テコソ角ハ有ツラメドモ」とある。○西光モ先世ノ業ニ依テコソ角ハ有ツラメドモ、後生ハ去トモ憑シキ方アリ 西光の場合も、前世の因縁によってこのようになったのであるけれども、来世はそうは言っても心頼もしく思われることがあるとして、以下西光卒都婆の話が記される。〈盛〉では、西光の運命が、もっぱら明雲を讒奏した罪に対する山王権現の冥罰であることが強調される(悲哉、西光一人ガ姦邪ニ依テ、忽ニ円融十乗ノ教法ヲ亡ン事ヲ」〔本全釈一三―三八頁〕、「座主ノ流罪ノ事、人々諫申ケレ共、西光法師ガ無実ノ讒奏ニ依テカク被行ケリ」〔同一四―三八頁〕、「去バ顯密兼学、浄行持律ノ天台座主讒シ申ス西光モ、イカドト覚テオボツカナシ」〔同一五―一五頁〕、「西光・師高父子共ニ、法皇ノ切者ニテ、世ヲバ世トモ思ハズ、人ヲモ人共セザリシ余ニ、白山妙理権現ノ神田・講田没倒シ、涌泉寺ノ坊舎・聖教焼払、末社ノ神輿登山、日吉ノ御輿及「入洛」。其上顯密之法灯智行先達ニ御座シ天台座主種々

ニ奉「讒奏」シカバ也、人ノ歎、神ノ恨、三千ノ呪詛モ不_レ空、十二神將ノ冥罰モ掲馬ニシテ、一門終ニ亡ヌルコソ無慙ナレ」〔同一七―七〇―七一頁〕などと繰り返されてきた。「或人」の口を借りて、こうした西光の運命が「先世の業」によるものであると位置づけているのは、墮地獄という宿命を担った釈迦に対する調達、一行に対する賢鑊に、明雲に対する西光を比した〈盛〉独自の意識が働いているのであろうか(一―三〇八頁。本全釈一五―一四頁「在世ノ調達、滅後ノ賢鑊、トリク_レニコソ無慙ナレ」項参照)。そうした意識が、先人同様墮地獄の宿命を担った西光に対する、地蔵による救済という逸話を生んだ可能性もあろう。なお、〈延・長〉が西光の子師高が愛した鳴海宿の君が、師高の遺体を「手ツカラ自ラ焼ハブテ取納ケルゾ無慙ナル」(〈延〉巻二一六〇ウ)とする本文を、〈盛〉は「師高ガ思ケル萱津宿遊君、僧ヲ語ヒ孝養シテ、骨ヲ拾ヒテ堂塔ニ納ツ、ニニ成テ後世弔ケルコソ哀ナレ」(〈盛〉一―三七〇頁)と、萱津宿の遊君が、尼になって師高の後世を弔ったと記す。これは父西光と同様に、師高の来世における救済を示唆するものとして読めようか。○七道ノ辻ゴトニ六体ノ地蔵菩薩ヲ造奉リ 「七道」について、〈校注盛〉は「東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・西海の七道への道筋の意か」(二二〇〇頁)とするが、後であげられる「四宮川原」以下の地名は必ずしもこれらの街道と一致しない。竹内光浩は、「四宮川原」以下、堂に面した街道として、東海道・奈良街道・鳥羽造り道・山陰道・周山街道・鞍馬街道・雲母坂を挙げる(四八頁)。同論に付された「京都概念図」(四六頁)が分かり易い。また、真鍋広済は「西光法師が安置した七地蔵廻りは、四宮河原・木幡の里・造道・西七条・蓮台野・みぞろ池・

西坂本の七個所にそれぞれ六躰ずつの地藏尊像を安置したのであって、後世になつて見られるように六個所に僅か一躰ずつを安置したのとは異つて、六地藏の根本思想によく合致しているものであつた（二四頁）と指摘する。六体の地藏尊を祀ることは平安時代に遡り、『今昔物語集』に「依地藏助活人、造六地藏語」（巻十七第二十三話）が、死んで地獄に落ちた周防国玉祖大明神の宮司惟高が、六地藏に救われて甦つた後、等身の尊像を作つて祀つたと記される。こうした六地藏信仰について、五来重は、「地藏を六体としたのは、仏説に地藏菩薩を「六道能化」とすることから出たらしく、死後に人間は生前の罪の軽重によつて六道に生まれ変わるが、「そのいずれの世界からでも救い出してくれる」ことを象徴している（二六四頁）一方で、墓地の入口に立つ六地藏は、「墓地から荒び出る荒魂を塞ぐためにおかれた地藏で、いわばガードマン」であり、六地藏の起源を説いた本説話の六地藏も、「京都に悪霊や疫神を入らせないガードマン」として立てられたものであり（二六三頁）、『今昔物語集』の六地藏は「これが石地藏でないことを見れば、墓地の入口に立つ民俗信仰の六地藏と別物」（二六四―二六五頁）と指摘する。磯村有紀子は、「地藏は、周知のごとく道祖神でもあり境界の守護神でもあり、地藏の置かれる場合は、まさしく境界たることを示す記号として存在していた」（二二頁）と指摘。高橋昌明は「四塚祭に代わるかのように登場する「都城の道切りの祭」が六地藏」（二三八頁）であると、平安時代より行われていた四塚祭（都所在国（山城国）の「郊外」たる四つの境において、外界から侵入してくる「鬼気」を「祭り治」める、一種の道祖神祭」（二二頁）、「為祭治郊外四所鬼気」（『朝野群載』巻十五「四角四塚祭使派遣官宣旨」）

に代わるものとして登場してきたと説く。兵藤裕己も、「末世・無仏世界の教主とされる地藏は、悪道に墮ちた靈魂をも救済すると考えられたことから、しだいに墓地の入り口や村境・国境にまつられ、邪霊を退散させる境の神（サへの神、道祖神）となるのである。閻魔王の本地が地藏と考えられ、あるいは地藏と閻魔を一体とする信仰が生まれたのも、境の神としての地藏の障神的一面をもの語る」（一七六頁）と指摘する。河内将芳は、〈盛〉の七箇所について「平安京条坊よりも広域であり、かつ四塚祭の対象となる山城国堺よりも狭域というものであるが、これに地藏が塞の神・道祖神と通底することをも考えると、この時期、古代ともまた中世前期とも異なる、新たな京都をめぐる境域観念が生成されていたことが窺われよう」（九一―九二頁）と、市街空間の拡大に伴う境域観念の変化について述べている。○卒都婆ノ上二道場ヲ構テ、大悲ノ尊像ヲ居奉リ 真鍋広済は、卒都婆が「舍利を蔵めるために、或は靈域とか兆域（※墓のある区域）とかを表すために造られた、言わば墳墓のこと」であり、上が枕上・川上などと同様「ほとりの意味」であるとして、「西光法師が七個所の『墓場のほとりに仏道修行のためにお堂を作り』そのお堂毎に六躰の地藏尊像を安置したということに解釈される」（二四―二五頁）とするが、五来重は「もとは卒都婆一本を柱として、一本柱の上に六角形の仏龕をのせ、その一面ごとに一体ずつの石地藏を入れたもので、地藏は六方を監視することになる。この形の六地藏は今では六面石幢とよばれているが、その起源は西光法師の六地藏にある」（二六四頁）と主張する。こうした形状を持つ六地藏石幢については、持田友宏が、甲斐国に分布する心永・永享年間（一三九四―一四四一）他の銘をもつ中世の六

地蔵石幢について報告をし、「造立当初から現在までほとんど動かされていないと考えられるものは、集落の入り口や辻または道祖神場に建っているもので、これらは造立当初の一般的な場所を示している」（三三六頁）と、地蔵が道祖神的機能を獲得することと密接に関わる様式であることを指摘している。このような石幢と考えた場合、「卒都婆ノ上二道場ヲ構テ」をどう理解するかが問題となるが、浜畑圭吾①は、『法華経』「化城喻品」「分別功德品」などで、悟りを開いた場所を「道場」と称することを根拠に、道場とは建造物を指すとは限らず、石幢の仏龕を指すとも考えられるとし、五來の解釈を支持する（二二三～二三四頁）。ただし、「六体ノ地蔵菩薩ヲ造奉リ」「大悲ノ尊像ヲ居奉リ」とあるところから見て、〈盛〉が「六面石幢」を意味していると断定するのはやや無理があるか。なお「大悲ノ尊像」を〈校注盛〉は「大悲菩薩、すなわち觀世音菩薩」（二〇〇頁）とするが、前記のような形状、および後で地蔵に向かって「所憑者大慈大悲ノ本願也」と唱えていることを考えるならば、ここに据えられているのは地蔵菩薩と考えるべきだろう。

○廻り地蔵ト名テ七箇所ニ安置シテ 西光による「廻り地蔵」を、室町期以降盛んになる京都の六地藏参詣の起源としたのは、谷川士清『和訓栞』「街頭に置く事は、西光法師が京師七口の辻に崇め置きしなどや始めならん」（中編十四知）が初出かと指摘した真鍋広済が、「西光法師はこの七個所に六地藏を安置し、廻り地蔵と称して巡礼したのであるが、これが後の六地藏めぐりの先蹤をなすものであろう」（二二五頁）とし、〈盛〉の本記述を京都六地藏巡礼の起源とする認識が、近世以降広まっていたことを指摘する。また、浜畑圭吾①は、寛文五年（一六六五）に刊行された『扶

桑京華志』も「近世六地藏の起源として『盛衰記』の当該説話を挙げている」（二一八頁）と、十七世紀にはこうした認識が定着していたことを指摘する。実際には六地藏廻りの慣習が先にあって、〈盛〉の本話が作られたとみるべきだろう。「廻り地蔵」の呼称、および西光との関わりについては後掲「木幡ノ里」項参照。○我在俗不信ノ身トシテ、朝暮世務ノ罪ヲ重ヌ 以下「与慈与悲給へ」までが西光の願文。「俗人の身分にあったときに、日々世俗の仕事に追われて罪を重ねていた」の意か。「在俗不信」は俗人の身をへりくだって使う用法。西光が出家したのは、平治の乱で主信西（藤原通憲）が討たれる直前のことであるので、『愚管抄』『平治物語』、信西の乳母子である西光は五十歳を過ぎた頃だったと考えられるが（本全釈一七—五八頁参照）、師光時代の事績についてはほとんど知られていない。なお〈盛〉で強調される悪行を重ねる西光像（比叡山との対立、明雲に対する讒言等）は、いずれも出家後に院の近臣となって以降のものである。在俗時代の師光の名が史料で確認されるのは、久寿二年（一一五五）八月五日、勅定により滝口に召されたことを記す『山槐記』の記事が初出で（去五日為勅定被寄二人（平信成）玄〔藤師光〕同）〔藤師光〕二人今夜被下七八臈云々」久寿二年八月二十八日条）、七月二十三日に近衛天皇が崩御し、翌日後白河天皇が高松殿で踐祚したことに伴う任用であった。米谷豊之祐は、師光が仕えていた通憲が後白河天皇の乳母夫であることによる措置と指摘する（八四頁）。保元の乱の翌年（保元二年・一一五七）十月二十七日の除目で、師光は左衛門少尉に任じられたが、これは十月八日に信西主導によって新造された大内裏造営の功によるものであった（『兵範記』保元二年十月

二十七日条「藤師光△元内舎人滝口、造管」。師光としての出仕は、あくまでも信西の乳母子・腹心としてのものであったと考えざるべきだろう。出家した西光の子師高の名が、後白河院の供奉者の中に見られるようになるのは、『兵範記』嘉応元年（一一六九）三月十三日条、嘉応二年（一一七〇）四月十七日条、承安四年（一一七四）三月十六日条などで、このころには院近臣としての活動が本格化していたものと考えられる。本説話は、『平家物語』で形成された悪行者西光のイメージに対する、在俗時代に積んだ善根による救済を物語るものとして位置づけられよう。○一期命終ノ刻ニ臨ン時ハ、八大奈落ノ底ニ入ランカ「八大奈落」は、等活・黒繩・衆合・叫喚・大叫喚・焦熱・大焦熱・無間の八熱地獄・八大地獄。浜畑圭吾①は、〈盛〉がしばしば西光の悪行をより強調することで墮地獄の可能性を示唆する文脈となっていることを指摘、「そうした西光であるからこそ、最終的には地蔵による救済が必要であるという文脈となっている」と、「当該説話の救済の姿勢と、悪行を強調する姿勢」が、『盛衰記』の一貫した姿勢のもとに展開されている」（一一六頁）とする。墮地獄という点では、〈盛〉巻五「二行流罪」で、〈盛〉のみが、一行を讒訴した賢鑊と明雲を讒奏した西光を対比しつつ、その賢鑊が、「堅牢地神の蒙」罰テ、大地忽ニ裂テ生大地獄ニゾ落ニケル（本全釈一五一―一四頁）と生きながら地獄に落ちたとされる点に注目する必要がある。賢鑊と同様の罪を犯した西光もまた、地獄に落ちるべく運命付けられていたとされるのである。○生前ノ一善ナケレバ、没後ノ出要ニマドヘリ「生前に全く善行がないので、没後に往生を遂げることができないだろう」の意か。「出要」は「仏語。解脱の道。生死を出離するた

めの要道」〔日国大〕。生前に一善がないために苦を受けるといふのは、「我生タリシ時一善ヲ不修シテ、悪ヲ造リテ、此ノ業ニ依テ独リ苦ヲ受ル事難堪シ」（『今昔物語集』新大系四―四九三頁）、「我一生涯ノ間、無悪不造不修一善、而今臨最後ニ現身受地獄ノ報」〔『金沢文庫蔵国宝称名寺聖教湛沓説草研究と翻刻』二六三頁）などに見られる。浜畑圭吾①は、『一四巻本地蔵菩薩靈驗記』で、比叡山千手院の僧蔵円（縁）房が病死して冥界に落ちて後、地蔵菩薩に救済され蘇生した逸話（巻二「同蔵縁房蘇生事」）で、蔵円房が、「天質武勇ニシテ、邪見放逸」で「三業ノ所作、悪ナラザルハナシ」とされ、冥官から「汝一生ノ間、全ク一毛ノ作善ナシ。然ルニ依テ、大地獄ニ可墮ニ云云」（上一七八頁）と、「作善」が少しもないということが、「大地獄」へ墮ちる要因である」と指摘。『今昔物語集』の、源満仲の郎等が、生前に地蔵を拝した一善によって地蔵に救われ蘇生したという話（巻十七「聊敬地藏菩薩得活人語第二十四」）でも、郎等が「心猛クシテ殺生ヲ以テ業」とし「聊ニモ善根ヲ造ル事無」き人物であったが故に、自らも「我レ一生ノ間、罪業ヲノミ造テ、善根ヲバ不修ザリキ。然レバ、罪敢テ可遁キ方無カラム」（新大系四―四三頁）と悔悟している点に、西光との類似性を見出している（二二七―二二八頁）。○所仰者今世後世ノ誓約ナリ『地藏菩薩本願経』には、「是諸衆等、久遠劫来、流浪生死、六道受苦、暫無休息。以地藏菩薩广大慈悲、深誓願故、各獲果証（是の諸々の衆等、久遠劫より来、生死に流浪し、六道に苦を受けて、暫しも休息すること無し。地藏菩薩の広大なる慈悲を以て深く誓願せしが故に、各々果証を獲る）」（分身集会百品第二）、「我承仏如来威神力故、遍百千万億世界、分是身形、救拔一切業報衆生。若非

如来大慈力故、即不能作如是变化。我今又蒙仏付囑、至阿逸多成仏以來、六道衆生、遣令度脱（我れ仏如来の威神力を承るが故に、百千万億の世界に遍く、是の身形を分かちて、一切業報の衆生を救拔す。若し如来の大慈の力の故に非ずんば、即ち是の如きの变化を作す能はず。我れ今又た仏の付囑を蒙る。阿逸多の成仏するに至りて以来、六道の衆生を度脱せしめん）（閻浮衆生業感品第四）、「是地藏菩薩教化六道一切衆生、所發誓願劫数、如千百亿恆河沙（是の地藏菩薩は六道の一切衆生を教化し、発する所の誓願の劫数、千百亿の恆河沙の如し）」（地神護法品第十一）など、六道の衆生を悉く拔苦救済するまでは如来とはならないとの誓願を立てたと記される。それを指して「今世後世ノ誓約」としているのであろう。「本経は日本で広く受容され、通俗的な地藏信仰を支えた（『大藏経全解説大事典』一一八頁「大乘大集地藏十輪経」の項）。〈盛〉卷四十五「重衡向南都被斬」にも、「若悪道ニ赴御座ベクバ、地藏ノ悲願仰給へ。拔苦與樂慈悲深ク、大悲拔苦ノ誓約アリ」（6—3—2頁）とある。○助今助後給へ「今世を助け、後世を助け給へ」の意。○所憑者大慈大悲ノ本願也『地藏菩薩本願経』では、「是故地藏菩薩俱大慈悲、救拔罪苦衆生、生人天中、令受妙樂。是諸罪衆、知業道苦、脱得出離、永不再歴（是の故に地藏菩薩は大慈悲を俱へ、罪苦の衆生を救拔し、人天の中に生じて、妙樂を受けしむ。是の諸々の罪衆は、業道の苦を知り、脱して出離するを得て、永く再び歴ざらん）」（閻羅王衆讚歎品第八）、「是地藏菩薩摩訶薩具大慈悲、憐愍罪苦衆生、於千万億世界、化千万億身（是の地藏菩薩摩訶薩は大慈悲を具へて、罪苦の衆生を憐愍し、千万億の世界に於いて、千万億の身を化す）」（見聞利益品第十二）など、衆生救済

の誓願を立てた地藏菩薩の大慈悲が説かれる。○与慈与悲給へ

『例文 仏教語大辞典』（石田瑞麿）によれば、「慈」は「いつくしむこと。また、なさげぶかいこと。慈悲と熟字するとき、慈は与樂（樂しみを与える）、悲は拔苦と説明される。四無量心の一つ」とある。

先に見た地藏の本願に即して、ここでは「樂しみを与え、苦しみを除き給へ」の意か。○四宮川原、木幡ノ里、造道、西七条、蓮台野、

ミソロ池、西坂本、是也 地藏廻りの起源とされる七ヶ所については、

磯村有紀子が近世史料の『京都御役所向大概覚書』（上巻二の二五）「京七口」にいくつか記されたケースの一つ「一、粟田口（豊川原） 伏見口

本輪 一、鳥羽口（造道） 丹波口（西七条） 一、長坂口（蓮台野） 若狭口（響

鐘） 一、八瀬口（西坂本）と一致していること、これらの地が交通の要所

であり「京の内外を明確にする機能を果たしていた」ことを指摘している（二二—二三頁）。ただし、これらの地は中世の記録類に記され

た六地藏とは必ずしも一致しない。たとえば『宣胤卿記』の記事、「六ヶ所地藏（佐比、壬生、八田、星光寺、清和院、蔵珠院）」（文明十三年

（二四八—）一月二十四日条、「六ヶ所地藏（壬生、齊田寺、蔵珠院、八田、星寿寺、清和院）」（長享三年三月二十九日条 など）には、西光

の七ヶ所と一致するものはない（もっとも宣胤自身も、一回目の佐比・星光寺と二回目の齊田寺・星寿寺が異なっており、この時代の地藏廻

りが必ずしも固定的な六ヶ所となっていないことを示唆しよう）。ちなみに『資益王記』「西院、壬生、八田、屋禰葺、清和院、正親町

西洞院」（文明十四年（一四八二）七月二十四日条）については、『宣胤卿記』文明十三年と一致している（西院は佐比、屋禰葺は星光寺、

正親町西洞院は蔵珠院）。近世に入ると、寛文五年（一六六五）刊の『扶

桑京華志」は「六地藏堂 在木幡ノ邑ニ。相伝西光法師毎七道ノ構ノ一字ヲ。造六軀ノ地藏ヲ而置焉。所謂ノ四ノ宮河原、木幡ノ郷、造道、西七条、蓮台野、菩薩池而坂本是也（見源平盛衰記）。按スル今謂六地藏者、西七条、蓮台野、西坂本無有之而有常盤山科ニ。蓋以テ山科亦台山ノ麓ニ謂之ヲ西坂本ト、不妄也。常盤ノ地藏、旧有蓮台野ノ歟（承安三年（一一七三）三月十日、西光法師供養木幡堂。月卿雲客向訪。有舞等世謂（以下不明）（新脩京都叢書二十二―一二三頁）と記し、延宝四年（一六七〇）と貞享二年（一六八五）の序を有する『日次紀事』巻七、七月二十四日条は「六処地藏詣 今日落外六処地藏詣。所謂、賀茂御泥池或云菩薩池、山科、伏見、鳥羽、桂、太秦、是也」（新脩京都叢書四―三二四頁）と六箇所を挙げ、貞享二年（一六八五）刊の『京羽二重』巻二「六地藏廻」は、「（前略）保元二年平清盛六所造地藏堂其一ナリ也。件ノ日限六所日時供養。清盛六ヶ所逢同時供養。西光法師造立ト云云。一番、御菩薩池、北の方 二番、山科、東の方 三番、伏見、辰巳方 四番、鳥羽、未申方 五番、桂、西の方 六番、常盤、戌亥方」（新脩京都叢書二―八二頁）と六箇所を挙げ、正徳元年（一七一一）刊の『山城名勝志』は「○四宮川原（大津路在山科） ○木幡里（宇治路在六地藏町） ○造道（摂津路在上鳥羽） ○西七条（丹波路在桂里） ○蓮台野（長坂路今絶拜常盤村像） ○美曾呂池（鞍馬路） ○西坂本（龍華越今此一所絶）」（新脩京都叢書十四―四〇六頁）と七箇所を記す。中世の六地藏が西光の七ヶ所とは無関係に配置されているのに対し、近世になると〈盛〉を意識していることがわかる。この点について高橋渉は、「京都の六地藏参りは、伝承の面では「六地藏（参り）」にま

つわる伝承と「六道（参り）」に因む伝承とが関わりながら展開し、「六か所」は『源平盛衰記』に説く「七か所」の中の六か所を主流としながら、近世初頭までに、現在に至る「六地藏参り」の形態が成立するに至ったということではないか（七頁）と指摘する。なお、『洛陽十二社縁起』（刊記不明）には、「或書云、今の六地藏は西光法師六体の地藏菩薩を造立して其所々に安置す。是を廻地藏と名づく云々」という〈盛〉に基づく説の他に、「地藏靈驗記に云、大相国入道（清盛）兵乱の程の罪障消滅を欲せらるゝより願心起りて（中略）城門の六の巷に各堂を立て本尊には御長六尺の地藏の立像を安置し奉りぬ」「右の時に清盛入道志願を起して地藏の石像造立し、其所々に安置する事を西光法師に司どらしめたりしなるべし」（新脩京都叢書五―六一〇頁）と記され、『京羽二重』（貞享二年（一六八五）刊）にも清盛と西光による六地藏堂の縁起が見えるように、〈盛〉のような伝承に加えて、清盛と西光による六地藏縁起が伝承されていたことが窺える。ちなみに現在の六地藏参りは、山科徳林庵の山科地藏、伏見大善寺の「六地藏」、上鳥羽口浄禅寺の「鳥羽地藏」、桂地藏寺の「姉井地藏」、源光寺の「常盤地藏（乙子地藏）」、もと深泥池の上賀茂神社領内にあり、廃仏毀釈によって鞍馬口に移った上善寺の「鞍馬口の地藏」の六体を巡礼する形式となっている。こうして見ると、六地藏巡りには、不特定「六箇所の地藏を廻る」型と、木幡の「廻地藏」に関わる「二個所に安置された六体の地藏を廻る」型があり、両者が混濁する中で、前者の「六箇所」が六道↓七道の誤解などで変化し、「各六体ずつ七箇所に設置された地藏を廻る」というような伝承が形成されたものか。

○四宮川原 四宮河原の地藏については、『宇治拾遺物語』に、四

宮河原に住む下種が地藏像を造ったのに開眼もしないで櫃の中に入れて忘れていたところ、夢で地藏が目が見えないので帝釈天の地藏会に参加できないと訴え、慌てて開眼したという逸話を伝える（「四宮河原地蔵事」新大系一三一～一三二頁）。この説話の冒頭に「山科の道づらに、四宮河原といふ所にて、袖くらべといふ、商人あつまる所あり」とあるところから、磯村有紀子は「境界たることを示す「市」が平安末期には河原で開かれていたようだ」（一三三頁）と指摘する。また兵藤裕己は「四宮河原と地藏、盲人（琵琶法師）との結びつき」を指摘し（一七六頁）、松下健二は「四宮河原は〈境界〉の土地として宿神、道祖神と集合した地藏信仰の根づく素地が認められ、とくに宿神を祭祀した琵琶法師との関わりが注目される」（四四頁）と指摘する。現在の巡拝地徳林庵については、『当道拾要録』が「人康親王御出家遂させ給て法性禪師と申事ハ、地藏菩薩の化身にてまします御故也。故に徳林庵の南惣門の西脇に地藏堂有。此地蔵ハ定朝のさくなり。御頭にハ小野篁卿作り給へる老寸八分の地藏尊を納め奉ると地藏伝記に見へたり。昔山科の四ツ辻にましますを、保元年中西光法師御堂を建立して入れ奉りぬ。すなはち人康親王の御尊骸を葬りたりし靈石籠のうへにこの堂を移すといへり。加之地藏堂の後に御しるしの靈石籠現在す。是王城守護まします六地藏の一ヶ所なり」（国会図書館デジタルコレクション―九コマ）と記すが、これは『日次紀事』に「六地藏旧文帝天皇仁寿二年小野篁作地藏像六体、安於木幡法雲山大善寺。故称此処曰六地藏村。其後保元二年平清盛公六所造堂分置右地藏、今日修供養。西光法師司此事」（二云云）（新脩京都叢書四―三二四～三二五頁）とあるような伝承に依っ

たか。ただし、〈平凡社地名・京都市〉は、「諸羽山（柳山）南麓、四ノ宮川のほとりにある。旧東海道に面して建つ。柳谷山と号し、臨済宗南禅寺派。本尊聖観音。門前に庵の管理する六地藏の一つ廻地藏がある。天文年間（一五三二―一五五）僧雲英が現在地の北に人康親王を弔うため創立したが、戦国の兵火にかかり、現在地に移建されたという（宇治郡名勝誌・京都府山科町誌）」と記し、徳林庵を天文年間の創建としている。○木幡ノ里 前々項に引いたように、『扶桑京華志』に木幡の六地藏堂の記事が見られる。その末尾に「承安二年三月十日、西光法師供養木幡堂、月卿雲客回訪。有舞等世謂」とあるのは、『百練抄』承安三年（一一七三）三月十日条を引用したものである。「有舞等世謂」は「有舞楽。世称過差」の誤写であろう。西光の振舞が世間から「過差」と指摘されたというのである。『玉葉』同年同日条は「今日、祇候院之入道法師（名西光、左衛門尉入道也、故信西乳母子云々）浄妙寺領立堂、令供養云々。上皇渡御、公卿・殿上人・院北面人等、濟々行向云々。可指彈之世也。導師三井寺前大僧止、依院宣被請云々」とより詳細に記す。浄妙寺は藤原道長が建立した摂関家の菩提寺であり、そこに後白河院の意を受けた西光が堂を建立、供養を行ったことについて、西山恵子は「藤原氏の聖域とも呼ぶべき場所に院政の風が吹き込んだ」（一〇三頁）と指摘、それについて兼実は「可指彈之世也」と評したのであろう。また、松下健二は、この堂供養記事から、「木幡が西光法師の勢力基盤であったと推察される」（四五頁）とした上で、『勘仲記』弘安元年（一二七八）十月二十日条に記された、勘解由小路兼仲らが宇治平等院へ参詣の途中に通過した「廻地藏」が、『看聞御記』永享元年（一一四二）九月

二十一日条の「木幡廻地蔵」を指すとして、『盛衰記』の成立以前に木幡には廻地蔵と呼ばれる地蔵堂が存在した」とし、『盛衰記』の西光地蔵建立譚は、西光ゆかりの地として木幡の廻地蔵に伝わっていた伝承をもとに生成された可能性が高い（四五頁）と指摘する。あわせて木幡が「四宮河原と同じく、琵琶法師の拠点となっていた土地」（四五頁）であり、「彼らがこの地の西光伝説の伝承者となっていた可能性」（四六頁）を指摘している。「廻地蔵」の呼称は、『勸仲記』『看聞御記』などでは木幡の地蔵堂に関してのみ使用されており、古くは木幡固有の呼称であった可能性が高いだろう。なお、前項に引いた『日次紀事』では「木幡法雲山大善寺」とあり、近世には、大善寺にあった小野篁作という六体の地蔵が、清盛の命により六ヶ所の堂へと分置され、供養を差配したのが西光とされている。この大善寺については、元禄二年（二六八九）の序、同三年の跋を持つ『伽藍開基記』には、「伏陽、東六地蔵村有^レ靈区、号^ス大善寺」。初^レ此^レ寺名^レ淨妙。或^レ曰^レ木幡寺」とあり、『日次紀事』同様の説話が、『伽藍開基記』や、寛文五年（一六六五）の奥書を持つ『山城州宇治郡六地蔵菩薩縁起』、『延命地藏菩薩経直談抄』にも見える（松山由布子・四五―四六頁）。なお、貞享三年（一六八六）刊『雍州府志』「大善寺」項には「昔日、少納言入道信西、地蔵六体を造り斯の地に安置す。故に、世に、六地蔵と謂う。然るに、平の清盛公、此の六体を洛の内外六所に分け置く。此の処も亦、随一也」（岩波文庫上―三三八頁）という、信西・清盛の伝承も見える。○造道 「鳥羽地蔵は現在淨禪寺境内の六角堂に安置されているが、以前は寺の外にあり、鳥羽造り道に面して立っていた。周囲は佐比河原とも呼ばれ、鴨川・桂川の度重なる氾濫にさらされた

ところ」（竹内光浩五二頁）とされる。前掲『宣胤卿記』の「佐比」、『資益王記』の「西院」がこれにあたる。淨禪寺は文覚の開基と伝承され、境内には袈裟御前の首を埋めたという「恋塚」があることで知られる。『閑吟集』や能『卒塔婆小町』にも読まれ、御伽草子『恋塚物語』に語られるなど、芸能と結びついていることで知られる。小林美和は、背景に「鳥羽を中心とする浄土宗の唱導とのかかわりを想定させる」と指摘（二七五頁）、松下健二は「中世末期に下級芸能民の活動していた辻堂だった可能性が高い」（四六頁）と指摘する。○西七条 松下健二によれば、「西七条という呼称は、七条大路の西側一帯を広く指して呼んだもので、『盛衰記』が、具体的にどの地点を指して「西七条」としているのかは判然としない」（四六頁）という。山口泰子は、七条大路が丹波街道に通じる地点であり、『保元物語』では源為義が七条朱雀で頸を斬られたとされている点に着目、元禄二年（二六八九）の『京羽二重織留』巻三に「権現堂 七条の南朱雀にあり祇陀林寺と号す」（新脩京都叢書一―四二七頁）と記される将軍地蔵堂が、『太平記』巻八「四月三日合戦事付妻鹿孫三郎勇力事」に見える「朱雀ノ地蔵堂」のこととし、『山城名跡巡行志』第四には、その門前向いの竹林の中に「源為義塚」と称される墓碑のあったことが記されていること、この将軍地蔵が「宿神・式神・石神」などと同義の境界鎮護の神としての「シャグジ」に対する当て字であること、説経『さんせう太夫』に「丹後の国を立ち出て…（中略）…都の西に聞えたる、西の七条朱雀、権現堂にもお着きある」とされる地に厨子王丸の守り本尊である地蔵菩薩が安置されていることなどをあげて、「七条朱雀の権現堂はその唱導に従う乞丐人たちの集う場所であったことが推察される」（二四一頁）

と指摘する。松下健二は、西光の「廻り地蔵」は「ここに擬せられて
いる可能性が高い。七条朱雀は、七条大路の西側の中でもとりわけ重
要な出入り口として機能しており、同時に境界鎮護の場所として重視
されていた」（四六頁）と指摘する。ちなみに西光が斬られた場所は、
『愚昧記』では「五条坊門朱雀」（治承元年六月二日条）、「覺」では「五
条西朱雀」（上一八〇頁）とされているが、浜畑圭吾^②は、神宮文庫
本『沙石集』巻二に、「西光入道、平相国ノ為ニ首ヲハネラレシ事、
何ニ妄念モ有ツラム。夢ニ五条坊門ノ地蔵負給テ、浄土ヘヤラムト思
ヘバ、其ノ善業モナシ。地獄ニ入ランモ悲シ。我レヲ憑タリ。何ニス
ベキトテ、泣テ立給ト見エケリ。五条ノ坊門ノ地蔵ハ、西光ガ造リ奉
レリト云ヘリ」（旧大系四七二頁）という、後人の付加と見られる独
自の一節があり、『百練抄』に「五条坊門坊城地蔵堂供養」（正元元年
〔二二五九〕一月二十八日条）とある地蔵堂が、『宣胤卿記』などに見
える壬生寺の地蔵であるとして、本説話との関連性を指摘する（一四一
〜一六二頁）。○蓮台野 蓮台野は船岡山の西一帯の地をいうが、
その地名が成立する以前は紫野の一部として扱われていた。地名とし
ては『山家集』八五一歌に「露と消えば蓮台野にを送りおけ願ふ心を
名にあらはさん」（古典集成二三七頁）が早く、平安末期頃には蓮台
野の地名が用いられていた。山本尚友によれば、『野守鏡』には蓮花
化生した定覚上人が、「法界して此所にて墓をしめむ人をば、かなら
ず引接せむと発願したりけるより、蓮台野となづけて一切の人の墓所
となれり」（日本歌学大系四一九四頁）という由来を記すが、「蓮台野
の地に蓮台寺という寺院があったことが、この地名の発生の主因であっ
たと思われる」（五五頁）と指摘する。松下健二は「鎌倉期には非人

が集住し、葬送に携わっていたものと考えられているが、室町期にな
ると京都の人口増加に伴い、周辺には人家が増加し、多くの墓所が破
棄されている」（四八頁）という。中世に地蔵堂が存在したという記
録は見あたらないが、前掲『扶桑京華志』に「常盤地蔵、旧有蓮台
野^ニ歟」と記され、同じく『山城名勝志』に「蓮台野（長坂路今絶拜）常盤村
像」と記され、今日六地蔵のひとつとして源光寺にある常盤地蔵が、
かつては蓮台野にあったとされる。○ミゾ池 京都市北区上賀茂
深泥池町にある池で、「美曾呂池」「御菩薩池」「深泥池」などと表記
され、鞍馬・貴船への参詣路にあたる。正徳元年（一七一）刊の『山
州名跡志』巻六には「○御菩薩池 在幡枝南。名義未見実記。
或作^ニ洳呂池」。伝云、往昔此池面に地蔵菩薩現すと。即同所村の中に
六地蔵の随一を安置す。此故に称すと云々」（大日本地誌大系第一六
巻二一三頁）とあり、『都名所図会』巻六にも「御菩薩池ハ幡枝の南
にありて傍に地蔵堂あり。平相国清盛の代、西光法師がいとみしと
ぞ。六地蔵廻りの其一なり」（新修京都叢書八一六六七頁）と記される。
井上満郎・佐藤文子の紹介する「賀茂別雷神社文書」に収められた宝
徳三年（一四七〇）の検地帳には「西アサヒカ谷口地蔵堂」とあるこ
とから、中世には既に地蔵堂があったことが知られる。○西坂本
比叡山西山麓雲母坂登山口付近一帯をさす地名。松下健二は、梵舞本
『沙石集』巻四一一に三井寺の慶祚が「山ノ西坂本ノ人宿ノ地蔵堂ノ柱」
に文を記したという挿話があり（旧大系一八四頁）、『康富記』嘉吉三
年（一四四三）五月二十八日条に「於水飲地蔵堂有^ニ馱餉」とある
こと、さらに『宝物集』巻四の身代わり地蔵譚の場所が「西坂本に観
音院と云ところ」（新大系一七八頁）とされることを紹介する。ただし、

新大系は脚注で、この観音院を岩倉の大雲寺観音院とするが、これが下り松一乗寺付近にあった観音院である可能性を指摘している（四九頁）。○タトヒ今生ニコソ剣ノサキニ懸共 西光が自分の最期を予見しているかのような一節。『平家物語』の平家批判・清盛批判の中

で形象化される激烈な西光像との関連で生まれた発言か。○薩埵ノ濟渡ニ「薩」は「菩提薩埵」つまり菩薩のこと。ここでは地藏菩薩を指す。「濟渡」は〈蓬・静〉のとおり、通常は「濟度」と書き、衆生を救うこと。〈早（黒）も「濟度」と表記する。

【引用研究文献】

- * 磯村有紀子「中世の京都と六地藏」（滋賀史学会誌八号、一九九四・11）
- * 井上満郎・佐藤文字「深泥池の歴史と文化 付・深泥池歴史史料集成（稿）」（京都産業大学日本文化研究所紀要二〇号、二〇〇五・3）
- * 河内将芳「中世京都「七口」考―室町・戦国期における京都境域と流通―」（ヒストリア一六八号、二〇〇〇・1。『中世京都の民衆と社会』思文閣出版二〇〇〇・12再録。引用は後者による）
- * 小林美和「文覚説話の展開―説話の変容―」（『平家物語生成論』三弥井書店一九八六・5）
- * 米谷豊之祐「瀧口武者考」（『院政期軍事・警察史拾遺』近代文藝社一九九三・7）
- * 五来重『石の宗教』（角川書店一九八八・11。再版、講談社学術文庫二〇〇七・3。引用は後者による）
- * 砂川博「源平盛衰記の性格」（『平家物語新考』東京美術一九八二・12）
- * 高橋昌明「境界の祭祀―酒吞童子説話の成立」（『日本の社会史第二巻 境界領域と交通』岩波書店一九八七・12。補訂再録『定本 酒吞童子の誕生 もうひとつの日本文化』岩波現代文庫二〇二〇・9。引用は後者による）
- * 高橋渉「京都の「六地藏参り」（宮城学院女子大学研究論文集五五号、一九八一・12）
- * 竹内光浩「平安京庶民信仰の場」（『中世の生活空間』有斐閣一九九三・8）
- * 西山恵子「藤原氏と浄妙寺」（『京都市歴史資料館紀要一〇号、一九九二）
- * 浜畑圭吾①「西光廻地藏安置説話の生成」（『唱導文学研究』第八集三弥井書店二〇一一・6。『平家物語生成考』思文閣出版二〇一四・11再録。引用は後者による）
- * 浜畑圭吾②「西光と地藏菩薩―神宮文庫本『沙石集』の生成―」（『典籍と史料』龍谷大学仏教文化研究叢書、思文閣出版二〇一一・11。『平家物語生成考』思文閣出版二〇一四・11再録。引用は後者による）
- * 兵藤裕巳「鎮魂と供儀―琵琶語りのトボロジ―」（『仏教文学講座 第五卷』勉誠社一九九六・4、『平家物語の歴史と芸能』（改題「平家物語の芸能神」）吉川弘文館二〇〇〇・1再録。引用は後者による）

* 松下健一「『源平盛衰記』西光地藏建立譚の背景」(学習院大学大学院日本語日本文学九号、二〇一三・3)

* 松山由布子「近世における小野篁伝承の展開―六地藏めぐり起源譚をめぐって―」(伝承文学研究九六号、二〇一七・8)

* 真鍋広済「六地藏めぐり攷」(仏教と民俗(仏教民俗学会) 一号、一九五七・10)

* 持田友宏「甲斐の中世六地藏石幢」(日本の石仏一一六号、二〇〇五・12)

* 山口泰子「語り物とヒジリ―保元物語・為義最期譚の生成基盤―」(『講座日本の伝承文学第三卷 散文文学〈物語〉の世界』三弥井書店

一九九五・10)

* 山本尚友「上品蓮台寺と墓所聖について」(『三昧聖の研究』戎光祥出版二〇〇一・3)

* 頼富本宏「庶民のほとけ―観音・地藏・不動」(日本放送出版協会一九八四・10)

大納言¹音立

² 新大納言成親卿ヲバ、速ニ死罪ニ行バヤト入道ハオホサレケレ共、³ 小松大臣ノ⁴ 様々被⁵有申ケレバ、遠ガ子ナガラモ恥カシキ人ニテ⁵ オハスレバ、其教訓モ⁶ 難⁷背シテ、死罪マデノ事ハナケレ共、西光法師ガ白状ニ安カラズ被⁸思ツ、大納言ノヲハスル後ノ⁹ 障子ヲ、アラ、カニアケテ出給ヘリ。⁸ 生ノ衣ノ⁹ 裳短キニ、白キ大口ヲ¹⁰ 著給タリ。¹¹ 聖柄ノ腰刀ヲサシ、大ニ¹² 曠タル体也。大納言ニ¹³ 向テ、¹⁴ 一長押上¹⁵タル所ニ尻打係テ、ハタト睨給ヘバ、大納言ハ、「アハ、只今被¹⁶失歟。又イカナル事ノアランズルヤラン」ト思ヨリ、イトゞ胸打騒ギ、伏目ニテ打ウツブキ給タリケレバ、入道、「ヤ、大納言殿く」ト¹⁵ 呼仰テ、「アラ悪ノ殿ノ¹⁶ 顔ヤナ。御辺ハ平治ノ逆乱ノ時、失給¹⁷フベカリシ人ゾカシ。其ニ¹⁷ 小松内府ガ類ニ歎申ニ依テ、心弱ク有置奉テ頸ヲ継、大國庄園数多給リ、官位ト云捧禄ト云、身ニ余ル程ニ成給ヘル人ノ、何ノ飽足ズ、サニ其恩ヲ忘テ、忽ニ此一門ヲ滅サント結構シ給ケルゾ。入道ガ咎何事ニ侍ルゾヤ。一門ノ運依¹⁸不¹⁹尽、今其企願レタリ。同意ノ北面ノ奴原、一々ニ¹⁸ 食禁テ候。御辺又加様ニ¹⁹ 奉²⁰迎候ヘバ、今ハ²⁰ 別²¹事アラジト²¹ 存ズレ共、入道ニ²² 深宿意ノ有ケン子細、謀叛悪行ノ企語り給ヘ。承ラン」ト宣ヘバ、大納言ハ「人ノ讒言ニテゾ候覽。御一門ニ²³ 向進セテ、何事ノ²⁴ 怨²⁵有テカ、左様ノ事思立侍ルベキ。努々無事也」ト被²⁶申タリ。入道²⁴ 立直テ大ノ音ヲ以テ、「侍二人ヤ在々々」ト²⁵ 喚給ケレバ、貞能「²⁶ 候」トテツト参ル。「ヤヤレ、此ニ²⁷ 物論ズル人ノ有ゾ。西光ガ白状進ヨ」ト宣ヘバ、貞能巻物一卷持テ参ル。四五枚モ在ラント見ユ。入道自サト²⁸ 披テ、「²⁹ 慥ニ聞給ヘ」トテ、高声ニ³⁰ 返³¹読聞セ奉テ、「此上争カ論ジ給ベキ。³¹ 穴悪ノ人ノ物論シタル顔ノ誠シ氣サヨ。穴悪ヤ」トテ白状ヲ取直シテ、大納言ノ顔ヲスデカヘニ³² 打テ、³⁴ 障子ヲ立テ³³ 入給ヌ。

【校異】 1 〈近〉「こゑをたつ」〈蓬〉「音立」〈静〉「音立」。 2 〈近〉合点あり。行の冒頭に「大納言音立」を傍書。 3 〈近〉「こまつのおとゝの」〈蓬〉「小松の大臣の」〈静〉「小松の大臣の」。 4 〈近〉「やうやうに」〈蓬・静〉「さまく」。 5 〈蓬〉「御座れば」〈静〉「御座れば」。 6 〈近〉

「そむきかたうして」〈蓬・静〉「そむきかたくして」。7 〈近〉「さうしを」〈蓬〉「ヲ」なし。なお「障子」〈静〉「障子を」。8 〈近〉「すゝしの」〈蓬・静〉「生の」。9 〈近〉「すそ」〈蓬・静〉「裳」。10 〈静〉「着給ひたり」。11 〈近〉「ひしりつかの」〈蓬〉「聖柄の」〈静〉「聖柄の」。12 〈近〉「いかれる」。13 〈近〉「むかつて」〈蓬〉「向て」〈静〉「むかひて」。14 〈近〉「たけをしあがたる」〈蓬〉「一長押あかりたる」〈静〉「一長押上りたる」。15 〈近〉「よひあふのけて」〈蓬〉「呼仰のけて」〈静〉「呼仰けて」。16 〈近〉「かほやと」。17 〈近〉「こまつのたゆふか」〈蓬・静〉「小松内府か」。18 〈近〉「めしいましめて」〈蓬・静〉「召誠て」。19 〈近〉「むかへたてまつり候へは」〈蓬〉「迎奉りて候へは」〈静〉「迎奉りて候へは」。20 〈近〉「へちのこと」〈蓬〉「別の事」。21 〈近〉「ろんすれとも」とし「ろ」に見せ消ちして右に「そ」を傍記。22 〈近〉「ふかく」〈蓬〉「ふかき」〈静〉「深き」。23 〈近〉「カ」なし。なお「あて」〈蓬・静〉「ありてか」。24 〈近〉「たちなをて」〈蓬〉「立なをりて」〈静〉「立なをりて」。25 〈静〉「呼びひければ」。26 〈蓬〉「候」なし。27 〈蓬〉「物か」。28 〈近〉「もたせて」〈蓬・静〉「もて」。29 〈近〉「ひらいて」〈蓬・静〉「披て」。30 〈近〉「よみきかたてまつて」〈蓬・静〉「よみきかせ奉りて」。31 〈近・静〉「あなにくの」〈蓬〉「あらくの」。32 〈近〉「あんなしたる」。33 〈近〉「うって」〈蓬・静〉「うちて」。34 〈近〉「さうじを」〈蓬〉「障子を」。

【注解】○大納言音立 鹿ヶ谷事件関連の記事配列は諸本によって異 異同について、本全釈一七―五五頁で掲げた、〈延〉の話順に従って同が大きい。巻五「成親被捕」から巻六「成親被流」までの諸本間の 番号を付して分類した表を再掲する。

〈延・長〉	〈闘〉	〈盛〉	〈屋・覚・中〉
1 成親被捕	1 成親被捕	2 西光被捕、問詰	1 成親被捕
2 西光被捕、問詰	2 西光被捕、問詰	1 成親被捕	2 西光被捕、問詰
3 成親問詰	3 成親問詰	3 和漢故事	10 西光被斬
4 小教訓	4 小教訓	4 小教訓	13 師高兄弟被誅
5 成親妻子歎	8 大教訓	5 成親妻子歎	3 成親問詰
6 成親無思慮	9 烽火の沙汰	6 成親無思慮	6 成親問詰
7 少将乞請	5 成親妻子歎	7 少将乞請	4 小教訓
8 大教訓	6 成親無思慮	7 少将乞請	5 成親妻子歎
9 烽火の沙汰	7 少将乞請	12 謀叛の人々被召禁	7 少将乞請
10 西光被斬	A 西光拷問、悪口	10 西光被斬	8 大教訓
11 成親被流	10 西光被斬	B 西光卒堵婆の事	9 烽火の沙汰
12 謀叛の人々被召禁	13 師高兄弟被誅	3 成親問詰	11 成親被流
13 師高兄弟被誅	11 成親被流	8 大教訓	12 謀叛の人々被召禁

(長)は2↓1の順

9 烽火の沙汰
11 成親被流

右表の通り(盛)はその独自性が際立っている。諸本における展開は、
 〈鬪・延〉1「成親被捕」↓2「西光被捕・問詰」↓3「成親問詰」、
 〈長〉2「西光被捕・問詰」↓1「成親被捕」↓3「成親問詰」、
 〈屋・中〉1「成親被捕」↓2「西光被捕・問詰」↓10「西光被斬」
 ↓13「師高兄弟被誅」↓3「成親問詰」などの異同はあるが、基本的
 には「成親被捕」から「成親問詰」までを、時間的に連続した一連の
 出来事として叙述しているのに対し、〈盛〉では「西光被捕・問詰」
 ↓「成親被捕」の後に4「小教訓」5「成親妻子歎」6「成親無思慮」
 7「少将乞請」12「謀叛の人々被召禁」10「西光被斬」などの多くの
 記事を挟んで、3「成親問詰」(本段の「大納言音立」。なお、〈盛〉
 では、3が二カ所に分断されているのは、〈延・長・屋・覚・中〉では、
 3「成親問詰」の場面で記す和漢故事を、1「成親被捕」の後に記す
 ため。本全釈注解「蕭樊囚執、韓彭殄醢、晁錯受戮、周魏見辜……」
 (二六一―二六頁)参照)が配置されている。つまり、他本では時間的
 に連続している1「成親被捕」と3「成親問詰」の場面が、〈盛〉の
 み大きく分断されていることになる。ことに幽閉された成親を重盛が
 慰撫して後に清盛に諫言する「小松殿教訓(いわゆる4「小教訓」)」
 と、教盛による成経乞請(7「少将乞請」)が挟まれていることは、
 この間にかかなりの時間的経過があったことを印象づける。清盛は謀議
 に激怒しながらも、重盛・教盛に説得されて、一旦は成親・成経の処
 分を思いとどまっていることになる。その一方で、知盛の懇願を拒否
 して行われた西光父子の処刑から、再び首謀者成親への怒りを押さえ

がたく感じて、成親への問詰・拷問が行われたとしているのが〈盛〉
 ということになる。○新大納言成親卿ヲバ、速ニ死罪ニ行バヤト
 入道ハオボサレケレ共……以下「西光法師ガ白状ニ安カラズ被思
 ツ、」までが、〈盛〉の独自本文。先に置かれた「小松殿教訓(小教訓)」
 を受けた清盛の思惟に焦点を合わせた叙述によって、場面が再び捕縛
 された成親へと戻される。「小松大臣ノ様々被宥申ケレバ、道ガ子
 ナガラモ恥カシキ人ニテオハスレバ、其教訓モ難背シテ、死罪マデ
 ノ事ハナケレ共」は、知らせを聞いて駆けつけた重盛による清盛への
 教訓「大納言ヲ被失事ハ、能々可有御思案事也……」(1―
 三三四頁)に、清盛が「余ニ口解立ラレテ、実トヤ思給ケン、今夜切
 事ハ止給ニケリ」(1―三三七頁)としたことを受けての叙述。前掲
 表のように、〈盛〉のみ「1成親被捕」と「3成親問詰」の間に「4
 小教訓」を入れたために、このような文言が挟まれることになる。重
 盛の教訓に一旦は成親の処刑を思いとどまりつつも、西光の白状には
 心穏やかではいられない余りに、幽閉された成親の許へ足を向けたと
 いう設定。この場面で、清盛に焦点を合わせた描写をするのは他には
 〈鬪〉の「白状書付」(○)三杖(○)入道自尺懐中被行(○)向成親卿之
 居(○)所(○)。(白状は紙三枚に書き付けけり。入道自ら尺(尺)りて懐
 し、成親卿の居たまふ所に行き向かはれけり。卷一下―二三ウ)。た
 だし、その後は「聞(○)足(○)音(○)高(○)来(○)誰(○)人(○)恠(○)成親卿居之程(○)」(足
 の音の高く来るを聞きて、誰人と恠しみて成親卿之に居たまふ程に。
 同)と、視点は成親の側へと移行している。〈長・屋・覚・中〉は、

この〈闘〉の後半と同様に、一間なる所に幽閉された成親が、「さまざまあんじつゞけ給ひけるほどに」（〈長〉 1—1三八頁）と、捕縛され不安を募らせる成親の姿に焦点を当て、「良久ありて、内のかたより、人のあしをと、たからかにして来ければ、大納言は、『唯今、うしなはれんずるやらん』と、きも心をけしめてゐられたりけるに」（二三八頁）と、室内に幽閉された成親の視点から、清盛の来訪を描く。〈屋・覚・中〉もほぼ同様に、「後ノ方ヨリ人ノ足音ノ高ラカニ聞エケレバ、我ヲ失ナハンズル物之只今来ニコソト待給ニ」（〈屋〉 一二四頁。〈覚・中〉もほぼ同）と記す。〈延〉は、直前に西光尋問場面が置かれているために、幽閉された成親の姿とこの場面とが分断されているが、「良久アリテ、内ノ方ヨリ人ノ足音高ラカニシテ来ケレバ、大納言ハ只今失ワレナムズルヤラムト、肝心ヲケシテ居ラレタリケルニ」（巻二—二一〇）と、〈長〉とほぼ同じと見てよい。成親の居る室内から清盛の登場を待ち受ける視点といえよう。○大納言ノハスル後ノ障子ヲ、アラ、カニアケテ出給ヘリ 〈盛〉は成親のもとへ向かう清盛に焦点をあてた視点から、障子を開けて室内へと入る清盛の行動を描く。〈延〉も「入道、大納言ノオハシケル後ノ障子ヲアラ、カニサツトアケラレタリ」（巻二—二一〇）と、その前までの成親側の視点を離れて、室外の清盛側の視点から清盛の行動を描く（〈長〉も同）。〈屋〉は「我ヲ失ナハンズル物之只今来ニコソト待給ニ」という成親側の視点を、「サハナウテ」と否定した上で、「大上入道足音高カニ踏鳴テ御坐シツ、大納言ノ御坐ケル後ノ障子ヲ、サト明ラレタリ」（二二四頁。〈覚〉もほぼ同）と視点を清盛側に移して描写する。また〈中〉は「入道、そけんの衣のみじかやかなるに、しろき大きくちふみく、

み、ひじりつかのかたなをしくつろげてさすまゝに、大納言のおはしける、うしろのしやうじをあらゝかにさとあけ、もてのほかにいかれるけしきにて……」（上—八四頁）と、まず清盛の装束を描写するこゝで、視点が室外に移ったことを明示しつつ、清盛の行動を描く。これに対し〈闘〉は「見^ト荒開^ニ障子^ヲ之人^ト者清盛入道也」（荒らかに障子を開けたる人を見れば清盛入道なり。一三ウ）と先に成親の側に移った視点から清盛の登場を捉える。○生ノ衣ノ裳短キニ、白キ大口ヲ著給タリ この場面における清盛の装束については、〈延〉「鹿絹ノ衣ノ短ラカナルニ、白大口フミク、ミテ、聖柄ノ刀ヲヨシクツロゲテ」（巻二—二一〇）。清盛の装束を、素絹（鹿絹）の短い衣、白い大口、聖柄の刀、とする点は〈長・屋・覚・中〉も同じ。〈闘〉は清盛の装束の描写を欠く。『有職故実大辞典』は「鹿絹」と「素絹」を区別して、「鹿絹」については『令義解』や『海人藻芥』に基づいて、「鹿絹は粗製の平織の絹織物」、鹿絹衣は「粗末な衣を意味し、端袖を付けず桁の短い単の衣」とし、「素絹」は「僧服の一種。垂領で裾に雨覆・欄がついている丈長の衣。名のとおり白生絹・無紋、単仕立を本義としている」と説明する。ただし、〈延〉も「教訓状」の場面では、「腹巻ノ上ニ素絹ノ衣ヲ引懸テ」（巻二—二四二〇）と表記する。〈盛〉が「生ノ衣」とするのは「素絹ノ衣」と同じか。「素絹は本来一身半に及ぶ長いものであったが、等身の素絹が作られるに至って、本来の素絹を長素絹、短い等身の素絹を短素絹・切素絹あるいは単に素絹と呼ぶようになった」（『有職故実大辞典』）とあり、清盛が着用していたのは等身の短素絹ということになる。なお、重盛教訓場面では、清盛が着用しているのは「薄墨染ノ素絹ノ衣」（1—三八五頁）であり、

素絹が必ずしも白生絹とは限らないのだろう。「大口」は『有職故実大辞典』によれば「大口の袴の略称」で、「正装の袴に、はき籠める下袴の一種」。公家用の場合は、「束帯に付属する表袴の下につける大口」で一般には赤の生の平絹を用いるが、「宿老または一日晴の白装束の際などは特殊の料として白を用いた」とされた。『西三条装束抄』「赤大口トテ紅ノ生ノ平絹ナリ、(中略)宿老ノ人ハ白キ張袴ナリ、『装束図式』「生平絹紅ニ染テ用之、宿老人白張ナリ」。清盛の場合は「宿老」として、白の大口を着用したのか。なお、清盛の装束については、西光問詰場面、成親問詰場面、重盛教訓場面などに描写があり、諸本によつてはそれぞれに異なる場合がある点が指摘されているが(本全一六―一六頁参照)、〈盛〉においては基本的には「素絹の衣」で一貫している。なお、〈近〉は「裳」を「すそ」とし裳裾の意にとるが、〈蓬・静〉は単に「裳」と読む。○聖柄ノ腰刀 〈延・長・屋・覚・中〉も同。〈日国大〉「聖柄」には「法体の者が持つ刀で、柄を三鈷の形状にこしらえたもの。三鈷柄。一説に、柄に鮫皮を付けず木地のままのものともいう。ひじりかたな」とあり、〈全訳古語例解辞典〉は、「刀の柄の一種。サメの皮などを巻かない木地のままの柄か。一説に、仏具の三鈷を柄頭に取り付けた、三鈷柄のこととする」とする。「柄を三鈷の形状にこしらえたもの」というのは、国宝三鈷柄剣のような形状の説明か。三鈷柄剣は、三鈷柄の形に象った柄をつけた剣で、修験者が採灯護摩などの修法に際して用いたもの。ただし形状は諸刃の直剣(三鈷柄の形状からすればこちらが自然か)であり刀ではない。ここでは、木地のままの柄と考えるのが妥当か。〈盛〉は西光問詰場面でも清盛の装束を「相国ハ素絹ノ衣ヲ着、尻切ハキ、長念珠後手ニ取

テ、聖柄ノ刀サシ」(1―三四頁)としているが、これは他の諸本には見られないものであり、〈盛〉が本節の装束を転用したものと考えられる(本全一六―一六頁「相国ハ素絹ノ衣ヲ着、尻切ハキ、長念珠後手ニ取テ、聖柄ノ刀サシ」項参照)。○一長押上タル所ニ尻打係テ、ハタト睨給ヘバ 「一長押上タル」の読み、校異14に見るように、異本によつて様々だが、〈静〉「一長押上りたる」が良いか。「なげし(長押)」とは「柱の側面に打つて軸部を固める部材。位置により、柱の根元にある地長押、縁上にある縁長押(切目長押)、窓下にある腰長押、窓上あるいは建具上にある内法長押、柱の頂部にある頭長押、天井の周辺にある天井長押、蟻壁下の蟻壁長押などがある」(『国史大辞典』)。ここでは「尻打係テ」とあるので、室の入口の縁長押を指すか。成親が「中門ノ廊」の「一間ナル所」に幽閉されていたとあるので(1―三三〇頁。本全一六―一五頁参照)、背後の障子を開けた清盛が、縁長押に腰をかけている状態で、成親をにらみつけていたことになる。長押に腰掛けてとするのは〈盛〉のみ。〈延〉「大ニ怒レルケシキニテ、大納言ヲニラマヘテ宣ケルハ」(巻二―二ウ、〈長・覚〉もほぼ同)など、障子を開けた清盛が怒気を含んで成親を睨み付けている様子は諸本に共通する中で、〈闘〉のみが「入道乍立寄瞋」目齧齒赤顔荒(声被)云(入道立ち寄りながら、目を瞋らし、歯を齧へ顔を赤らめ、声を荒げて云はれるは。一下―一三ウ)と、より具体的に描写する。○大納言ハ、「アハ、只今被失歟。又イカナル事ノアラズルヤラン」ト思ヨリ 〈盛〉では憤怒する清盛の姿を見て、成親が「只今被失歟」と思惟したと描かれるが、〈延・長・屋・覚・中〉では、「内ノ方ヨリ人ノ足音高ラカニシテ来ケレバ、大納言ハ只今失

ワレナムズルヤラムト、肝心ヲケシテ居ラレタリケルニ」（〈延〉巻二―二一オ、〈長〉も同）と、幽閉場所へ近づいてくる足音に、このように思惟したとする。○アラ悪ノ殿ノ顔ヤナ（盛）の独自本文。

清盛がこのように感情を直接的に表出するのは〈盛〉のみ。○御辺ハ平治ノ逆乱ノ時、失給フベカリシ人ゾカシ。其二小松内府ガ頻ニ歎申ニ依テ、心弱ク宥置奉テ頸ヲ繼。成親ガ平治ノ乱ノ際に重盛ノ取りなしによって助命されたことは、「平治ノ逆乱ノ時、事ニアヒ、越後中將ニテ既ニ死罪ニ被定シテ、重盛其時ハ左衛門佐ニテ、兎角申テ頸ヲ続タル人ニ非ヤ」（巻三「重盛宗盛左右大将」1―149頁、本全積九―三〇頁参照）、「成親平治ノ乱ニ切ラルベカリシテ、御恩ニテ命ヲ生ラレ奉テ」（巻五「成親以下被召捕」1―333頁、本全積一六―三八頁参照）など、これまでにもしばしば繰り返されてきた。巻五の例は、命乞いをする成親自身が、平治ノ乱の折に重盛から受けた恩に感謝し、再度の助命を懇願する場面。〈盛〉では、当該記事で、成親が重盛から受けた恩を、清盛から逆^レに問い質される形を取る。〈闘〉「已^レ平治ノ合戦之時被^レ語信頼義朝^ニ為朝敵^ニ可被誅^ニ因小松ノ内府申状^ニ非繼^レ頸仁^ニ乎」（已に平治の合戦の時、信頼・義朝に語らはれて朝敵と為りて誅せらるべかりしに、小松の内府が申し状に因つて頸を継ぎし仁に非ずや。一三ウ―一四オ）、「サテモ御辺ヲ平治ノ乱ノ時已ニ誅セラルベカリシテ、内府ガ様々ニ申テ、頸ヲツギ奉候シゾカシ」（二二五頁）など、諸本ともに平治の乱を引き合いに出した清盛の問責の言葉を記す。特に〈延・長〉が「一年、平治ノ逆乱之時、信頼、義朝等ニ御同心アテ、朝敵トナリ給タリシ時、越後中將トテ、鳥摺ノ直垂、小袴キテ、折烏帽子引立テ、六波羅ノ馬屋ノ前ニ

(一)

引スヘラレテオワセシカバ、罪ニ定テ既ニ被誅^レ給ベキニテオハセシテ、内府トカクシテ申有タリシカバ、『七代マデノ守ノ神トナラム』ト、手ヲ合テ泣々宣シ事ハ忘給タルナ」（巻二―二一ウ、〈長〉も同）と、その場面での成親の装束や「七代マデモ……」という言葉まで詳細に記すことについては、『平治物語』との関連性が指摘される（本全積一六―三九―四〇頁参照）。○大國庄園數多給リ、官位ト云捧禄ト云、身ニ余ル程ニ成給ヘル人ノ、何ノ飽足ス、サニ其恩ヲ忘テ、忽ニ此一門ヲ滅サント結構シ給ケルゾ。「大國庄園數多給リ、官位ト云捧禄ト云、身ニ余ル程ニ成給ヘル人ノ、何ノ飽足ス、サニ其恩ヲ忘テ」は、〈盛〉の独自本文。「父家成卿ハ中納言マデコソ至リシニ、其末ノ子ニテ、位ハ正二位、官ハ大納言ニ至リ、歳僅ニ四十二、大國アマタ賜テ、家中タノシク、子息所從ニ至マデ飽マデ朝恩ニ誇タル人ノ、何ノ不足アリテカ懸ル事思立給ケン」（1―150頁）を受けた表現。『平家物語』においては、成親の「私ノ宿意」（巻五「行綱中言」、1―315頁）つまり私的な野望が事件の原因として強調されているが（本全積一五―四一頁参照）、〈盛〉はここでもそれを強調している。「忽ニ此一門ヲ滅サント結構シ給ケルゾ」は、〈延〉「サレバ何ノ科念ニヨリテ当家ヲ可滅之由ノ御結構アリケルヤラム」（二二ウ―二一オ。〈長〉も同）、〈覚〉「何ノ遺恨をもつて、此一門ほろぼすべき由の結構は候けるやらん」（八一頁。〈屋・中〉も同）。なお〈闘・延・長・覚〉では、〈闘〉「早脱程に忘^レ芳恩^ニ企^ニ謀叛^ニ亡^レ此^ニ一門^ニ被^レ擬無^レ大氣^ニ昔今以^レ有^レ心^ニ為^レ仁^ニ不^レ知^レ恩^ニ名^ニ非^レ人^ト汝^ニ乍^ニ蒙^レ内府^ノ芳恩^ヲ還^レ作^レ阿儻^ニ是^レ即^レ非^レ人間^ノ輩^ニ偏^ニ如^レ犬^ノ野^ノ干^レ被^レ吐^レ惡^レ口^ニ之間」（早晩〔脱〕の程に芳恩を忘れて謀叛を企て、此の一門を亡ぼさんと擬せられける

こそ大氣おほけ無けれ。昔も今も心有るを以て仁と為し、恩を知らざるを非人と名づく。汝、内府が芳恩を蒙りながら、還つて阿儻なを作す。是れ即ち人間の輩に非ず。偏に犬・野干のごとしと、悪口を吐かれける間。

一下一四オ、〈延〉「人ハミメ貞ノナダラカナルヲバ人トハ申ヌゾ。恩ヲ知ヲ以テ人トハ申ゾ。ワ殿ノ様ナル者ヲコソ、人ノ皮ヲキタル畜生トハイヘ」(巻二二二ウ、〈長〉も同)、〈覚〉「恩を知るを人とは言ふぞ。恩を知らぬをば畜生チカシウとこそ言へ」(上一八一頁)など、恩を忘れた成親を犬や畜生に譬えて非難する言葉もあるが、〈盛〉にはない。

○一門ノ運依不尽、今其企頭レタリ。同意ノ北面ノ奴原、一々ニ食禁テ候。御辺又加様ニ奉迎候ヘバ、今ハ別事アラジト存ズレ共、入道ニ深宿意ノ有ケン子細、謀叛悪行ノ企語リ給ヘ。承ラン「平家一門の運が尽きていなかったために企ては露見した。企てに同意した北面の者たちも皆召し捕らえた。あなた様もこのようにお迎えしたので、今となつては何事も起こらないと思われませんが、この入道に深い恨みをお持ちの子細、この度の謀反悪行の企てについてお語り下さい。お伺いしましょう」の意。〈闘〉には該当する表現なし。〈延・長〉「サレドモ微運ノ尽サルニヨリテ、此事頭テ迎申タリ。日来ノ御結構ノ次第只今直ニ承候ベシ」(〈延〉二二オ)、〈屋・覚〉「しかれ共当家の運命ウシメイ尽きぬによつて、迎へたてまつたり。日比のあらましの次第、直にうけ給らん」(〈覚〉上一八一頁)に比べると〈盛〉はやや詳細。〈中〉は「されどもよきものもがらどもをもみなめしめしめぬ、御へんをかやうにむかへ申たれば、べちの事あらじとこそおぼゆれ、日ごろのむほんけつこうのしだい、たゞいまうけたまはらん」(上一八一頁)とするが、傍線部は〈延・長・屋・覚〉には見られず、

〈盛〉に近い表現。○大納言ハ「人ノ讒言ニテゾ候覧。御一門ニ向進セテ、何事ノ怨有テカ、左様ノ事思立侍ルベキ。努々無事也」ト被申タリ。今回の企てを白状せよとの清盛に対し、成親は讒言であるとして無実を主張する。〈闘〉は成親の描写が詳しく、「成親卿之心中如消入○ 雖難耐○ 居直座席○ 挑合袖○ 此事被聞食○ 之間御鬱候之条尤御理也但於成親之身○ 者此事無跡形○ 無実候此即欲○ 失○ 成親○ 人の讒言覚候被云○ (成親卿の心中消え入るがごとし。耐へ難しと雖も、座席を居直り、袖を挑かき合はせて、『此の事を聞こし食されける間、御鬱り候ふ条、尤も御理なり。但し成親が身に於いては、此の事跡形も無き無実○に候ふ。此は即ち、成親を失はんと欲する人の讒言と覚え候ふ』と云はれければ。一下一四オ)とする。〈延〉「大納言涙ヲ流シテ慙○『身ニ取テハ全ク誤タル事ナク候。人ノ讒言ニテゾ候ラン。委ク御尋アルベク候』ト宣ケレバ」(二二オ。「慙」は「慙」の誤写で、「なまじ」の意か。〈延全注釈〉巻二二〇三頁)とあり、〈長・屋・覚・中〉もほぼ同様であるのに対して、〈盛〉は「御一門ニ向進セテ、何事ノ怨有テカ、左様ノ事思立侍ルベキ。努々無事也」(平家一門にお向かい申し上げて、どのような恨みがあつて、そのようなことを思い立ちますでしょうか。まったく考えられないことですよ)と否定する。○入道立直テ大ノ音ヲ以テ、「侍二人ヤ在々々」ト喚給ケレバ、貞能「候」トテツト參ル。「ヤラレ、此ニ物論ズル人ノ有ゾ。西光ガ白状進ヨ」ト宣ヘバ、貞能巻物一卷持テ參ル。清盛は先に「一長押上タル所」に腰掛けていたとあつたが、この時立ち直つて大きな声で、「侍所に誰かいるか」と呼ぶと、貞能が出てきたとする。成親問詰の場面で、清盛が西光の白状を持ってこさせるのは〈延・長・屋・

覚・中。〈延〉「入道イハセモハテズ、『西光法師ガ白状マヒラセヨ』ト宣ヘバ、持テ参タリ」（巻二―二二オ）。白状を持ってくる人物として貞能を登場させるのは〈盛・覚・中〉。「入道言はせもはてず、『人ヤある、く』と召されければ、貞能参りたり。『西光めが白状まいらせよ』と仰られければ、持ッて参りたり」（覚）上―八二頁。〈長・屋〉は右の〈延〉と同様に、持参した者の名を記さない。貞能は清盛腹心の平家貞の子（本全釈七一―九頁、一五―一六〇頁参照）。〈闘〉のみは、清盛が白状を持参していたとする「入道乍^シ 哈自^シ 懐引出西光^カ白状^ニ」（入道 哈^ハひながら、懐より西光が白状を引き出だして。一下―一四オ）。「物論ズル」は「もっともらしく理屈を述べる」といった意味だろう。○四五枚モ在ラント見ユ 西光問詰の場面に、「始ヨリ終マデ白状四五枚ニ記シテ」（一―三三七頁）とあったのを指す。本全釈一六一―九頁「始ヨリ終マデ白状四五枚ニ記シテ、判形セサセテ後」項参照。「巻物一卷持テ参ル」とあるので、これを継いで巻物にしていたのである。○入道自サト披テ、「慥ニ聞給ヘ」トテ、高声ニ二返読聞セ奉テ 清盛が西光の白状を自ら読み上げたとするのは〈延・長・盛・屋・覚・中〉。〈延〉「入道引広テクリカヘシ高ラカニ二返マデヨマレタリ」（二二オ）。読み返した回数は、〈延・盛〉「二返」、〈長・屋・覚〉「二三返（遍）」。「闘」は清盛が投げかけた西光の白状を、成親が自ら読んだとする。「此如何抛掛大納言類^ニ」成親洪々披見之^ニ」（「此は如何に」と、大納言の頬に投げ掛けたり。成親、洪々之を披見するに。一下―一四オ）。○此上争力論シ給ベキ。穴悪ノ人ノ物論シタル顔ノ誠シ気サヨ。穴悪ヤ 〈屋・覚・中〉「あなにくや、此うへをば何と陳^チずべき」（覚）上―八二頁。〈延〉は、「成

親卿ヲ始トシテ、俊寛ガ鹿谷坊ニテ平家ヲ滅スベキ結構ノ次第、法皇ノ御幸、康頼ガ答返、一事トシテ漏ル、所ナシ。四五枚ニ被記^レタリ」と、白状の内容を示した上で、「是ハイカニ。此上ハ破陳ニヤ及ベキ。是ハドコヲアラガフゾ。アラニクヤ」（二二オ―二二ウ）と清盛の台詞を記す（〈長〉も同様）。「誠シ気」は形容詞「まことし」に様子を表す接尾語「氣」が付いたもの。「物論シタル顔ノ誠シ気サヨ」は「いかにも筋道の通ったことを言っているような顔で誠実そうなふりをしていることよ」といった意になるか。○白状ヲ取直シテ、大納言ノ顔ヲステカヘニ打テ、障子ヲ立テ入給ヌ 西光の白状を記した紙の束で、成親の顔を斜めに打ち据えたとするのは〈盛〉のみ。〈延・長・屋・覚・中〉は、白状を投げつけて障子を閉じ奥に入ったとする。〈延〉「白状ヲ大納言ニ投カケテ、障子ヲハタトタテ、返給ケルガ」（巻二―二二ウ）。〈闘〉は前述の通り、すでに白状を投げつけているので、「成親押^シ 巻白状^ニ 指置^前前^ニ」打俛居^玉矣」（成親、白状を押し巻き、前に指し置き、打ち俛^{うつぶ}して居たまひけり。一下―一四オ）とし、清盛が障子を閉じて出て行った描写もない。なお、〈盛〉は、成親が監禁されている一間に入る際には「大納言ノヲハスル後ノ障子ヲ、アラ、カニアケテ出給ヘリ」、退室する際には「障子ヲ立テ入給ヌ」と叙述する。この一間に隣接する室内からの出入を描写したものであろうが、「出給ヘリ」「入給ヌ」という表現は、成親が一間なる空間（室内）に居るとする〈盛〉の場合、やや違和感を覚える。あるいは成親への拷問が「坪」「庭」等屋外で行われたとする他本の描写の影響で、このような表現が用いられたか。

入道角シテモ猶¹腹居カネテ、難波・妹尾ヲ召テ、「大納言ヲメカセヨ」ト宣フ。二人ノ³武⁴仰奉テ、一間ヨリ引出シ奉テ壺ノ⁵内ニ召居、数ノ⁶楯ヲ支度シタリ。入道ハ壁ヲ隔テ⁷立聞給ケリ。難波・妹尾、大納言ニ無⁸情当タリトテ、小松殿ノ深⁹禁¹⁰給ケル事ヲ大ニ恐思ケレバ、忍ヤカニ大納言ノ耳ニ申ケルハ、「上ノ仰ナレバ奉¹¹誠由ナルベシ。真ハ争¹²カ其義有¹³ベキ。入道殿壁ヲ¹⁴隔テ立聞給ヘリ。叫給ヘ」ト申テ、大納言ノ居給¹⁵ル傍ヲシタ、カニ打ケレバ、「ア、難堪。助給ヘヤ、物申サン」トノタマヒケレバ、入道、「何事ゾ、暫シ休テ物云セヨ。キカン」ト有ケレバ、経遠・兼康杖ヲ納ム。大納言ハ、「我¹⁷平治ノ乱ニ、既ニ¹⁸可¹⁹奉²⁰被²¹劓首カリシ者ガ、小松殿ニ奉²²被²³助、継命、位正²⁴位、官大納言ニ²⁵経上ツ、大国数多²⁶給テ、官禄共ニ身ニ余タル。我身ノ今²⁷ナル果²⁸コソ悲ケレ。平家ノ御恩ヲ²⁹蒙タル身也。争カ³⁰奉³¹忘³²其恩、謀叛ノ³³企候ベキ」トゾ口説給フ。入道ハ、「サコソ思ベキ事ヨ。但³⁴虚言ゾ。今一度ヲメカセヨ」ト宣エバ、又³⁵傍ヲ³⁶強打³⁷タリケル。大納言ハ、「アラ³⁸難堪、助給ヘ³⁹妹尾殿。休給ヘ⁴⁰難波殿」トゾ叫給フ。物ニ能⁴¹々⁴²諭レバ、罪深キ衆生ノ、所造ノ業ニ⁴³随テ⁴⁴刑罰ヲ蒙リ、獄卒⁴⁵阿旁羅刹ニサヘナマルラン、冥途ノ旅ノ有⁴⁶様、角ヤト覺テ哀也。入道聞⁴⁷之給テ、少シ腹居テ、「サバカリ候ヘ」トテ、又本ノ所ヘ⁴⁸推籠⁴⁹奉ル。

【校異】 1 〈近〉「はらを」。 2 〈蓬〉「世能を」、〈静〉「世能を」。 3 〈近〉「ものゝふ」、〈蓬〉「武士」、〈静〉「物武」。 4 〈近〉「おほせうけたまはて」、〈蓬〉「仰をうけ給て」、〈静〉「仰せうけたまはりて」。 5 〈蓬〉「中に」、〈静〉「中に」。 6 〈近〉「しもとを」、〈蓬・静〉「楯を」。 7 〈蓬〉「立聞給ヘリ」、〈静〉「立聞給ヘリ」。 8 〈蓬〉「世能」、〈静〉「世能」。 9 〈近〉「いましめ給ひける」、〈蓬・静〉「誠給ける」。 10 〈近〉「かみの」、〈蓬〉「上へ」。 11 〈近〉「カ」なし。 12 〈近〉「へたて」、〈蓬・静〉「へたて」。 13 〈近〉「かたはらを」、〈蓬〉「そはを」。 14 〈近〉「たへかたし」、〈蓬・静〉「堪かた」。 15 〈蓬・静〉「ハ」なし。 16 〈蓬〉「我」なし。 17 〈近〉「へいちのらん」、〈蓬〉「平治の乱に」、〈静〉「平治の乱に」。 18 〈近〉「かうへをはねらるへかりし」、〈蓬〉「首を刎られ奉るへかりし」、〈静〉「首を刎られたてまつるへかりし」。 19 〈近〉「なるはてこそ」、〈蓬〉「成はてこそ」、〈静〉「成はてこそ」。 20 〈近〉「へいちの」。 21 〈近・蓬〉「かうふりたる」、〈静〉「蒙たる」。 22 〈近〉「御をんをわすれたてまつり」。 23 〈蓬〉「企すへきとそ」。 24 〈近〉「そらことそ」、〈蓬〉「虚言を」、〈静〉「虚言を」。 25 〈近〉「かたはらをそ」、〈蓬・静〉「傍をそ」。 26 〈蓬〉「強」なし。 27 〈近〉「たへかた」、〈蓬〉「堪かたや」、〈静〉「難堪や」。 28 〈蓬〉「世能殿」、〈静〉「世能殿」とし、右に「兼康也」を傍記。 29 〈静〉「難波殿とそ」とし、右に「経遠也」を傍記。 30 〈近〉「したかて」、〈蓬・静〉「したかひて」。 31 〈蓬・静〉「阿防に」。 32 〈静〉「押籠奉る」。

【注解】 ○入道角シテモ猶腹居カネテ、難波・妹尾ヲ召テ、「大納言ヲメカセヨ」ト宣フ 本節は、前節「大納言音立」に再掲した諸本記事対照表に見る「3成親問詰」に当たる。ただし、諸本ではその中に含まれる「和漢故事」が、〈盛〉では表の通り「1成親被捕」の後に引かれてくる（本全釈一六一二六～二八頁）。「入道角シテモ」とは、白を〈早（黒）〉は「世能」とする。校異8に見るように、〈蓬・静〉も同様に記す。難波経遠・妹尾兼康は、卷二「殿下事会」で、清盛に命

じられて基房に報復を加える場面に登場している（本全釈八一六二頁「難波・妹尾二下知シ給ケルハ」項参照）。ともに警察力的な、近習的な働きをする家人であった。それは巻五「小松殿教訓」の成親捕縛の場面で、重盛が「経遠・兼康が大納言ニ情ナク当タリケル事、返々モ希怪也」と叱責し、「大納言引張タリケル備前国住人難波二郎経遠、備中国住人妹尾太郎兼康、恐入テゾ候ケル」（一―三三八頁。本全釈一六―六七頁参照）とあったように、成親を捕らえて引きずったのを両名の行為としていることから窺える。これを受けて、本節で拷問の役目も両名が担うことになっているのである。ただし、右はいわゆる「4小教訓」の場面であり、前掲対照表からも分かるように、〈闕・延・長・屋・覚・中〉は、本節に該当する成親の拷問（3成親問詰）よりも順序が後になっており、これが本来の順序であろう。すなわち、〈延〉を例に取れば、まず清盛が「『経遠・兼康ハナキカ』ト宣ケレバ、経遠・兼康・季貞・盛国・盛俊ナムド参リタリケレバ」（巻二―二二ウ）として複数の家人が拷問に当たるが、このうち季貞が「情アル者ニテ」成親に手心を加える。そして、「4小教訓」の後に、「（重盛が）『経遠・兼保ナムドガ、大納言ニ情ナク当リタリケル事、返々奇怪也。（中略）』ト宣ケレバ、難波二郎・妹尾太郎モ恐入タリケリ」（二二八オ）とするように、拷問に関わった両名を重盛が叱責する流れになっている（〈長〉も同様）。ただし〈延〉には両名が成親を苛む様子は描かれず、実際に拷問を加えていない両名が叱責されているように読ませてしまう。一方〈長〉では季貞の行為に続き、清盛の歡心を買おうとした経遠・兼康が成親に拷問を加える様子が描かれており、重盛の叱責もこうした両名の行為を咎めた形となっている。また、〈寛〉では、まず清盛が

「『経遠・兼康』と召せば、瀬尾太郎・難波次郎、参りたり」（上一八二頁）として、両名が拷問に当たるが、手心を加えるのもまた両名である。そして「4小教訓」の後にはやはり「（重盛が）『さても経遠・兼康がけさ大納言に情なうあたりける事、返々も奇怪也（中略）』との給へば、難波も瀬尾も、ともにおそれ入ッたりけり」（上一八六頁）となっている（〈屋・中〉も同様）。したがって〈盛〉は、経遠と兼康二名が拷問に当たり、手心を加える点では〈屋・覚・中〉と同じである。ただし、〈盛〉では、先の成親捕縛後の重盛の叱責（一―三三八頁）を受けて、拷問では両名が手心を加えたように読めるのに対して、〈屋・覚・中〉の場合、巻一「殿下乗台」では「入道殿の仰より外は、又おそろしき事なしと思ふ者ども」（〈寛〉上一四一頁）の筆頭に記される経遠・兼康が、一転してここで手心を加えていることになる。おそらくその理由は、彼らが基房への報復を行った後に、「小松殿、大にさはいで其時ゆき向ひたる侍ども皆勘当せらる」（〈寛〉上一四二頁）と、重盛に勘当されたことに求められるだろう。さらに〈屋・覚・中〉の場合、経遠・兼康は手心を加えたにもかかわらず重盛に叱責されることになるのだが、これは、手心を加えた事実が重盛には伝わらなかったためだろう。なお、本全釈一六―一六五頁「経遠・兼康が大納言ニ情ナク当タリケル事、返々モ希怪也」項も参照のこと。右の他では、〈闕〉は、「入道弥腹立召ニ盛国（・）貞能（・）経遠（・）保景（・）等」（入道弥腹立、盛国・貞能・経遠・保景等を召しけり。一―一四オ）とするが、その内手心を加える役は、平盛国となっている。○二人ノ武仰奉テ、一問ヨリ引出シ奉テ壺ノ内ニ召居、数ノ楯ヲ支度シタリ「武」を〈早（黒）〉「物ノ武」とする。「武」一文字で

は、〈名義抄〉に「ツハ物」(僧中四一)の訓はあるが、〈蓬〉「武士」^{フシ}、〈静〉「物武」とする訓は見られないことからすれば、「士」ないしは「物」の脱落の可能性もあろう。「仰奉テ」は、〈近・蓬・静〉のように、「おほせうけたまはりて」と読む。〈名義抄〉「奉」(中略)ウケタマハル」(仏下末二四)。経遠、兼康の二人は、成親を「大ナル木ヲ以テ蜘蛛手」に結わえられた「一間ナル所」(一―三二九頁)から引き出し、「壺ノ内」に引きずり下ろし、拷問の準備をする。〈延・長・屋・覚・中〉いずれも「庭ニ引落ス」とするが、〈鬪〉は「取」成親卿手足^ヲ引下坪内」(成親卿の手足を取りて坪の内に引き下す。一―一四一四オ)と「坪の内」に引き落としたとする。「壺ノ内(坪の内)」は、建物の中の狭い庭。西光が詰問される場面では、〈盛〉「西光法師ヲ召取テ大庭ニ引居タリ」(三二四頁)に対して、〈覚〉「坪の内にぞひつすへたる」(七九頁)とあった。「数ノ楯ヲ支度シタリ」は〈盛〉の独自異文。楯は、細長い枝で、〈近〉「しもと」、〈蓬・盛〉「すはへ」いずれも読める。「楯(中略)シモト スハへ」(〈名義抄〉仏下本一〇四)、「suwai.スワイ(楚)木の小枝、あるいは細枝」(『邦訳日葡辞書』五九二頁)。巻一「禿童」に「梅ノ楯ノ三尺計ナルヲ、手モト白ク汰テ右ニ持」(一―四四頁)とあった(ただし、禿童の持ち物として「楯」を挙げるのは〈盛〉のみ。本全釈四一―一頁「十四五、若ハ十六七計ナル童部ノ……」項参照)。また「楯」についても同一三頁「梅ノ楯ノ三尺計ナルヲ、手モト白ク汰テ右ニ持」項参照。本節では、この後「大納言ノ居給ヘル傍ヲシタ、カニ打ケレバ」とあるように、成親を楯で打つための準備をしているのであり、楯を鞭として使用している。「数ノ楯」の「数ノ」は、巻二十二「入道申官符」に「入

道ガ謀ニテ、彼等二人ヲ始テ数ノ伴類皆手ニ懸テ亡シ候キ」(三―三七六頁)、巻四十四「屋島内府八歳子亡」に「難産セシ間、数ノ宝ヲ抛テ仏神ニ祈申シカバ」(6―二四〇頁)とあるように、「多数」の意。多くの楯が用意されていることが成親の恐怖心を煽ることになる。

○入道ハ壁ヲ隔テ立聞給ケリ 〈盛〉の独自異文。この後に、難波と妹尾が成親に対して、「入道殿壁ヲ隔テ立聞給ヘリ」と囁くための説明となる文である。〈盛〉が加えたものである。清盛が、目ではなく耳によって拷問の様子を把握していることを示している。○難波・妹尾、大納言ニ無情タリトテ、小松殿ノ深禁給ケル事ヲ大ニ恐思ケレバ、忍ヤカニ大納言ノ耳ニ申ケルハ、「上ノ仰ナレバ奉誠由ナルベシ。真ハ争力其義有ベキ。入道殿壁ヲ隔テ立聞給ヘリ。叫給ヘ」ト申テ 難波経遠・妹尾兼康が成親に手心を加え、清盛に聞こえるように叫び声を上げるよう囁く。難波・妹尾の二名がこの役に当たるのは〈屋・覚・中〉。〈覚〉「二人の者共、大納言の左右の耳に口をあてて、『いかさまにも御声のいづべう候』とさゝやいて、ひきふせ奉れば」(上一八二頁)。「屋」も同様だが傍線部を欠く。〈鬪〉は平盛国〈延・長〉は平季貞がこの任に当たり、いずれも同様に情けを持って成親に叫び声を上げるように教える。〈鬪〉「盛国得意男以」手打^ヲ係成親卿^ノ頸^ニ膝押^シ当胸^ニ小音^ト秘語者入道殿聞給様ニ叫泣^シ申^ス(盛国得意たる男にて、手を以て成親卿の頸に打ち係け、膝を胸に押し当てて、小音にて秘語^{ヒソカニ}さけるは、「入道殿の聞かせ給ふ様に叫び泣かせたまへ」と申しければ。一―一四〇―一四ウ)。「延・長」「其中ニ季貞ハ元ヨリ情アル者ニテ、大納言ヲ取テヲサヘテ、左手ニテ大納言ノ頸ヲツヨク取様ニシテ、サスガニツヨクトラズ、右手ニテ大納言ノ

胸ヲヲス様ニシテ、ツヨクヲサズ。季貞ガ口ヲ大納言ノ耳ニ指アテ、
 『入道ノキカセ給候ヤウニ、只御声ヲ立テヲメカセ給へ』トサ、ヤキ
 ケレバ」(〈延〉巻二―二二ウ―二三オ)。なお、「大納言ニ無情当タ
 リトテ、小松殿ノ深禁給ケル事ヲ大ニ恐思ケレバ」は〈盛〉の独自異
 文。前掲「入道角シテモ猶腹居カネテ、難波・妹尾ヲ召テ、『大納言
 ヲメカセヨ』ト宣フ」項で述べたように、〈盛〉のみ重盛が難波・妹
 尾を叱責する場面がこれより前に来ているため、それを受けて、この
 一節をここに加えたのである。つまり、〈闘・延・長〉では、この任
 に当たった家人が、情けある者(〈延・長〉)・わきまえた者(〈闘〉)
 なので手心を加えたとなっていて、重盛を恐れているのに対して、重
 盛に叱責されたことよって、重盛を恐れて手心を加えたとしている
 点が大きく異なっている。二人が伝えたのは、「入道殿の仰せなので、
 (成親様を) 懲らしめ申し上げるのです。本当はどうしてそのような
 道理がございましょうか。(ただ、) 入道殿が壁を隔てて立ち聞きなさ
 れています。(聞こえるように) お叫びください」の意。〈闘・延・長・
 屋・覚・中〉いずれも右に引用したように、多少の相違はあるが、「上
 ノ仰ナレバ奉_レ誠由ナルベシ。真ハ争カ其義有ベキ」といった言い訳
 をしているのは〈盛〉のみ。○大納言ノ居給ヘル傍ヲシタ、カニ打
 ケレバ、「ア、難堪。助給ヘヤ、休給ヘヤ、物申サン」トノタマヒケ
 レバ「大納言ノ居給ヘル傍ヲシタ、カニ打ケレバ」は、〈盛〉独自の
 表現。楯で成親の側を打ち、成親を打つかのような音を清盛に聞かせ
 る。先の「数ノ楯ヲ支度シタリ」と合わせて、楯で打つという仕置き
 を描くのは〈盛〉のみ。〈闘・延・長・屋・覚〉は、前項の注解にも
 見た様に、成親に暴行を加えるように見せかけている。〈中〉は「あ

げではどうとをき、二三どが程あげおろしければ」(上―八五頁)
 と、やや暴行の様子を大きく見せる。また、諸本の内〈延・長〉「大
 納言声ヲアゲテ、二声三声ヲメカレケルヲ」(〈延〉巻二―二三オ)、「屋・
 覚・中」「さゝやいて、ひきふせ奉れば、二声三声ぞおめかれける」(〈覚〉
 上―八二頁)のように、二声三声叫んだとすのに対して、〈盛〉は
 「ア、難堪。助給ヘヤ、休給ヘヤ、物申サン」と成親が言いたいこと
 があるので手を止めるように訴える。○入道、「何事ゾ、暫シ休テ
 物云セヨ。キカン」ト有ケレバ、経遠・兼康杖ヲ納ム 以下、「大納
 言ハ、『アラ難堪、助給ヘ妹尾殿。休給ヘ難波殿』トゾ叫給フ」まで、
 〈盛〉の独自異文。右の〈盛〉独自の成親の訴えを受けて、清盛が話
 を聞こうとする。先ほどの楯が、ここでは杖となっている。設定に混
 乱があるろう。ただし『古事類苑』『法律部三』『答杖刑』(法律部一
 一一七頁)には「答ト云ヒ杖ト云フハ、粗細ノ異ハアレドモ、共ニ木
 ノ小枝ノ小頭ヲ用キテ臂ヲ打ツナリ。因テ邦語ニ答ヲホソキズバエ、
 杖ヲフトキズバエトモ云ヘリ、サレドモ多クハ答ヲシモトト云ヒ、杖
 ヲツエト云ヘリ、ズバエモシモトモ木ノ細枝ヲ云ヒ、ツエハ笻杖ノ杖
 ノ訓ヲ仮リタルナリ」とあるように、答も杖も「すはへ」の一種であつ
 たと考えられる。形状的にも似通っており、厳密に区別はしていない
 のかもしれない。また、この後に「獄卒阿旁羅利ニサヘナマルラン」
 とあるように、獄卒が杖で罪人を苛む姿が想起されて(〈延〉では「呵
 嘖ノ杖ヲ加へ」とある)、ここでは杖としている可能性もあるろう。『往
 生要集』巻上「謂、獄率_(イ)怒_(イ)杖急打」(日本思想大系三三五頁)。「平
 治物語」巻中「獄卒の杖には今こそあたため」(〈新大系〉一一七頁)。

○大納言ハ、「我平治ノ乱ニ、既ニ可奉被刎首カリシ者ガ、小松殿

二奉被助、継命、位正二位、官大納言三經上ツ、大國教多給テ、官祿共ニ身ニ余タル。我身ノ今ナル果コソ悲ケレ。平家ノ御恩ヲ蒙タル身也。争力奉忘其恩、謀叛ノ企候ベキ」トソ口説給フ。成親は、「平治の乱で重盛に命を助けられ、正二位大納言まで昇り、大國をたくさん賜って身に余るほどの官祿を得ている。平家の恩を賜りながら、どうしてその恩を忘れて謀反を企てようか」と無実を訴える。前節で清盛が成親に言った「御辺ハ平治ノ逆乱ノ時、失給フベカリシ人ゾカシ。其二小松内府ガ類ニ歎申ニ依テ、心弱ク有置奉テ頸ヲ繼、大國庄園數多給リ、官位ト云捧祿ト云、身ニ余ル程ニ成給ヘル人ノ、何ノ飽足ズ、サニ其恩ヲ忘テ、忽ニ此一門ヲ滅サント結構シ給ケルゾ」に対応し、ほとんど同内容を成親が繰り返している。成親が平治の乱で助命されたこと、その後昇進したことについては、度々繰り返されていて、卷三「重盛崇盛左右大将」では、重盛に大将を越された成親について、「平治ノ逆乱ノ時、事ニアヒ、越後中將ニテ既ニ死罪ニ被_レ定シヲ、重盛其時ハ左衛門佐ニテ、兎角申テ頸ヲ統タル人ニ非ヤ、(中略)位ハ正二位、官ハ大納言ニ至リ、歳僅ニ四十二、大國アマタ賜テ、家中タノシク、子息所從ニ至マデ飽マデ朝恩ニ誇タル人」(1—1—149頁)と説明があり、卷五「小松殿教訓」では、重盛に対して「成親平治ノ乱ニ切ラルベカリシヲ、御恩ニテ命ヲ生ラレ奉テ、正二位ノ大納言ニ至リ、歳四十二余リヌ。生々世々ニ難_レ報謝」。同ハ今度ノ命ヲ助給ヘ」(1—1—133頁)と訴えている。『平家物語』では卷一から卷三に相当する巻に見られる成親事件を中心に、保元の乱・平治の乱(特に後者)に言及する頻度が高いことが指摘されているが(日下力・四五八頁)、『盛』は、この折檻を受ける場面でも、清盛と成親に平治の乱のこと

を語らせていることになる。成親は承安三年(一一七三)に正二位の叙位を受け、安元元年(一一七五)に権大納言に任ぜられている(本全一六—四〇頁)正二位ノ大納言ニ至リ、歳四十二余リヌ」(項参照)。「大國教多給テ」は、具体的には、『玉葉』承安二年(一一七二)七月二十一日条に見えるように、成親が院御所三条殿造宮の恩賞で、従来の尾張・越後・丹波に三河・近江を加えた五カ国の知行国主となったこと(元木泰雄・二二六頁)を指している。このうち、『延喜式』の定義による大國は近江だけで、その他は上國に区分されているが、院政期には『延喜式』に基づく大國ではない「大國」の記事が多数現れる。例えば、『中右記』康和五年十二月の高階為章の卒去の記事に「任越後守、次但馬、加賀、丹波、頼任大國」とあるが、これら四ヶ國はどれも『延喜式』に言う大國ではない。また、同日条に為章の息子たちについて「息男仲章、宗章、雅章、時章、四人皆補藏人、或又任大國」とあり、実際に「但馬守仲章」(『中右記』康和四年正月三日)、「筑前守宗章」(『中右記』長治二年二月十四日)、「越中守宗章」(『中右記』長治二年二月卅日)、「能登国守(略)時章」(『中右記』長治元年八月十八日)などとあるが、やはりこれらの国は『延喜式』の大國ではない。他にも、「件国所課道甚檢(嶮)難也、可充大國一歟」(『中右記』承徳元年二月十日)と、紀伊国に割り当てられた工事が「檢(嶮)難」であったため「大國」に割り当て変えるべきか、という記事が見える。予想以上にかかる経費負担に堪えられる国を「大國」と称しているのである。すなわち、成親についても、「教多給」ったこのような収益の多く上がる国のことを指して、大國と言っているのである。○入道ハ、「サコソ思ベキ事ヨ。但虚言ゾ。今一度ラメ

カセヨ」ト宣エバ、又傍ヲ強打タリケル。「サコソ思ベキ事ヨ」は、「そのように当然思うべきことだ」つまり、成親が言うように、平治の乱で助けられ、その後平家から恩を受けたことに感謝するのは当然である、とする。その上で、「但虚言ゾ」、それは成親が本心から言うのではない、虚言であるとし、折檻を続けるように命じる。この後の「アラ難堪、助給へ妹尾殿。休給へ難波殿」も、〈盛〉にのみ見られる頼願のセリフで、楯で打つ素振りの描写や、清盛と成親の具体的なやり取りなど、本節で〈盛〉は独自の描写を加えている。○物二能々諭レバ、罪深キ衆生ノ、所造ノ業ニ随テ刑罰ヲ蒙リ、獄卒阿旁羅利ニサヘナマルラン、冥途ノ旅ノ有様、角ヤト覚テ哀也。成親を、地獄で獄卒・阿傍羅利に苛まれる罪人の姿に喩える。諸本同内容（〈鬪〉を除く）ながら、それぞれに描写が異なる。〈延〉「地獄ニテ獄卒阿傍羅利ノ淨頼梨ノ鏡ニ罪人ヲ引向テ、前世ニ造シ所ノ業ニヨリテ呵嘖ノ杖ヲ加へ、業ノ秤ニ懸テ軽重ヲ化シテ（長）「たゞして」、非異人作悪異人受苦報」自業自得果衆生皆如是ト云テ、刑罰ヲ行ラムモカクヤト覚テ無慙也」（巻一一三オ〜一三ウ）、〈長〉もほぼ同じだが、傍線部はない。〈屋〉は「其体冥途ニテ阿傍羅利ノ罪ノ随テ軽重、罪人ヲ呵責スランモ角ヤト覚テ哀ナリ」（二二六〜二二七頁）と簡略。〈寛〉「其体、冥途にて、娑婆世界の罪人を、或業のはかりにかけ、或淨頼梨の鏡にひき向けて、罪の軽重に任せつゝ、阿傍羅利が呵嘖すらんも、これには過じとぞ見えし」（上一八二頁）、〈中〉もこれに近い。阿傍も羅利も地獄の獄卒の一つ。苦しむ様子を地獄で獄卒に責められる様子に譬えるのは、『太平記』巻十「鎌倉灰燼之事」「烟ニ迷ヘル女童ノ、被_レ迫立_レテ火ノ中堀ノ中トモ云ズ、逃倒タル分野ハ、修羅ノ眷

属_ニ天帝_ノ為_ニ罰セラレテ、劍戟_ノ上_ニ倒臥シ、地獄ノ罪人獄卒ノ答_ニ駈_レテ、鉄湯ノ底_ニ落入ランモ、角哉ト思_テ」（『玄政本太平記』二一一〜一二三頁）などに見られる慣用表現だが、平家物語諸本がここで地獄の描写を持つのは、その後の重盛の登場（4小教訓）に際して「地獄ニテ地藏菩薩ヲ見奉リタラムモ」（〈延〉二四ウ）と地獄で罪人を救う地藏菩薩に喩えることに対応する。〈盛〉も同内容を持つが、先掲表の通り、本箇所（3成親問詰）が後置されているために、二つの比喩が離れてしまっている。「冥途ノ旅」の表現も、巻十八「文覚流罪」「十善帝位ニ誇ツ、百官前後ニ随ヘド、冥途ノ旅ニ出ヌレバ、造レル罪ゾ身ヲ責ル」（3一二三頁）の他、『沙石集』巻八一五「一期の栄花をのみ思ひて、今日か明日か、必ず行くべき冥途の旅の用意なき事こそ、返々も愚かに侍り」（新編日本古典文学全集、四二五頁）など頻出する。○入道聞之給テ、少シ腹居テ、「サバカリ候へ」トテ、又本ノ所へ推籠奉ル。直前に「傍ヲ強打タリケル」と楯で打つ振りをし、また「入道聞之給テ」とあるように、清盛は少し怒りが収ま様子聞き、成親と対話している。その上で、清盛は少し怒りが収まり、「それくらいで良からう」と言つて、成親を元の場所に再び押し込めたとする。これに近いものとして、〈長・中〉がある。〈長〉は「かくして、すゑさだのきにけり。難波の次郎つねをとといふ、あとかほなし（引用者注、「あとかほ」は「徒顔」または「仇顔」か、いずれにせよ意味が取りづらく、「かたかほなし」の誤写と考えられる）、我もかくして、御気色に入らんとおもひて、又つと寄て、大納言のうへに、ひたとむまのりに乗ゐて、左の手の中のゆびを、のけざまにおりつけて、『繩つけ候べきやらん』と申ければ」（一一一四〇頁）と、前

述の通り〈延・長〉で情けある者として手心を加えた季貞が退いた後、難波経遠が成親に馬乗りになって指を折り、縄を付けようとする非道な行為を見せる（これが後に、重盛に叱責されることに繋がる）。それを受けて清盛が、「入道さすがに今日こそ敵ならぬ、昨日まで禁裏、

仙洞にて肩をならべし卿相に、たちまちにはちを見せん事、かはゆくやおもはれけん、音なしにておはしければ、又つはものよて引おこしてをしたて、もとの所ををしこめてけり」(同)と、さすがに同情して成親を元の場所に押し込めたとする（「昨日まで禁裏、仙洞にて肩をならべし卿相に」に類似する表現は、〈延・盛〉では成親捕縛の場面で語られる。本全一六―二五頁「入道ハ大床ニ立レタリケルガ……」項参照。〈長〉はこれを移動させたか）。また〈中〉は、「難波・妹尾が」『猶いましめ奉るべく候やらん』と申ば、入だうすこしはらるて『今はさまざまではなくとも』との給へば、又もとのごとくをしこめ奉る」(上―八五頁)とする。なお、〈闘〉は「聞入道(心少行被見)」（入道聞きて、心少し行きてぞ見えられける。一下―一四ウ）

【引用参考文献】

* 日下力『平家物語』と『保元物語』『平治物語』―成親事件話群の考察―（国文学研究七八号、一九八二・10。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6に再録。引用は後者による）

* 元木泰雄「藤原信頼・成親」（元木泰雄編『中世の人物 保元・平治の乱と平氏の栄華』清文堂二〇一四・3）

入道¹院参企

² 入道ハ加様ニ人々³ 禁置テ後³モ、猶不安オボサレケレバ、⁴ 生衣ノ帷ノ脇搔タルニ、⁵ 赤地錦 鎧直垂ニ、⁷ 白金物打タル黒糸威ノ腹巻ニ、⁸ 打刀前垂ニ指、当初安垂守ト申時、⁹ 厳島社ノ神拝ノ次ニ、¹¹ 蒙 霊夢賜ルト見タリケルガ、ウツ、ニモ実ニ有ケル銀ノ蛭巻シタル¹² 手鋒ノ、秘蔵シテ常枕ヲ不¹³放被¹⁴立タル、鞘ハツシ左ノ脇ニ挟テ、中門ノ廊ニ被¹⁵出タリ。其¹⁶気色大方アタリヲ¹⁶扨テユ、シクゾ見エケル。「貞能々々」

と清盛の気持ちが少し収まったとする。この他、〈延・屋・覚〉は清盛の腹立ちが収まった様子や、成親を再び監禁する様子を描かない。ところで、〈延・長・屋・覚・中〉はこの後に「蕭樊^{カヘム}とらはれく^{セウハン}て韓彭にらぎすされたり」（〈覚〉上―八二頁）以下の漢故事が入る（さらに〈延・長〉は「我朝ニモ保元平治ノ比ハ浅猿カリシ事共モ有シヅカシ」（〈延〉巻二―三三ウ）と続ける）。〈盛〉では、この故事がすでに巻五の成親が監禁された場面で引かれているのが大きな特徴である（前掲表「3和漢故事」）。〈盛〉は巻六で、西光処刑、成親尋問、院参企図という清盛の怒りの行動を連続的に描こうとしているのであり、そのために成親の境遇を喩えた故事は巻五の成親監禁の場面に残したと考えられる（本全一六―二六頁「蕭樊囚執、韓彭菹醢、晁錯受戮、周魏見辜……」項参照）。さらに、前掲の比較表のとおり、〈闘・延・長・屋・覚・中〉とも、この後重盛が訪れて成親を慰め、「小教訓」へと移る。

ト召ケレバ、¹⁷筑前守木蘭地ノ直垂ニ¹⁸火威ノ鎧著テ、¹⁹跪テ候ケリ。

【校異】 1 〈近〉「りんさんのくはたて」、〈蓬〉「院参企」、〈静〉「院参企」。 2 〈近〉合点あり。一行の冒頭に「入道院参企」を傍書。 3 〈蓬・静〉「誠をきて」。 4 〈近〉「すゝのかたひらの」、〈蓬〉「生の帷の」、〈静〉「生帷の」。 5 〈近〉「あかちのにしきの」、〈蓬・静〉「赤地の錦の」。 6 〈近〉「鎧」なし。 7 〈近〉「しろかな物」、〈蓬〉「白金物」、〈静〉「白金物」。 8 〈近〉「申とき」、〈蓬〉「申し時」、〈静〉「申しとき」。 9 〈近〉「社」なし。 なお、「いづくしまの」。〈蓬〉「厳島社の」、〈静〉「厳島社の」。 10 〈静〉「神拝の」。 11 〈蓬〉「霊夢をかうふり賜ると」。 12 〈近〉「てほこの」、〈蓬・静〉「手鉾の」。 13 〈近〉「はなさす」、〈蓬・静〉「はなたす」。 14 〈近〉「はさみて」、〈蓬〉「夾て」、〈静〉「夾て」。 15 〈近〉「けしき」、〈蓬・静〉「気色」。 16 〈近〉「はらつて」、〈蓬〉「払て」、〈静〉「払て」。 17 〈蓬〉「筑前守」。 18 〈蓬・静〉「緋威の」。 19 〈近〉「ひさまつて」、〈蓬・静〉「跪て」。

【注解】 ○入道ハ加様ニ人々禁置テ後モ、猶不安オボサレケレバ 清盛が、後白河院の鳥羽殿への幽閉を企て、それを受けて重盛の「大教訓」へと続く。本節以下が、先に掲げた対照表の「8大教訓」に当たる。〈闘〉は「4小教訓」に続けて、また〈延・長・屋・覚・中〉は「7少将之請」から続くように、前節との間に隔たりがある。これに對して、〈盛〉は前述の通り、構成を組み替えて、西光処刑と成親拷問を連続させることで、「加様ニ人々禁置テ……」に繋がるようにしている。清盛が、西光や成親など謀議をなした者たちに制裁を加えた後も、安心できずに次の行動に移ったとするのは諸本同じ。〈延〉「入道ハカヤウニ人々アマタ警メヲカタリケレドモ、猶心不安被思ケレバ」(巻二一三八ウ)、〈長・屋・覚〉もほぼ同じ。〈中〉はやや詳しく「入道新大納言なりちかのきやう已下、きんじゆの人々、そのほかほくめんのともがらどもにいたるまで、いましめをきても、猶心ゆかずやおもはれけん」(上一九七頁)とする。〈闘〉は、「其後入道情又被案此事」(其の後、入道情又此の事を案じられけるに。下一一七オ)とするのみ。〈闘・延・長・盛・屋・覚・中〉いずれも、次

節の清盛の発言の中で、法皇を鳥羽殿に移すか、西八条邸に迎え入れるかという計略が語られるが、〈闘・延・長〉は、ここで早くも清盛が法皇幽閉の計画を持っていることを示す。すなわち、〈闘〉は、「其後入道情又被案此事」に続いて、「所^①詮法皇御結構奉^②放立^③者^④不叶欲奉流^⑤意被付^⑥」(詮ずる所、法皇の御結構なり。放ち立て奉りては叶ふまじ。流し奉らんと欲ふ意付かれにけり。下一一七オ〜一七ウ)と、法皇の配流に言及し、〈延〉は「善悪法皇ヲ先迎へ取奉テ、此八条ニ押籠マヒラセテ、イツチヘモ御幸ナシ奉ラムト思心被付ニケリ」(巻二一三八ウ)と、西八条に幽閉した上で何処かへの配流を考える。〈長〉も〈延〉に近いが、「此八条」を「鳥羽殿」とする。 ○生衣ノ帷ノ脇搔タルニ、赤地錦鎧直垂ニ、白金物打タル黒糸威ノ腹巻ニ、打刀前垂ニ指 清盛の装束については、〈延・長・屋・覚〉いずれも「赤地ノ錦ノ直垂ニ白金物打タル黒糸威ノ腹巻ノ胸板責テ」(〈延〉巻二一三八ウ)と同様。〈覚〉は「赤地の錦の直垂に、黒糸威の腹巻の、白かな物うったるむな板せて」(上一九三頁)と、順序が異なる。〈中〉は「あかちのにしきのひたゝれに、くろいとをど

しのはらまきの、むないたせめ」(上―九七頁)と少し簡略。〈闘〉は「所」脱置。物具又取出今度は「服鎧腹巻計也」(脱ぎ置く所の物の具又取り出し、今度は鎧を服ず、腹巻ばかりなり。一下―一七ウ)とするのみ。「生衣ノ帷」は前々節の「生ノ衣ノ裳短キニ」のことか。「脇搔タルニ」を、〈蓬・近〉は「かきたるに」と平仮名表記。腋を縫わずに開けてある状態を言うのだろう。卷二十一「小坪合戦」にも「肌ニハ白帷ニ脇搔」(三―三二―八頁)とある。両脇の下を開けた腋の袍は、武官が着けた袍として知られ、『玉葉』でも中将や少将が着している記事が散見する。『実躬卿記』正応四年(一二九一)十二月十四日条では、右中将であった三条実躬が「今夜為御方違 行幸常磐井殿、戌刻著闕腋袍(如常)、参内」とあるように、武官が闕腋の袍を着するのは「常の如し」であった。脇の下を開けるのは、武官が動きやすくするためのもので、ここで腋の開いた帷を着用するのも、清盛が行動に移る様子を表したものと見えるだろう。赤地錦の鎧直垂は、大将がしばしば鎧の下に着用したものと記物語に頻出する。これまでにも、卷四「山門御輿振」に「源兵庫頭頼政ハ、赤地錦直垂ニ、品皮威ノ鎧着テ」(一―二四二頁)とあった。「黒糸威ノ腹巻」は、西光詰問の場面で、〈延・長〉が清盛の装束を「長絹ノ直垂ニ、黒糸威ノ腹巻ニ」(〈延〉卷二―一九オ)としていたが、〈盛〉は「素絹ノ衣ヲ着」としていた(本全釈一六―一八頁「相国ハ素絹ノ衣ヲ着、尻切ハキ、長念珠後手ニ取テ、聖柄ノ刀サシ」項参照)。「打刀」は「打つ」という「たち」の機能を持った「刀」であり、「外装は栗型や返角などの装置で腰に差す様式で、刀身は短刀よりは長寸で反りがあるもの」(近藤好和①七―七二頁)。「前垂ニ指」は、刀剣を前下がり差し

たことをいう。卷十四「三井寺僉議」にも「此ニ乘岡坊阿闍梨慶秀ハ、下腹巻ニ衣装束、長絹袈裟ニテ頭ヲ裹、打刀前垂指」(二―三九四―三五頁)とある。清盛はここで後白河院幽閉を決意したことにより、本格的な武装へと姿を変えることになる。○当初安芸守ト申時、厳島社ノ神拝ノ次ニ、蒙靈夢賜ルト見タリケルガ、ウツ、ニモ実ニ有ケル銀ノ蛭巻シタル手鋒ノ、秘蔵シテ常枕ヲ不放被立タル、鞘ハツシ左ノ脇ニ挟テ、中門ノ廊ニ被出タリ 清盛は、かつて安芸守であったときに、厳島参拝の際に靈夢の中で賜った「手鋒」を手に取り、中門の廊に現れる。この「手鋒」は秘蔵して常に枕元に立てていたものであった。「手鋒」は「手鋒」と同じ。盛衰記異本も〈蓬・静〉「手鋒」〈近〉「てほこ」とする。「常枕ヲ不放」を〈近〉「はなさず」、〈蓬・静〉「はなたす」、〈早(悪)〉「ハナタス」とする。「はなたす」がよい。〈延〉「ソノカミ安芸守ニテ神拝セラレケル時、厳島社ヨリ靈夢ヲ蒙テ儲ラレタリケル、白金ノ蛭巻シタル秘蔵ノ手鋒ノ、常ニ枕ヲ放タザリケル、左脇ニ挟ミテ、中門ノ廊ニツト出テ被立ニタリ」(卷二―三八ウ―三九オ)。「覚」先年安芸守たりし時、神拝の次に、靈夢を蒙ッテ、厳島の大明神よりうつつに給はられたりし銀のひるまきしたる小長刀、常の枕をはなたす立られたりしを脇はさみ、中門の廊へぞ出られる(上―九三頁)。「長・屋・中」も類似するが、「鞘ハツシ」とするのは〈盛〉のみである。「蛭巻」は「薙刀の柄や太刀の柄・鞘などを細長い金属の板で螺旋に巻き続けたもの」(日国大)。「闘」には該当部分がないが、前に小教訓の場面で武装した清盛の描写で「故櫛赤」大口差(聖櫛刀)抵(秘蔵手鋒)(故ら赤く櫛したる大口に聖櫛の刀を差し、秘蔵の手鋒を抵きて。一下―一四ウ)としていた「秘蔵

手鉾がこれに当たるところ。この「銀ノ蛭巻シタル手鉾」について、〈延〉「白金ノ蛭巻シタル秘蔵ノ手鉾」（巻二二三九オ）、〈長〉「しるがねのひる巻したる、秘蔵の手ぼこ」（一―一六三頁）、〈屋〉「秘蔵ノ手鉾銀ノ蛭巻シテ」（二四八頁）、〈覚〉「銀のひるまきしたる小長刀」（上―一九三頁）、〈中〉「しらみのこなぎなた」（上―一九七頁）とする。さらに〈延〉では、この後に重盛が訪れる場面で、「赤地ノ錦ノ直垂ニ、黒糸威ノ腹巻キテ、左ノ方ニハ黒糸威ノ鎧ニ、白星ノ甲重テ被置タリ。右ノ方ニハ白金ノ蛭巻シタル擲刀立テ」（巻二二四一ウ）と、重ねて清盛の武装を描写するが、ここでは「白金ノ蛭巻シタル擲刀」となっている。また、〈盛〉が巻五「行綱中言」で、清盛が行綱と面会する場面で「銀ニテ蛭巻シタル小長刀盛国ニ持セテ、中門ノ廊ニ出合レタリ」（一―一三二七頁）としていた「小長刀」も同じものと理解できる。このように、「手鉾」は「小長刀」と同じものと考えられる（今井正之助・三四頁）。『邦訳日葡辞書』に「Teboco. テボコ（手鉾）すなわち、Chisai naginata.（小さい薙刀）」（六四〇頁）とあり、近藤好和②は、軍記物語などに手鉾と長刀を並記している例が多いことから、手鉾は小さい（短寸の）長刀であるとすると（一―一三―一六頁）。〈盛〉では、清盛が厳島参拝の際に託宣を得ることは、「大塔建立」に当たる巻十三「入道信厳島」に記されるが、ここでは手鉾を授かるような記述はない。ただし、〈延〉は厳島参拝の際に明神より「小長刀」を得る話を、巻四「入道厳島ヲ崇奉由来事」で次のように記す。「其夜ノ々半計ニ、厳島大明神ヨリ銀ノ蛭巻シタル小長刀ヲ賜テ、枕ニ立ルト夢ニ見テ、打驚キ枕ヲ捜給ヘバ、覚ニ銀ノ蛭巻シタル小長刀、枕ノ壁ニ有ケリ」（巻四一九ウ）。ここで託宣に「朝ノ御守リト成者ハ、節度ト

云剣ヲ給ハル。我与ヘタラム剣ヲ持ナラバ、王ノ御守リトシテ、司位、一門ノ繁昌、肩ヲ並ル人ハ有マジ」（巻四一九オ）とあるように、この「小長刀」が「節度ト云剣」、すなわち「節刀」（日国大）「天皇から特命の大使の標として遣唐使や出征の将軍に下賜された刀」であると読める。これが同巻「雅頼卿ノ侍夢見ル事」では、「大政入道日来ハ大將軍トシテ朝敵ヲ退ケシカドモ、今ハ勅定ヲ背ニ依テ、節刀ヲモ被召返ケルニヤ」（巻四一九オ）とあるように、節刀が清盛から召上げられ、頼朝に授けられることが夢に告げられることとなる。このように〈延〉では一貫して節刀の授受の物語が描かれる（早川厚一・一〇二―一〇頁）。清盛は将軍にはなっていないが、『平家物語』の歴史観では、清盛と頼朝を「朝敵を討つ將軍」の構図で征夷大將軍の継承の歴史に位置づけていると言える（佐伯真一・三五八―三五九頁）。右の〈延〉「雅頼卿ノ侍夢見ル事」に「太政入道日来ハ大將軍トシテ」とあり、〈盛〉巻十七「源中納言夢」にも「太政入道、日比ハ四夷ヲ退ケシ大將軍ナリシカ共、今ハ勅宣ヲ背ニ依テ、神明節刀ヲ被召返ケリ」（三―四七頁）とあるように、ここでは清盛を「大將軍」と認識しているのである（櫻井陽子・一一五頁）。〈延〉に対して、〈盛〉では清盛が節刀を得てそれ失うまでの流れが読み取りにくくなっているのは、記事の増補や改編により、当初あった連関を断ち切ることになってしまったものと考えられる。詳しくは、本全釈一五―四五頁「銀ニテ蛭巻シタル小長刀盛国ニ持セテ」項を参照されたい。ここで、法皇の幽閉を指示する清盛が節刀たる「手鉾」を手にするのは、「四海安寧を以て責務とする節刀將軍としての覚悟」（水原一・二〇頁）を示すものとして読むことができ、法皇の幽閉という大事をなすに当

たつての清盛の強い決意や自負を示したものと云える。ただ、皮肉にもそれは、清盛の王法に対する悪行を象徴的に物語るものと読み取ることも可能となろう（生形貴重・八五〇―八八頁）。「中門の廊」はここまでも頻出しているが、ここでは命令伝達の間として機能している

（本全一五―四八頁「中門ノ廊ニ出合レタリ」項参照）。○其気色
大方アタリヲ払テユ、シクゾ見エケル（闘）なし。〈延・長・屋・覚・中〉いずれも「其気色、ユ、シクゾ見ハラケル」（延）巻二―三九〇、「その気色、大方ゆゝしうぞ見えし」（覚）上―九三頁）で、〈盛〉は「アタリヲ払テ」を挿入している。「ユ、シクゾ見エケル」は、巻二「日向太郎通良懸頸」「家貞馬上ニテ名謁ス。事ノ体優々敷ゾ見ヘケル」（一―七八頁）と同様に、周囲の者に「立派に見えた」の意であろう。節刀の手鉾を携え、覚悟を決めた清盛の姿を評している。〈盛〉

【引用参考文献】

- * 今井正之助「大塔建立」と「頼豪」―延慶本平家物語の古態性の検証―（長崎大学教育学部人文科学研究報告二九号、一九八〇・三）
- * 生形貴重「平家物語」の構想試論―武具・伝承と物語の構想・延慶本を中心に―（日本文学三二巻一二号、『平家物語』の基層と構造―水の神と物語―近代文藝社一九八四・12に再録。引用は後者による）
- * 近藤好和①「賀太奈」についての一考察（山中裕編『撰関時代と古記録』吉川弘文館、一九九一・5。『中世的武具の成立と武士』吉川弘文館二〇〇〇・3に再録。引用は後者による）
- * 近藤好和②「手鉾（小長刀）」について―冠落し造り再考―（日本美術刀剣保存協会編『創立四十周年記念論文集』一九八八・12。『中世的武具の成立と武士』吉川弘文館二〇〇〇・3に再録。引用は後者による）
- * 佐伯真一「將軍」と「朝敵」―『平家物語』を中心に―（軍記と語り物二七号、一九九一・3。『平家物語遡源』若草書房一九九六・9に再録。引用は後者による）
- * 櫻井陽子「『平家物語』の征夷大將軍院宣をめぐる物語」（佐伯真一編『中世的軍記物語と歴史叙述』竹林舎二〇一一・4）
- * 早川厚一「平家物語の成立―頼朝と征夷大將軍―」（国語と国文学、一九九七・11）。『平家物語を読む―成立の謎をさぐる―』和泉書院

の「大方アタリヲ払テ」は、周囲に人を寄せ付けないほどの清盛の威厳を表している。○「貞能々々」ト召ケレバ、筑前守木蘭地ノ直垂
二火威ノ鎧著テ、跪テ候ケリ（盛）は貞能を筑前守とするが、〈闘〉
「筑前守貞能」（二下―一七ウ）、〈延〉「肥後守貞能」（巻二―三九〇）、
〈長・屋・覚・中〉「筑後守貞能」とする。『平家物語』における平貞能の官職に混乱があることは、本全一五―一六〇頁「肥後守・飛驒守ヲ召テ、貞能・景家・懐ニ承レ」項参照。ここでは正しくは肥後守。〈盛〉も右の箇所（一―三三二頁）では肥後守としている。貞能の装束については、〈闘・延・長・屋・覚・中〉も同じ。木蘭地は、「紅梅の根を煎じた汁で染めた色で、黄椽とも、黄梅色とも黒紅色ともいう」（角古大）。

二〇〇〇・3に再録。引用は後者による。

*水原一「『平家物語』の或る底流―延慶本の重盛諫言からさぐる―」（水原一編『延慶本平家物語考証 一』新典社一九九三・5）

入道嘯声ニテ宣ケルハ、「ヤラレ貞能たしか健たかニ承レ。入道方過分トテハ、²官途ノ涯分計也。³坂上田村丸ハ、⁴苺田丸ガ子也シカドモ、東夷ノ辺土ヲ平ゲシ忠ニ依テ、⁵左近三三九大将ヲ兼タリ。朝敵ヲ誅シテ高位ニ登事、異域本朝其跡6相伝レリ。⁷淨海8一人ニ非ズ。君強。⁹御憤有ベキ事ナラズ。其奉公ヲ案ズルニ、一度一旦ノ勲功ニ非ズ。¹⁰一年11保元逆乱ノ時、平馬助ヲ始トシテ、親者共モ半12ニ過テ、新院ノ御方ニ參キ。一宮13重仁親王ノ御事ハ、故刑部卿殿ノ養君ニテ14御座シカバ、旁15思放進セガタカリシカドモ、故院ノ16御遺誠ニ任テ、御方ニテ前ヲ蒐、凶徒ヲ討平タリキ。是一ノ勲功也。次平治元年ニ右衛門督信頼卿、¹⁷下野守義朝等ガ振舞、入道命ヲ惜テハ叶フマジカリシヲ、¹⁹命ヲ重シ身ヲ20輕ジテ凶党ヲ21退キ、經宗・惟方ヲ22召禁シニ至ルマデ、度々天下ヲ鎮海内ヲ平ゲテ、君23ノ御代ニナシ進タル入道也。タトヒ人イカニ讒申トモ、争カ子々孫々マデモ捨思召ベキ。成親卿ガ讒奏ニ24ツカセ御座テ、²⁵一門追討セラルベキ由ノ院中御結構コソ、返々遺恨ノ次第ナレ。此事行綱不告知26不顯、不顯ハ入道安穩ニ有ベシヤ。猶モ北面ノ下臆共ノ中ニ申事ナンド有バ、²⁸御輕々ノ君ニテ、一定当家追討ノ院宣被レ下ヌト覺ユ。朝敵ト成ナン後ハ、²⁹悔ニ甲斐有マジ。世ヲ鎮程、仙洞ヲ鳥羽ノ北御所ヘ移シマイラスル歟、去ズハ御幸ヲ是ヘナシ進セバヤト思也。其儀ナラバ北面ノ者共ノ中ニ、矢ヲモ一ツ射出ス者モ有ヌト覺ユルゾ。侍共ニ『可有用意』ト触ベシ。大方ハ入道院中ノ30宮31仕思切ヌ。キセナガ取出セ。馬ニ鞍置セヨ』トゾ宣ケル。「又32然ベシトハ云マジケレ共、是程ノ大事争カ内府ニ33可レ不申合』トテ、「急ギ立寄給ヘ。申ベキ事等侍リ」ト、使者ヲ立ラレタリケレ共、強ニサハガヌ人ニ36オハシケレバ、「ケシカラズ。只今何事カ有ベキ」トテ、急ギ37出給フ事ナシ。

【校異】 1〈蓬〉「承」。2〈蓬〉「官途涯分はかりか」、〈静〉「官途涯分はかり歟」。3〈近〉「さかのうへのたむらまるは」、〈蓬〉「坂上田村丸は」、〈静〉「坂上田村丸は」。4〈近〉「かりたまるか」、〈蓬〉「苺田丸か」、〈静〉「苺田丸か」。5〈近〉「さこんの大しやうを」、〈蓬〉「左近大将を」。6〈静〉「あひ伝れる」。7〈静〉「静海」。8〈近〉「一にんに」。9〈蓬・静〉「ニ」なし。10〈近・蓬〉「一とせ」。11〈近〉「ほうけんけきらんのとき」、〈蓬〉「保元逆乱の時」、〈静〉「保元逆乱のとき」。12〈近〉「ニ」なし。13〈近〉「しけひとのしんわうの」、〈蓬〉「重仁親王の」、〈静〉「重仁親王の」。14〈近〉「おはしまししかは」、〈蓬〉「御座かは」、〈静〉「御坐かは」。15〈蓬〉「思放まいらせかたかりしかとも」。16〈近〉「御ゆいかに」、〈蓬・静〉「御遺誠に」。17〈近〉「しもつさのみ」。18〈近〉「いのちを」、〈蓬〉「命を」、〈静〉「命を」。19〈近〉「いのちを」、〈蓬〉「命を」、〈静〉「命を」。20〈近〉「かるうして」、〈蓬〉「かるんして」、〈静〉「軽して」。21〈近〉「しりそけ」。22〈近〉「めしきんせしに」、〈蓬・静〉「めし誠に」。23〈近〉「つかせおはしまして」、〈蓬〉「つかせ御座て」、〈静〉「つかせ御坐て」。24〈蓬〉「一門」なし。25〈近〉「あんちうの御けつこうこそ」。26〈近〉「あらはれす」、〈蓬・静〉「あらはれすは」。27〈近〉「ことなと」、〈蓬・静〉「事なと」。28〈近〉「御かる

く、の、〈蓬・静〉「御軽々の」。29 〈近〉「くやむに」、〈蓬〉「悔に」、〈静〉「悔に」。30 〈近〉「みやつかへ」、〈蓬〉「宮仕」、〈静〉「宮仕」。31 〈蓬〉「とり出よ」。32 〈近〉「しかるへしとそ」。33 〈近〉「申あはせざらんとて」。34 〈近〉「ことら」、〈蓬〉「事等」。35 〈蓬〉「侍りと」。36 〈蓬〉「御座ければ」、〈静〉「御坐ければ」。37 〈蓬・静〉「出」なし。なお、〈蓬〉「いそぎ給」、〈静〉「いそぎ給ふ」。

【注解】○入道嗔声ニテ宣ケルハ 〈闘・屋〉にはなく、〈延・長・寛〉「入道宣ケルハ」(〈延〉巻一―三九才)とするが、「嗔声ニテ」とするのは〈盛〉のみ。また、〈闘〉は以下の清盛の発言そのものを欠いている。〈盛〉では巻五「成親以下被召捕」でも「相国ハ素綱ノ衣ヲ着尻切ハキ、長念珠後手ニ取テ、聖柄ノ刀サシ、中門ノ縁ニ立テ西光法師ヲ一時睨デ嗔声ニテ」(1―三四頁)と西光に対しても「嗔声」であったとする。○ヤラレ貞能随ニ承レ。入道ガ過分トテハ、官途ノ涯分計也。坂上田村丸ハ、苅田丸ガ子也シカドモ、東夷ノ辺土ヲ平ゲシ忠ニ依テ、左近大将ヲ兼タリ。朝敵ヲ誅シテ高位ニ登事、異域本朝其跡相伝レリ。浄海一人ニ非ズ。君強ニ御憤有ベキ事ナラス 〈盛〉の独自異文。〈闘〉には該当する本文はなく、〈延・長〉「貞能此事イカ、思フ、入道ガ存ズルハ僻事カ」(〈延〉巻二―三九才)、〈屋・寛・中〉「貞能、此事いかゞ思ふ」(〈寛〉上―九四頁)とするのみで、次項の保元・平治の乱の叙述に繋がる。「入道ガ過分トテハ、官途ノ涯分計也」は「清盛の過分とされた振る舞いは、官職にあった身分相応のことばかりである(決して分不相応なことをしているわけではない)」の意。自分が朝廷に仕え、勲功を挙げてきた故に今の境遇にあるのであり、決して不相応なことではない、という理屈で、前例の田村麻呂を挙げ、これまでの自身の貢献を語る。坂上田村麻呂は、征夷大將軍として延暦二十年(八〇一)に節刀を賜り、蝦夷平定に向かい、翌年には近衛中將、後に大同二年(八〇七)には右近衛大将、弘仁元年(八一一〇)

には大納言に任ぜられている(本全釈七―三四頁)二条右大臣坂上田村丸(項参照)。巻三「院御出家」で、「貞盛・秀郷、將門ヲ討ゼシモ、勳賞ニハ秀郷從四位下、貞盛從五位上ニ被叙。康平ニ頼義ガ宗任ヲ誅セシモ、勳賞ニハ頼義伊予守ニ任ジ、息男義家叙從五位下、上古已ニ如此、末代不可過之」(1―二四―二五頁)とあったように、先例では朝敵追討の勳賞は受領までであるとして、清盛に対する批判がなされていた。ここではそれを超えて公卿に昇った前例を示すために、坂上田村麻呂が挙げられている。ただし、単に「朝敵ヲ誅シテ高位ニ登」る例としてだけではなく、前節で触れたように、「將軍による朝敵の追討」という構図(佐伯真一・三六二頁)における征夷大將軍としての田村麻呂の存在が強調されているのだろう。『愚管抄』巻一「桓武」には「坂上田村丸大將軍トシテエビスヲウチ平グ。今ノ平氏ハ此御門ノ末也」(旧大系七五頁)とあり、また『三槐荒涼拔書要』「前右大将頼朝被仰將軍事」に引く『山槐記』建久三年七月九日条には「依田村磨例、征夷大將軍可宜歟者」(櫻井陽子・五五二頁)とあるように、征夷大將軍の先例として田村麻呂が挙げられる。節刀を賜り、朝敵を討つ者として、清盛にとって先例にあたる人物として田村麻呂は位置づけられているよう。田村麻呂は苅田丸の子だが(尊卑)四―三三五頁)、「苅田丸ガ子也シカドモ」は、父の官職は高くなかったがという意が込められているか(補任)一―一六六頁によると苅田丸は從三位左京大夫。略歴は『坂上系図』続群書七

下―三八三―三四頁に詳しい。「左近大将」は右のように「右近衛大将」の誤り（前出1―10四頁でも「右大臣」と誤っている）。また田村麻呂は〈四・延・長・南〉で、〈延〉「初平城天皇御宇、左二内麻呂内大臣左大将、田村丸大納言右大将」（巻一―二七ウ）とあるように、最初の右大将としてその名が挙げられている（ただし〈延・長〉は内麻呂と田村麻呂が兄弟であると誤認している）。さらに、右掲『愚管抄』に「今ノ平氏ハ此御門ノ末也」とあるように、平氏（清盛）は蝦夷を平定した桓武天皇の子孫であるとの意識も、この発言の背景にあるか。「君強ニ御憤有ベキ事ナラズ」は、「法皇が殊更にお怒りになるようなことではない」の意。「浄海」を〈静・早（黒）〉「静海」とする。○其奉公ヲ案ズルニ、一度一旦ノ勲功ニ非ズ。一年保元逆乱ノ時、平馬助ヲ始トシテ、親者共モ半ニ過テ、新院ノ御方ニ参キマズ、保元の乱での清盛の勲功を述べる。「其奉公ヲ案ズルニ、一度一旦ノ勲功ニ非ズ」は〈盛〉の独自異文。その勲功は、一度だけのものではないとする。以下は、〈延・長・屋・覚・中〉いずれも同様。〈延〉「二年保元ノ逆乱ノ時、馬助ヲ初トシテ親者共ハ半バ過テ、讃岐院ノ御方ヘ参リニキ」（〈延〉巻一―三九オ）。「平馬助」は清盛の叔父忠正。平家の中でも、後白河天皇方についた清盛とは異なり、忠正は、摂関家の忠実・頼長に家司として仕えていて、崇徳院とも緊密な関係にあったため、崇徳院方についた。半井本『保元物語』「新院ノ御所ニ参コモル人々ニハ、（中略）平馬助忠正、嫡子蔵人長盛、同次郎正綱、同三郎忠綱（後略）」（新大系二六頁）。○一宮重仁親王ノ御事ハ、故刑部卿殿ノ養君ニテ御座シカバ、旁思放進セガタカリシカドモ、故院ノ御遺誠ニ任テ、御方ニテ前ヲ蒐、凶徒ヲ討平タリキ。是一ノ勲功

也 清盛の父忠盛（故刑部卿殿）の妻（池禪尼）は、崇徳院の第一皇子重仁親王の乳母であり、重仁親王は忠盛にとつて養君に当たった。それゆえに、「旁思放進セガタカリシカドモ」（院の方々のことをお見捨て申し上げ難かったけれども）、鳥羽院の御遺言に従って、後白河天皇の方に付いて先頭を駆け、敵を討ち平らげたという。半井本『保元物語』に、「清盛ハ多勢ノ者ニテ、一方ノ大将軍ヲモ仰付ラレヌベキナレ共、新院ノ一宮重仁親王ノ御メノト子ナレバ、法皇御心ヲ置セ給テ、御注文ニハ入サセ給ハザリケリ。然共、美福門院ヨリ、『故院ノ御遺言ニ、清盛、内裏ヲ守護シ申セ』ト御使アリケレバ、清盛、内裏ヘ参リヌ」（新大系二七頁）とあるように、鳥羽法皇は重仁親王の乳母子にあたる清盛を、内裏に参る武士の名簿には加えていなかったが、美福門院より清盛に、内裏を守護せよとの鳥羽院の遺言を伝えられ、清盛は天皇方に付いたとされる。この記事について、高橋昌明は、乳母子ではない清盛が交名にもれていたというのは、にわかには信ずることができず、劇的な効果を高めるために『保元物語』作者が試みた虚構であるとし、実際には乳母子であった頼盛こそ可能性があるとする（二八三頁）。清盛が乳母子に当たらないことについては、吉海直人①②からも首肯できよう。また、元木泰雄①は、保元元年六月一日に内裏・院御所を警護する軍事貴族が招集された際に清盛は洩れており（『兵範記』七月五日条）、後白河方は清盛についても当初は招集をためらっていたものとする（三一八頁）。〈延・長・屋・覚・中〉いずれもほぼ同じだが、「勲功」とするのは〈盛〉のみで、他は「奉公」とする。〈延〉「是一ノ奉公ナリキ」（巻一―三九オ）。前項に「其奉公ヲ案ズルニ、一度一旦ノ勲功ニ非ズ」とあるように、清盛は、複数の

「勲功」を挙げることで自身の「奉公」を論じている。「御遺誠」は、『邦訳日葡辞書』「Yuicai. ユイカイ（遺誠）ある人が死ぬ時とか、別れる際とかに残す錠」（八三四頁）。「菟」を〈早（黒）〉「懸ケ」とする。同じ用字に〈延〉「菟ト思ヘバカケ、引ト思ヘバ引ク」（巻十一―五ウ）がある。○次平治元年ニ右衛門督信頼卿、下野守義朝等ガ振舞、入道命ヲ惜テハ叶フマジカリシヲ、命ヲ重ジ身ヲ軽ジテ凶党ヲ退キ、経宗・惟方ヲ召禁シニ至ルマデ 続いて平治の乱での勲功を語る。〈延・長〉は〈盛〉に近い。〈延〉「次ニ平治ノ逆乱之時、信頼・義朝ガ振舞、入道命ヲ惜テハ叶マジカリシヲ、命ヲ捨テ、凶徒ヲ追落シテ天下ヲ鎮ム。其後経宗・惟方ヲ誠シニ至マデ」（巻三―三九オ―三九ウ）。〈覚・中〉は、〈覚〉「次平治元年十二月、信頼・義朝ガ院内をとり奉り、大内にたてごもり、天下くらやみとなつたりしに、入道身を捨て凶徒を追落し、経宗・惟方を召し警しに至るまで」（上―九四頁）のよう傍線部が異なる。〈屋〉は信頼も義朝も名を出さない。清盛が命を惜しんでは（信頼・義朝の振る舞いに対して）どうにもできなかったのを、法皇の命令を重んじ、我が身を軽んじて謀反の凶徒を討つことができた、の意。〈盛〉の場合、校異18・19に見るように、いずれの異本も、「命」を正しく読み得ていない。初めの「命」は「イノチ」、次の「命」は「メイ」と読むのが正しい。「入道命ヲ惜テハ叶フマジカリシヲ」とは、清盛が、熊野参詣の途中に信頼・義朝拳兵の報に接し、道中の危難をも顧みず帰落して、信頼等を討滅したことを指そう（阿部亮太・一八五頁）。「経宗・惟方ヲ召禁シニ至ルマデ」は、平治の乱後の永暦元年（一一六〇）に、二条天皇の親政を推進する経宗（二条天皇の母の弟）と惟方（二条天皇の乳母子）の両名が、その振る舞

いに憤った後白河院の命により、清盛に捕縛され、経宗は阿波国に、惟方は長門国に流されたことをいう。本件については、巻三「二代后」に、「永暦元年二月廿一日ニ、上皇内裏ニ臨幸有テ、清盛朝臣ニ仰テ、権大納言経宗、别当惟方卿ヲ被召捕ケリ。（中略）同三月十一日ニ、経宗卿ハ阿波、惟方卿ハ長門ヘゾ被流ケル」（一―八〇―八一頁）と説明されている。詳細については、当該箇所注釈（本全訳六一―四一―一七頁）参照。本件は平治の乱が収まった後の事件であり、〈延・長〉のように、「其後経宗・惟方ヲ……」と続ける方が自然であるが、『平治物語』下巻に「経宗・惟方遠流に処せらるる事」として記され（新大系二六一頁）、『愚管抄』でも平治の乱の顛末に続けて記されているように（旧大系二三七頁）、平治の乱の一部として理解されていたのだろう。「召禁シニ」は、〈近〉「めしきんせしに」、〈蓬・静〉「めし誡しに」。〈名義抄〉「禁 イマシム」（仏下本二二七）とあり、「めしめしめしに」と読む。○タトヒ人イカニ讒申トモ、争力子々孫々マデモ捨思召ベキ。成親卿ガ讒奏ニツカセ御座テ、一門追討セラルベキ由ノ院中御結構コソ、返々遺恨ノ次第ナレ たとえ人（成親ら近臣）がどのように讒言申し上げたとしても、どうして子々孫々まで（我々平家を）見捨てようと思し召されるべきだろうか、の意。これほどまで院のために奉公を尽くしたのに、讒言などで平家を滅ぼそうとなさるのは容認できないと、論理を展開する。〈延・長〉は、「縦人イカニ申トモ、入道ガ子孫ヲバ争力捨サセ給ベキ。サレバ入道ガ事ヲ忽緒シ申ム者ヲバ、君モ尤御誠モ有ベキニ、誡ラル、マデコソナカラメ、大納言ガ讒ニ付セ給テ、情ナク一門追討セラルベキ由ノ院中ノ御結構コソ、遺恨ノ次第ナレ」（〈延〉）巻二―三九ウ）と、傍線部「清盛のこと

を疎かに言う者こそ誠められるべきなのに、誠められることがないばかりか」が間に入る。〈屋・覚〉は、「縦人なんと申共、七代までは此一門をば争か捨させ給ふべき。それに、成親と云無用のいたづら者、西光と云下賤の不当入めが申事につかせ給ひて、この一門亡すべき由、法皇の御結構こそ遺恨の次第なれ」（覚）上―九四頁）と成親・西光への批判が込められる。○此事行綱不告知不可頭、不頭ハ入道安穩ニ有ベシヤ 〈屋・覚・中〉なし。〈延・長〉「此事行綱告知ラセズハ、頭ルベシヤ。頭ズハ入道安穩ニテ有ベシヤ」（延）巻二―三九ウ）と〈盛〉に同じ。〈屋・覚・中〉は、清盛が多田行綱の密告を受けて、院御所に申し入れをした場面で、「さればこそ、行綱はまこと言ひけり。この事行綱しらせずは、淨海安穩にあるべしや」（覚）上―七七頁）と、清盛が同様の発言をしている。〈屋・覚・中〉が、行綱密告の場面の直後に移動させたのだろう。○猶モ北面ノ下臈共ノ中ニ申事ナンド有バ、御軽々ノ君ニテ、一定当家追討ノ院宣被下ヌト覚ユ。朝敵ト成ナン後ハ、悔ニ甲斐有マジ 同様に「北面ノ下臈」とするのは〈延・長〉。〈延〉「猶モ北面ノ下臈共ガ諫申事ナムドアラバ、当家追討ノ院宣被下ヌト覚ゾ。朝敵ト成ナム後ハ悔ニ益有マジ」（巻二―三九ウ―四〇オ）。ここまでも、巻三「成親謀叛」「平判官康頼、近江中將入道蓮海、其外北面ノ下臈共、アマタ同意シケリ」（一―一六四頁）、巻四「涌泉寺喧嘩」「此御時ノ北面ノ下臈共ハ、事ノ外ニ過分ニテ、公卿殿上人ヲモ物共セズ」（一―二〇五頁）のように、「北面ノ下臈共」は過分な振る舞いをする者たちとして登場している。元木泰雄②によれば、清盛が北面からの反撃を予想するのは、北面が院の警護を担当していたためとする（三三五頁）。一方、〈屋・覚・中〉

は、「讒奏する者」とする。〈覚〉「此後も讒奏する者あらば、当家追討の院宣下されつと覚るぞ。朝敵となつては、いかにくゆとも益あるまじ」（上―九四頁）。「御軽々ノ君ニテ」とするのは〈盛〉のみだが、この後に、遅参した重盛に対して清盛がたしなめる、次の場面と関係がある。〈延・盛〉の本文を挙げる。〈延〉「大方ハ近来ヨリイトシモナキ近習者共ガ、折ニフレ時ニ随テサマハノ事ヲ勸申ナル間、御軽々ノ君ニテ渡ラセ給フ。一定天下ノ煩、当家ノ大事引出サセ給ヌト覚ル時ニ」（巻二―四一ウ―四二ウ）。〈盛〉「大方近来イトシモナキ者共ガ近習者シ、下剋上シテ折ヲ待時ヲ伺テ、種々ノ事ヲ勸申ナル間ニ、御軽々ノ君ニテハ御座、係乱国ノ基ヲモ思召立ケリ」（一―三八五頁）。〈盛〉の当該本文は、院が周囲に唆されて、平家追討の院宣が出されて朝敵となつては、後悔してもどうにもならない、そうなる前に先手を打って、院を幽閉しようとする計画である。朝敵を誅してきた自身が、今度は朝敵となつてしまうことを恐れての発言である。なお、「御軽々ノ」の読みについては、当該箇所や〈盛〉右掲三八五頁において、いずれも、〈近〉「御かるく」の、〈蓬・静〉「御軽々の」とする。三巻本『色葉字類抄』には「軽々 キヤウ」の（キ重点・下六〇ウ）の読みを挙げる。軽々しい、熟慮のない院であるので、の意。○世ヲ鎮程、仙洞ヲ鳥羽ノ北御所ヘ移シマイルスル歟、去ヌハ御幸ヲ是ヘナシ進セバヤト思也 世が鎮まるまで、法皇を鳥羽の北御所か、ここ西八条邸へ移そうという。〈延・長・屋・覚・中〉も同じ。「鳥羽ノ北御所」を〈延・長・覚〉は「鳥羽ノ北殿」、〈屋・中〉は「鳥羽殿」とする。前節「入道ハ加様ニ人々禁置テ後モ、猶不安オボサレケレバ」項で述べたように、〈鬪・延・長〉は、先に清盛が法皇幽閉の計画を語つ

ていて、〈延〉は西八条に、〈長〉は「鳥羽殿」に幽閉した上で、配流しようとしていた。また〈鬪〉は、前掲の通り、清盛の貞能に対する発言はなく、「其後入道情又被案此事」（其の後、入道情又被此の事を案じられけるに）に続いて、「所詮法皇御結構奉放立者不叶欲奉流意被付」（詮ずる所法皇の御結構なり。放ち立て奉りては叶ふまじ。流し奉らんと欲ふ意付かれにけり。一下一七〇―一七ウ）と配流を企んだとするのみ。鳥羽殿は白河院讓位後の御所として構想され、応徳三年（一〇八六）に建設が始まり、断続的に造営事業が続いた。北殿は寛治二年（一〇八八）に造営されている。白河・鳥羽院政期には院御所として議定が行われるなど利用されたが（美川圭①六九―七七頁）、後白河院政期には重視されなくなり、議定なども開かれなくなる。鳥羽殿は王家の離宮の一つとしての位置づけしか与えられず、後白河院はそれよりも法住寺殿を重視するようになった（美川圭②六六―六七頁）。また、公的な施設として存在した南殿に比べて、北殿は遊興的な性格を持つ空間であったと考えられる（藤田勝也②二〇―二二二頁）。近年では、大村拓生や長村祥知①②が、鳥羽殿に設置されていた御厩と平氏の関係を指摘している。すなわち、鳥羽殿の御厩は、いくつもある院御所の御厩の中でも、中心的な役割を果たしていたのであり、平治の乱で藤原信頼が討たれたのちは、清盛、重盛、宗盛が連続して御厩別当を務めていることから、平氏と鳥羽殿の御厩の関係は深かったとされる。ところで、治承元年の事件当時において、清盛が法皇幽閉を企図していたことは、古記録類では確認できない。元木泰雄③は、『平家物語』は「清盛が後白河を幽閉し院政を停止した治承三年政変を適及させて、後白河と清盛の全面衝突を想

定している」のであり、この時点では「後白河に代わる院が存在しない以上、清盛が後白河を排除することは困難であった」（一六三頁。元木泰雄④一一九頁にも論じられる）とする。この時点で清盛が法皇の幽閉を計画していたとは考えがたく、物語の創作であろう。○其儀ナラバ北面ノ者共ノ中ニ、矢ヲモ一ツ射出ス者モ有又ト覚ユルゾ。侍共ニ「可有用意」ト触ベシ。法皇をお移しするとなると、北面の武士の中には抵抗して矢を射てくる者もいるだろうから、平家の侍共に用意に当たれと指示を出したとする。〈延・長・屋・覚・中〉同じ。〈鬪〉は清盛の発言はなく、「然間一門人々侍共皆鎧甲冑を立馬共置。鞍立並門外」（然る間、一門の人々・侍共、皆甲冑を鎧ひ、弓箭を帯して出で立ち、馬共に鞍置き、門外に立て並べよ。一下一七ウ）と、武士たちが武装して門外に立ち並んだとする。○大方ハ入道院中ノ宮仕思切又。キセナガ取出セ。馬ニ鞍置セヨ。〈延・長・矢・覚・中〉同じ。「大方ハ入道院中ノ宮仕思切又」は「こうなっては入道は法皇様への宮仕えは思い切ったぞ」の意。後白河法皇との決別を表明する。「宮仕」を〈屋・覚・中〉は「奉公」とする。「キセナガ（着背長）」は大將が着る鎧の美称。これに続けて〈延・長・中〉は「鳥羽殿へノ御幸トハ聞ヘケレドモ、内々ハ法皇ヲ西国ノ方ヘ流シ進スベキ由ヲゾ議セラレケル」（〈延〉卷二四〇オ）と続ける。鳥羽殿へお移しするとは言いながら、内々には西国に配流する計画を話し合っていたという。〈盛〉では次節で、盛国が重盛に報告する場面で、「法皇ヲ鳥羽ノ御所ニ移シ進スベシト披露候ヘドモ、実ハ西国ノ方ヘ御幸有ベキトコソ内々承ツレ」とある。これは〈鬪・延・長・屋・覚・中〉も同じ。〈延・長・中〉はその計画があることを事前に説明して

いることになる。いずれにせよここでは、もう一つの幽閉の候補地「西八条邸」が対象から外れている。○「又然ベシトハ云マジケレ共、是程ノ大事争力内府ニ可不申合」トテ、「急ギ立寄給へ。申ベキ事等侍リ」ト、使者ヲ立ラレタリケレ共、強ニサハガヌ人ニオハシケレバ、「ケンカラズ。只今何事力有ベキ」トテ、急ギ出給フ事ナシ（《盛》の独自異文。「そのようにすべきだとは（重盛は）言いそうもないけれども、これほどの大事をどうして重盛に相談しないでいられよう」というので、（重盛に）「急いでお越し下さい。申し上げるべきことなどございます」と使者を立てられたけれども、（重盛は）ことさらに騒がない人でいらっしやだったので、「よくないことだ。今になって何事があるというのか」と言って、急いで出られることはなかった、の意。この後、西八条邸を訪れた重盛に対して、清盛が「サレバ奉申合バヤト存テ使者ヲ進タレバ、イカナル遅参候ゾヤ」（一―三八六頁）と、

【引用参考文献】

- * 安倍亮太「認識としての「保元・平治」追考―『平家物語』の用例を中心に―」（延慶本注釈の会編『延慶本平家物語全注釈 別巻』汲古書院二〇二一・12）
- * 大村拓生「中世前期の鳥羽と淀」（日本史研究四五九号、二〇〇〇・11。『中世京都首都論』吉川弘文館二〇〇六・1加筆再録）
- * 佐伯真一「将軍」と「朝敵」―『平家物語』を中心に―（『軍記と語り物』二七号、一九九一・3。『平家物語遡源』若草書房一九九六・9に再録。引用は後者による）
- * 櫻井陽子「頼朝の征夷大将軍任官をめぐる―『三槐荒涼拔書要』の翻刻と紹介―」（明月記研究九号、二〇〇四・12。『平家物語本文考』汲古書院二二一三・2再録。引用は後者による）
- * 高橋昌明『清盛以前―伊勢平氏の興隆―』（平凡社一九八四・5。【増補・改訂版】文理閣二〇〇四・10では、二四九頁。同（増補改訂）平凡社二〇一一・12では、三三二―三三三頁）
- * 長村祥知①「中世前期の在京武力と公武権力」（日本史研究六六号、二〇一八・2）。

使者を遣わしたのに遅参したことを責める場面がある。同様の清盛の発言は、《鬪》「存奉^三押置片辺^四程^五為申合^六奉喚^七也^八」（片辺の程に押し置め奉らんと存ずることを申し合はせんが為に喚び奉りつるなり。一―一八〇）や、《延》「片辺ニ追籠マヒラセムト存ル事ヲ申合セ奉ラムトテ、度々使ヲ遣シツル也」（《延》巻二―四二ウ）にも見られ、《長》「此事、申合奉らんとて待奉つるに、いかなるちゝにか候」（一―一六六頁）もそのように読める。《盛》はこのような後の清盛の発言に対応させるべく、この一文を加えたのだろう。さらに《盛》は、次節で、盛国から報告を受けた重盛の発言「使者ハ有ツレ共、何事カハ有ベキト思食ツルニ」にも、傍線部を加えている。清盛が内容も伝えず呼び出しの使者を遣わすのに対して、重盛は、清盛が院幽閉を企図しているとは思ってもよらず、鷹揚に対応する。

*長村祥知②「後鳥羽院と平安京周縁地域―院政の展開と水無瀬殿―」（立命館文学六七号、二〇二二・3）。

*藤田勝也「転換期の鳥羽殿―中世住空間の先駆―」（院政期文化研究会編『院政期文化論集第三卷 時間と空間』二〇〇三・10）

*美川圭①「鳥羽殿の成立」（上横手雅敬編『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館二〇〇一・8）

*美川圭②「鳥羽殿と院政」（日本史研究四六〇号、二〇〇〇・12）

*元木泰雄①「後白河院と平氏」（『後白河院―動乱期の天皇―』吉川弘文館一九九三・3。『院政期政治史研究』思文閣出版一九九六・2再録。

引用は後者による）

*元木泰雄②「王権守護の武力」（藺田香融編『日本仏教の史的展開』塙書房一九九九・10）

*元木泰雄③『平清盛と後白河院』（角川選書二〇二二・3）

*元木泰雄④『平清盛の闘い 幻の中世国家』（角川書店二〇〇一・3。角川文庫二〇一一・11に加筆再版。引用は後者による）

*吉海直人①「乳母に関する諸問題」（文学・語学一一九号、一九八九・1）

*吉海直人②「平安朝における乳母子の諸相」（國學院雑誌九六巻二号、一九九五・2）

其間ニ侍共ハ入道ノ下知ニ随テ、「弓ヨ矢ヨ。馬、鞍」ナドヒシメケリ。一門ノ人々モ色々ニ出立テ、ツト出給ハンズル¹体也。入道ハ小具足取付腹巻著テ、中門ノ廊ニ打立給ヘリ。²主馬判官盛国此有様ヲ見テ、「穴³浅猿」ト思ケレバ、小松殿ニ馳參⁴、「世ハ既ニカウト見エ侍リ。入道殿御キセナガヲ被⁵レ召タリ。公達モ侍モ悉ク被⁶レ打立⁷タリ。^{三〇八}法住寺殿へ御參有テ、法皇ヲ鳥羽ノ⁶御所ニ移シ進スベシト披露候ヘドモ、^{まこと}実ハ西国ノ方ヘ⁷御幸⁸有ベキトコソ内々承ツレ。イカニ此御所へ御使ハ、^{まゆり}不被^レ進ヤラン」ト申ケレバ、大臣大ニ騒給テ、使者ハ有ツレ共、何事カハ有ベキト思食ツルニ、今朝ノ入道ノ¹⁰気色、サル¹¹物狂シキ事モ有覽トテ、¹²急ギ西八条ヘ¹³被^レ馳參^レケリ。

【校異】 1 〈蓬〉「体」なし。 2 〈近〉「しめのはうぐはん」、〈蓬〉「主馬判官」、〈静〉「主馬判官」。 3 〈静〉「浅増と」。 4 〈蓬〉「入道殿の」、〈静〉「入道殿の」。 5 〈近〉「ほうちうしとのへ御まいりあてほうちうじとのへ御まいりあて」とし、後半部「ほうちうじとのへ御まいりあて」に見せ消ち。なお、〈底〉「有テ」は〈蓬・静〉「ありて」。 6 〈蓬〉「御所へ」、〈静〉「御所へ」。 7 〈近〉「こかう」、〈蓬〉「御幸」、〈静〉「御行」。 8 〈蓬・静〉「あるへしとこそ」。 9 〈近〉「まいらせられざらむやと」、〈蓬〉「進せられぬやらんと」、〈静〉「進せられぬやらんと」。 10 〈近〉「きしよく」、〈蓬〉「けしき」、〈静〉「気色」。 11 〈近・蓬・静〉「物くるはしき」。 12 〈静〉「忿」。 13 〈近〉「ませまいられけり」とし、「ま」の右に「は」を傍記。〈蓬〉「はせ参せられけり」、〈静〉「馳参せられけり」。

【注解】 ○其間ニ侍共ハ入道ノ下知ニ随テ 「其間ニ」とは、前節で派 遣された使者が重盛郎に行っている間に。「入道ノ下知」とは、前節

の清盛の発言に「侍共ニ『可有用意』ト触ベシ」（一―三八〇頁）とあったこと。以下、「打立給へり」まで、清盛の命令を受けた侍達や一人一人の様子、中門の廊での清盛の様子の描写が続くが、これらは〈盛〉の独自異文。他本は清盛の命令のあとすぐ、盛国が小松殿に参上した場面へと続く。〈闘〉のみ、〈盛〉では前段にあたる、清盛が後白河幽閉の意向を示した場面で、清盛の装束、貞能の装束に触れ、さらに「然間一人人々侍共皆鎧（一） 甲冑（二） 帶弓箭（三） 出立馬共置（四） 鞍立並門外（五） 只今参（六） 院の御所（七） 可奉恨（八） 旬矣（九）」（然る間、一人一人人々侍共、皆甲冑を鎧ひ弓箭を帯して出で立ち、「馬共に鞍置きて門外に立て並べよ。只今院の御所へ参りて恨み奉るべし」とぞ旬のしりける。一下一七ウ）と、字句は異なるが、〈盛〉同様の侍たちの様子を記す。

○「弓ヨ矢ヨ。馬、鞍」ナドヒシメケリ「ひしめく」は「集まって騒ぎたてる。押しあい騒ぐ。また、押しあうほどに大勢集まる。混雑する」（〈日国大〉）の意。清盛の下知を受けた侍たちが、武具を整えるために大騒ぎとなる場面である。前項に見る〈闘〉で、侍たちが馬に鞍置けと騒ぎ立てる様子に一致する。〈早（黒）〉は文末を「メキケリ」と訂す。○一門ノ人々毛色々ニ出立テ、ツト出給ハズル体也「出立つ」は「整った姿をする。身じたくする。晴れの装束をつける。扮装する」（〈日国大〉）で、こも侍たちばかりか、一門の人々も、甲冑・武具を整える様子を記す。「つと」は「勢いよくすばやさまを表わす語。さっと。ふと。急に。つと」（〈日国大〉）。一門の人々も様々に身支度をして、さっとすぐに出陣できる様子であった、ということ。〈蓬〉は「体」を欠くが、まだ出陣には至っていないから「体」があるべきで、〈蓬〉は脱落だろう。○入道ハ小具足取付

腹巻著テ、中門ノ廊ニ打立給へり（ここまでが〈盛〉の独自異文。〈盛〉を含め他本では、清盛が貞能を呼んだ時に、すでにその装束が描写され、「生衣ノ帷」「赤地錦鎧直垂」「白金物打タル黒糸威ノ腹巻」などを着し、「打刀」「銀ノ蛭巻シタル手鋒」を持って中門の廊に出ている。〈盛〉1―三七八頁。〈盛〉ではここでも「小具足」すなわち籠手、脇当、佩盾（はいだて）、面具などの甲冑の付属具および腹巻を着して中門の廊に立っている。なお、この直前、清盛は「キセナガ取出セ」（1―三八一頁）と、着背長（大鎧）の持参を命じており、この腹巻は「着背長着用を前提とした鎧下の腹巻であろう」（〈新定盛1―二八八頁〉）。この光景は、この後、重盛に報告する盛国が、「穴浅猿」とあきれたように、前太政大臣ともあろう清盛が、腹巻を身につけていた異常さをも意味している。例えば、後白河天皇方から攻撃を受けた崇徳院方が、崇徳院や左大臣頼長が鎧を身につけていたことに対して、半井本『保元物語』は次の様に記している。「院モ左府モ御鎧ヲ奉ル。教長申サレケルハ、『アルマジウ候ラン。御物具被レ召候事、アシカリナン』ト申サレケレバ、院ハ御鎧ヲヌガセ給ヒケル。左府ハナヲタテマツリタリ」（新大系一九―三〇頁）。鎌倉本や金刀比羅本は、教長の進言を受けて頼長も鎧を脱いだとするが、半井本では、鎧を着けたままであったとする。いずれにしても、この時、清盛がまだ着背長を着するには至っていないものの、それを前提に小具足・腹巻で身を固めるなどということはありえない光景であったと言える。○主馬判官盛国此有様ヲ見テ 盛国は、多田行綱の密告場面においても登場しており、またそこでは「銀ノ蛭巻シタル小長刀」を持する役として振舞っているなど、清盛の有力な家人。と同時に重盛のもとで家人を統

制する侍所別当のごとき役割を果たしていたとされる(『平家物語』)、平氏家人の中心的存在であった(元木泰雄①・二五頁)。本全集一四〇頁「母ノ内侍ハ、越中前司盛俊ガ賜テ具シタリケルガ、盛俊一谷ニテ討レテ後ハ」項注解および本全集一五四頁「主馬判官盛国」項注解参照。「此有様」とは清盛が武装し、着背長を求め、中門の廊に立って院参の準備を命じていた様をさす。前項までに見た〈盛〉の独自本文は、その具体的な様子を記したものの。○「穴浅猿」ト思ケレバ、小松殿ニ馳参 他本「主馬判官盛国、此気色ヲ見奉テ小松殿ニ馳参テ」(〈覚〉卷二一四〇オ)、「主馬判官盛国、急ぎ小松殿へ馳参ッテ」(〈覚〉上―九四頁)などとし、〈盛〉のような、あきれたことだと感じたという盛国の心情には触れない。〈盛〉では盛国の立場がより明確。小松殿は重盛邸。ここから舞台は西八条邸から小松殿にうつるが、このあと重盛が西八条に参上し、また小松殿に帰邸するなど、「西八条邸にいる清盛と、小松殿にいる重盛の行動が、あたかも廻り舞台のように変わり、この場を動的なものに仕立てあげる働きを持っている」(島津忠夫・三六頁)。○「世ハ既ニカウト見エ侍リ 世の中はもう大変な事態になってしまいました。「かう」は、事態の成り行きが限界に達したことを認める気持を表わす語である「かく」のウ音便で「もうこれでおしまいだ。これまで」(『日国大』「かく」)などの心情をいう。〈延・長・中〉「大臣殿ニ申ケルハ、『世ハ今ハカウト見へ候』(〈延〉卷二一四〇オ)など、ほぼ同様。〈闘〉はこの一言を欠く。〈屋・覚〉は、『世は既かう候』と申ければ、大臣聞もあへず、『あは、はや成親卿が首をはねられたるな』との給へば、『さは候はね共……』(〈覚〉上―九四―九五頁)と、成親の処刑が執行されたと

早台点した重盛の反応を挿入する。先に重盛が、父清盛に対面した際、最初の発言は、「あの成親卿うしなはれん事、よくく御ばからひ候べし」(〈覚〉上―八四頁)であった。また、退出した重盛が、中門にいた侍共に厳命したが、「仰なればとて、大納言左右なう失ふ事あるべからず」(〈覚〉上―八六頁)であったように、〈屋・覚〉においては、この時の重盛の脳裏には、父清盛院参のことではなく、成親殺害の恐れであったことに対応していると言えよう。これに対し、〈延・長・盛・中〉には成親殺害を懸念する重盛の姿は描かれず、この後の重盛の慌てぶりは、盛国が法皇幽閉までをほめかしたことに對しての慌てぶりということになる。○入道殿御キセナガラ被召タリ。公達毛侍モ悉ク被打立タリ 〈延・長・屋・覚・中〉同。但し、いずれも「侍共皆打立候」(〈延〉卷二一四〇オ)のように「公達」を欠く。これに対して、〈盛〉は、平家一門の公達を併記するが、これは先に〈盛〉のみが「一門ノ人々」の様子に言及していたことに対応している。〈闘〉も、本段冒頭の注解に引用するように、先に「一門人々」らの様子に言及していた点では〈盛〉に近似するが、清盛が着背長の持参を命じた発言を持たず、本箇所でも「御一門奉始」侍共皆鎧被打立候間(御一門を始め奉り、侍共皆鎧ひ、打つ立たれ候ふ間)「(二下―一七ウ)とあるのみで、清盛の着背長へは言及しない。「召す」は、物などを「取り寄せる」「差し出させる」の尊敬語ないし、「着る」の尊敬語。前述の通り、〈盛〉では、清盛は着背長の持参を命じてはいたが、その後に腹巻姿であることが描写され、それに従えば着背長を着用するには至っていなかった。従って、盛国が着背長を着した清盛を目撃したわけではない。「着る」の尊敬語だとすれば、〈盛〉に即

して言えば、今頃はすでに、という想像の言となる。他本も「入道殿、既ニ御キセナガヲ被召候。侍共皆打立候」（《延》巻二一四〇オ）などほぼ同様の報告をしているが、他本では、清盛が着背長の持参を命じたあとの清盛の服装描写は、ここまでにはなく（前掲「入道ハ小具足取付腹巻著テ、中門ノ廊ニ打立給ヘリ」項注解参照）、このあと重盛が西八条邸に赴いた際に、やはり腹巻姿で描かれている。したがって、「取り寄せる」の意で解しておく。盛国にとっては、着背長を取り寄せたことは着用したも同然で、本格的に合戦準備を始めたと考えたのであろう。○法住寺殿へ御参有テ、法皇ヲ鳥羽ノ御所ニ移シ進スベシト披露候ヘドモ 《闘・延・長・屋・覚・中》同。前節に「世ヲ鎮程、仙洞ヲ鳥羽ノ北御所ヘ移シマイラスル歟、去ズハ御幸ヲ是ヘナシ進セバヤト思也」（一―三八〇頁）との清盛の言があった。以下のことは、この後に「イカニ此御所へ御使ハ不被進ヤラン」とあるように、重盛が初めて耳にすることであった。○実ハ西国ノ方へ御幸有ベキトコソ内々承ツレ 《屋・覚・中》は「西国」ではなく「鎮西」とするが、諸本ほぼ同内容。《闘》はやや表現が異なり、「内々聞_レ西国_ト候」（内々は西国へところ聞き候ひつれ。一―一七ウ）とする。平家の都落ちの場面でも、「法皇西国へ御幸ナルベキヨシ日来聞ヘケレバ」（《延》巻七―七四ウ）とあるように、西国は、平氏の拠点であった。飯田久雄によれば、平氏一門の受領歴が西国に多いことは確かである。平氏の権力基盤が、正盛以来西国の受領歴中に形成されたことを論じる（五一―五二頁）。ただし、元木泰雄^②は、「なお『平家物語』（巻第二「教訓状」）は、清盛が後白河院を幽閉するために武力による攻撃を企てた際、重盛は理を尽して諫止し、主である院と父清盛との板

挟みとなったことを強調する。重盛の見せ場ではあるが、これは疑問である。同書は、清盛が後白河を幽閉し院政を停止した治承三年政変を遡及させて、後白河と清盛の全面衝突を想定している。しかし、鹿ヶ谷事件の時には後白河に代わる院が存在しない以上、清盛が後白河を排除することは困難であった」（一六三頁）と指摘しており、ここでの鳥羽や西国という具体的な地名は、後の鳥羽殿幽閉や安德帝を奉じての西国落ちから遡行しての虚構であろう。なお、《延・長・中》では、前節での清盛の侍たちへの下知に続けて、「鳥羽殿へノ御幸トハ聞ヘケレドモ、内々ハ法皇ヲ西国ノ方へ流シ進スベキ由ヲゾ議セラレケル」（《延》巻二一四〇オ。傍線部、《長》「儀」《中》「ぎ」とし、その内々の意図が議定されていたことが示されていたが、このように盛国が清盛の真意を承知していたことがわかるような記述は《闘・盛・屋・覚》にはなく、ここで初めて明かされる形である（前節「大方ハ入道院中ノ宮仕思切ヌ。キセナガ取出セ。馬ニ鞍置セヨ」項注解参照）。なお、《覚・中》は本箇所の文末を「内々は擬せられ候」（《覚》上―九五頁。《中》は「ないくはぎせられ候なり」上―九九頁）とし、《延・長・中》の前段箇所と表現を合わせた形になっている。《全注釈》によれば「擬す」ははかり定めること。「議す」は大ぜいで相談すること（上―一九四頁）。ここでの「内々」という語との対応で言えば、「擬す」が妥当だろうか。○イカニ此御所へ御使ハ不被進ヤラン」ト申ケレバ 「此御所」は重盛の御所小松殿をさす。「なぜこの小松殿に使者は遣わされないのでしょうか」の意。この重盛の元へ連絡があったかどうかを問う盛国の言は、《延・長・盛》のみで《闘・屋・覚・中》には見られない。《闘》には「念可有御渡_レ之由申候」

〔急ぎ御渡り有るべき由申し候ふ。二下―一七ウ〕と、盛国が重盛に西八条へ行くよう伝える言がある。盛国は、慌てる素振りなく、駆けつけようとする様子のない重盛を見て、清盛のもとからなぜ急使が遣わされていないのかと思ったのだろう。前節最後の〈盛〉独自異文に、「急ギ立寄給へ。申ベキ事等侍リ」ト、使者ヲ立ラレタリケレ共」とあったが、そこでは呼び出しがただで内容に伝えられておらず、重盛は「ケシカラス。只今何事カ有ベキ」トテ、急ギ出給フ事ナシであった。○大臣大ニ騒給テ 〈延・長〉も「内大臣、大ニ騒レケリ」〈延〉巻二一四〇ウとする。成親捕縛に際しても、清盛は「萌黄ノ腹巻」を着用し、参集した人々も「兵仗ヲ帯」していたが、その時の捕縛対象はあくまでも近臣に限定されていたため、重盛も「良久有テ」西八条へと向かった。しかし、今回は、護身用的性格の腹巻に対して、本格的な合戦準備としての着背長（大鎧）までを取り寄せたことが、清盛の本格的な攻撃（院との対決）決意を示すものであったからこそ、「大臣大ニ騒給テ」「急ギ西八条へ被馳参ケリ」ということになったのである。他の〈闘・屋・覚・中〉には、重盛が盛国の報告に慌てたとする記述はない。この後に展開する冷静沈着な重盛の言動に照らし、動揺する重盛の姿を削除したのでろうか。〈盛〉では、前節最後の独自異文に、重盛は「常ニサハガヌ人ニオハシケレバ」とあった。松尾葦江は「盛衰記はすべてを本文中に喋ってしまう。各部分の描写、作中人物の台詞も少しずつ多弁であるが、覚一本がいわば語らずして語っていたものを、あからさまに作中人物の言動や、作者の評言として定着せしめてゆく」（一四七頁）とし、この箇所について「重盛が「強ニサハカヌ人」であることを強調する意図を逸れて、むしろ彼の不用

意、楽天性を印象づけかねない」（二四八頁）と指摘する。○使者ハ有ツレ共、何事カハ有ベキト思食ツルニ 使者はあったが、大事はないだろうと重盛はお思いになっていたが、の意。〈早黒〉「有ベキ」を「可仕」と訂す。なお、他本では〈延・長・屋・覚〉「争サシモノ事ハアルベキトハ思ヘドモ」〈延〉巻二一四〇ウ、〈中〉「よもさる事あらじとはおもはれけれども」（上―一九九頁）、〈闘〉「内大臣雖被シ思シ差耶シ」（内大臣差しものことやはとは思はると雖も。一―一七ウ）などとし、「使者ハ有ツレ共」に該当する句はない。これらでは前段でも使者が派遣されたことを記していないため、盛国の言をうけて、まさかそんなことがあるはずはないと思ったが、という意味になる。ここで重盛が使者のあったことに触れるのは〈盛〉のみで、前々項「イカニ此御所へ御使ハ不被進ヤラン」という盛国の質問に対応する形で追加された記述であろう。〈延・長・盛〉では、清盛が重盛へ使者を派遣していたことについては、このあとの清盛と重盛との問答における清盛の発言内に見える（次々々節「サレバ奉申合バヤト存テ使者ヲ進タレバ、イカナル遅参候ゾヤ」項注解参照）。〈盛〉では、前節においても、使者が重盛の元へ向かったことが記されていて、その使者の派遣、ここでの重盛邸への到着を明示し、後の清盛の発言と、一連のつじつまを合わせている。○今朝ノ入道ノ気色、サル物狂シキ事モ有覽トテ 今朝の入道の様子とは、重盛が成親の助命のために西八条の清盛のもとを訪問した際のことをいう。〈盛〉巻六「小松殿教訓」（本全一六―四四頁）に、重盛の教訓に対し、「入道イカニモ心不行気ニ宣ケレバ」（〈闘・延・長〉もほぼ同）とあった。〈盛〉の異本では〈近・蓬・静〉が「物くるはしき」とする。他本も〈長〉

「物ぐるはしき」（1—165頁）、〈屋〉「物狂シキ」（151—152頁）、〈覚〉「物ぐるはしき」（上—195頁）と訓ませている。「ものぐるはし」は「ものぐるほし」に同意で「気が変になりそうである。ものにとりつかれて正気を失っているようだ。ものぐるわしい」の意（日国大）「ものぐるおし」。〈闘〉は、今朝の様子とはせず、「入道殿物」(◎) 人応(◎) 有然事(◎)（入道殿、物狂はしき人なれば、然る事もや有るらんとて。一下—17ウ）と、そもその清盛の人格から判断したことになっている。○急ギ西八条へ被馳参ケリ 盛国の報告を受け、重盛は清盛の行動を危ぶみ、再び西八条へ向かう。〈屋・覚・中〉は〈盛〉とは

ぼ同様だが、それぞれ〈屋〉「急ギ車ニ乗」（152頁）、〈覚〉「車をとばして」（上—195頁）、〈中〉「いそぎ御車にめし」（上—199頁）と車に言及する。〈闘〉は、乗車には触れないが、このあとで下車する描写がある。〈延・長〉は「内府、急ギ馳来給」（延）巻二—140ウ）とする。先に成親捕縛の知らせを聞いたときの「最ノドヤカニテ」（1—133—134頁）と落ち着いて向かった様子に対して、清盛の院への行動を知った重盛の様子を対照的に描くのは諸本共通（本全釈一六一—161—162頁参照）。なお、次節以下での描写にもやや異同が多い。

【引用研究文献】

* 飯田久雄「平氏と九州」（竹内理三博士還暦記念会編『莊園制と武家社会』吉川弘文館一九六九・6）

* 島津忠夫「教訓状・烽火の沙汰——平家物語」についてのひとつの覚書——（国語国文四九巻七号、一九八〇・7。『平家物語試論』汲古書院一九九七・7再録。引用は後者による）

* 松尾葦江「源平盛衰記の方法——その饒舌さをめぐって——」（東京女学館短期大学紀要三号、一九八一・2。『平家物語論究』明治書院一九八五・3再録。引用は後者による）

* 元木泰雄①「藤原成親と平氏」（立命館文学六〇五号、二〇〇八・3）

* 元木泰雄②『平清盛と後白河院』（角川選書二〇二二・3）

其時モ猶今朝ノ姿ニテ、¹鳥帽子直衣ニテ、物具シタル者ヲバ一人モ具シ給ハズ。差入テ見給ヘバ、入道既ニ腹巻ヲ著給ケル上ハ、一門ノ³卿上雲客数十人、各⁴思々ノ鎧直垂ニ色々ノ鎧著テ、中門ノ廊ニ⁵二行ニ⁶著座セラレタリ。諸国ノ⁷受領ナンドハ、縁ニ⁸居覆テ庭ニモヒシト並居タ⁹三三ミリ。馬ノ腹帯強シメテ、手綱打係々々々、旗竿共⁹引ソバメ、熊手¹⁰雑鎌手々々ニ¹¹サ、ゲ、甲ヲ前ニ置テ、主人「ア」ト云バ、郎等サト出ベキ体也ケリ。小松大臣ハ引替、¹²鳥帽子直衣ニ¹³奴袴ノ稜取ザヤメキ被^レ入ケレバ、人々事ノ外ニゾ奉^レ見。

【校異】 1 〈底〉「鳥帽子」を改める。なお、〈近〉「ゑぼうし」、〈蓬〉「鳥帽子」、〈静〉「鳥帽子」。 2 〈蓬〉「き給へる」、〈静〉「着給へる」。 3 〈静〉「卿上」。 4 〈近〉「思々ノ」なし。 5 〈近〉「一がうに」、〈蓬〉「二行に」。 6 〈蓬・静〉「着座せられたり」。 7 〈近〉「じゆりやうなどは」。 8 〈近〉

「るこほれて」〈蓬〉「居覆れて」〈静〉「居覆れて」。9 〈近〉「ひつそはめ」〈蓬・静〉「引そはめ」。10 〈蓬〉「薙鎌」。11 〈蓬・静〉「さ、けて」。12 〈近〉「ゑほうし」〈蓬〉「烏帽子」〈静〉「烏帽子」。13 〈近〉「はかまのそはとり」〈蓬〉「奴袴取」。〈静〉「ノ」なし。なお、「奴袴取」。

【注解】○其時毛猶今朝ノ姿ニテ、烏帽子直衣ニテ、物具シタル者ヲ
 一人モ具シ給ハズ。ここで重盛の服装に言及するのは延・長・盛。
 今朝の重盛の様子も「子息ノ中将車ノ尻ニ乗セテ、衛府四五人、隨身
 二三人被食具タリ。各布衣ニテ、物具シタル者ハ一人モ不具給、最ノ
 ドヤカニテ西八条へ被入ケリ」(本全一六―一三三―三三三頁参照)と
 描写されていた。〈盛〉の今朝の箇所「各布衣ニテ」という描写は、
 衛府・隨身らの服装だけを行ったもので、重盛は烏帽子直衣であつた
 と解するべきか。なお、〈鬪・延・長・中〉では、今朝の重盛は「烏
 帽子直垂」で、衛府や隨身の者が「皆布衣」であつたとされていた。
 『小右記』長和二年(一〇一三)一月十六日条に見える東三条院の火
 事の際の記事に「夜居僧興昭云、南方有焼亡」〈寅剋許〉。乍驚起見
 其火太近、当坤方、所疑東三條院歟。雑人云、東三条院者。日来
 中宮御在所。仍乘車参入(資平侍車後)。火氣猛烈、不能入院
 内。或云、御坐南院者、仍参入。乘御檳榔毛車(中納言俊賢車云々)、
 立庭中。卿相四五人祇候。経数剋左相府騎馬被馳参也。右内兩
 府被参。皆烏帽直衣、其外卿相多着烏帽。予着朝服」とあり、
 駆けつけた右大臣・内大臣は烏帽子直衣を着している。したがって、
 内大臣左大将の重盛の服装として「烏帽子直衣」であつてよい。また、
 近藤好和によれば、「烏帽子を被る具体的な装束は、公家装束の直衣・
 狩衣・水干、武家装束の直垂・大紋・素襖など」(近藤好和①・一六頁)、
 「中世の鎧下装束といえ、直垂(鎧直垂)であり、それは軍記物語
 から確認できるが、平安末期の特に武官を帯する武士の場合、直垂よ

りも水干が正式であつたようである(近藤好和②・一三八頁)という。
 これによれば〈鬪・延・長・中〉が「烏帽子直垂」とするのは、そ
 した武家装束として記した可能性もあるか。〈延・長〉は、ここに異
 文を持ち、「其時モ同ク、甲冑ヲヨロウニ及バズ。八葉ノ召車ノケシ
 カルニ、子息ノ惟盛車ノ尻ニノセテ、重代伝リタル唐皮ト云鑑、小鳥
 ト云大刀、車ノ内ニ内々用意シテ持レタリ。引サガリテ、鞍置馬引セ
 タリ。衛府四五人、隨身三人召具テ、深更ニ及テ、ケサノ体ニテ、
 烏帽子直衣ニテオハシタリケリ」(延)二四〇ウ〜四一オ。〈長〉
 は傍線部を欠く)とあり、平家重代の鎧や太刀を内々に用意させ、持
 参していることが示されている。ここに生形貴重は「重盛が父清盛の
 説得に失敗した場合、重盛が朝家の固めとして、平氏相伝の武具を帯
 して院方に馳せ参じる」(八三頁)という意味を見いだし、水原一は「説
 得に失敗した時重盛が為すべきは、唐皮・小鳥を示して、平家総領と
 しての重盛の存在を一門の中で確認させ、清盛に優る指揮権を發動す
 る事」(二二頁)と論じる。いずれにせよ、重盛が平家嫡流としての
 立場・朝家守護の將軍の立場から父に対して意見するという姿勢を見
 ることができる。〈鬪〉は先に清盛が「唐革」を着していたとしており、
 他本と服装が異なる。なお、唐皮・小鳥については、本全一三八頁
 「中ニモ唐皮ト云鑑、小鳥ト云大刀」項注解参照。〈盛〉では、巻四十
 「維盛出家」に関連してその来歴が語られる(同「唐皮小鳥拔丸」)。
 また〈延・長〉では、子息の維盛が同席していることも明示されてい
 るが、これは成親の助命をめぐる「小教訓」でも同様の場面があり、

武久堅が「子息維盛」を、「父重盛」と「祖父清盛」の対面と論争の一部始終を目のあたりにする立場に立たせている」ことを指摘している（一〇一頁）。〈盛〉を含め、〈延・長〉以外では、後白河幽閉をめぐる教訓状では子息維盛の同席は明言されず、その点、武久の指摘する構想が後退しているが、目下力はこの箇所の諸本異同について「小教訓」における重盛登場の場合と、「衛府四五人、隨身二三人」ばかりを従えていたことや子息維盛を同車させていたことなどで共通しており、おそらく、同じような叙述が繰り返されることを避けて、除去されることになったかと思われる」と指摘する（四六九―四七〇頁）。

○差入テ見給へバ、入道既ニ腹巻ヲ著給ケル上ハ、一門ノ卿上雲客数十人、各思々ノ鎧直垂ニ色々ノ鎧著テ、中門ノ廊ニ二行ニ著座セラレタリ 西八条の邸内に入って御覧になると、入道殿が既に腹巻を着用なさっている以上、一門の公卿殿上人数十人は、それぞれ思い思いの鎧直垂に色々の鎧を着て、中門の廊に二列に並んで着座していたということ。〈屋・覚・中〉も、ほぼ同様の状況を記す。〈延・長〉は「入道既ニ腹巻ヲ著給ケル上ハ」に該当する句がない。この句のある〈盛・屋・覚・中〉の場合、一門よりも公の大義名分を優先する重盛の特異性がより際立つ。また、〈延〉のみ「高灯台、侍中門坪々ニカキ立テ」と灯火が付けられている様を描写する。これは前項で示したように、〈延〉のみが「深更ニ及テ」（巻二四一オ）とその時刻が深夜に及んでいたことを明示していることと対応する（〈延全注釈〉二一―一八五頁）。〈鬪〉は、次項を含めて他本に比して異同が多く、「自」車下見中門（一）内外右大将宗盛三位中将盛左馬頭重衡以下一門雲閣（二）数十人至諸大夫侍共（三）于縁于坪比次並居旗竿共引側引側欲打立（四）

体也」（車より下りて中門の内外を見たまへば、右大将宗盛・三位中将知盛・左馬頭重衡以下、一門の雲客（閣）数十人、諸大夫・侍共に至るまで、縁にも坪（坪）にも比次（比）と並み居たり。旗竿共引き側（側）め引き側め打ち立たんと欲（す）る体なり。一下一七ウ）と具体的に清盛の息子たちの名前を挙げる。〈鬪〉は、小教訓においても、重盛が宗盛や知盛らの武装した姿を目にする記述を持ち、同趣向を繰り返している（本全釈一六一―三三三―三四頁「入道ヲ奉始ソソロキテゾ見ケル」項注解参照）。○諸国ノ受領ナンドハ、縁ニ居覆テ庭ニモヒシト並居タリ

中門の廊に入りきらなかったものたちは、中庭（中門と中門廊との間にある）に並んでいたということ。〈延・長・屋・覚・中〉は受領らに加え「衛府、諸司」を挙げる（〈延・長〉は「衛府、諸司」を先に掲出）。〈盛〉巻二「平家一門繁昌」にも「凡一門ノ卿相雲客、諸国ノ受領、衛府、諸司、総テ六十余人ナリ。百官既ニ半ニ過タリ」（一―一五〇頁）とあるように、定型化された表現から、ここでの〈盛〉は「衛府、諸司」が省略された形。「覆」は、〈近・蓬・静〉が、「ゐこぼれて」「居覆（ホ）れて」「居覆（ホ）て」とする。〈名義抄〉によれば「覆」に、「コボス」の訓がある（法下七一）。〈鬪〉は前項参照。『九曆』天曆四年（九五〇）七月二十三日条に、憲平親王（冷泉天皇）が生後まもなく立太子した際の記事として、「次奏清書。午三刻御南殿、儀式如例。具由在外記日記。宣命了左右近衛・左右兵衛率啓陣参来。左右近陣少将・将監・将曹・府生・番長・番長・府掌各一人、近衛各十人、左右兵衛尉・番長各一人、兵衛各十九人。即設左少将以下府生以上座於西中門北廊、右近・右兵衛官人座於同中門南廊、左兵衛官人座於東对東板屋南庇（本家侍所）。番長以下者左右近在西中門西

庭」、右兵衛在「西御門外」、左兵衛在「東御門外」とあり、序列としては「廊」↓「庇」(縁と同意か)↓「庭」↓「門外」であったことがわかる。○馬ノ腹帯強シメテ、手綱打係々々、旗竿共引ソバメ、熊手薙鎌手々ニサ、ゲ、甲ヲ前ニ置テ 他本も出陣の準備を整える様を描くのは同じであるが、〈延・長・屋・覚・中〉「旗棹ドモ引ソバメ、馬ノ腹帯ヲシメテ、甲ヲ膝ノ上ニ置テ、只今カケ出ムズル体トミヘケルニ」(〈延〉巻二四一オ)とやや異なる。特に「熊手薙鎌」への言及は〈盛〉のみ。「熊手」は長柄の鉄熊手で〈盛〉巻四十一「盛綱渡海小島合戦」に「遠ヲバ弓ニテ射、近ヲバ熊手ニカケテ取」(6―三七頁)とあるように接近戦において人を引き懸けて落馬させるために用いた。「薙鎌」も長柄の武器で、「明瞭でないが、刀身が鎌状、または直角の鉤状の武器」(近藤好和③・一八六頁)、「草刈用の刀身が直角に曲がった長柄の大鎌」(高橋昌明・二二五頁)という。〈蓬〉は「薙鎌」と読む。『元龜二年京大本運歩色葉集』「薙鎌」(二18ウ)。「義経記」では「たゞ帆の中を破つて、風を通せ」とて、薙鎌を以て帆の中を散々に破つて風を通せども(旧大系一七六頁)と帆を切り破るのに用いられている。「熊手薙鎌」は〈盛〉巻三十六「熊谷向大手」にも「上ニハ楯ヲ並テ兵共矢タバネ解、弓張立テ並居タリ。下ニハ岩ノ上ニ逆茂木ヲ引懸テ、郎等下部マデ熊手薙鎌持テ、アト云バサト出ベキ体也ケリ」(5―三二七―三二八頁)とあり、〈盛〉での類型表現。

○主人「ア」ト云バ、郎等サト出ベキ体也ケリ 他本「只今カケ出ムズル躰トミヘケルニ」(〈延〉巻二四一オ)とあるように、今にも出陣する準備が整えられた様子である。同様の表現は前項にも示した〈盛〉巻三十六「熊谷向大手」に「アト云バサト出ベキ体也ケリ」と

いう例がある。「ア」は、「ああ」に同じく、呼び掛けの感動詞(〈校注盛〉一一二〇六頁)で、ここでは出発を促す声。「云バ」は〈早(黒)〉「云ハ」のように仮定形で、主人が「さあ」と言えば、の意。○小松大臣ハ引替、烏帽子直衣ニ奴袴ノ稜取ザヤメキ被入ケレバ、人々事ノ外ニゾ奉見 「引替」(ひきかへ)とは、直前に描写された武装を整えるものたちとは対照的に重盛は、の意。この「引替」という語は〈盛〉のみに見える。〈盛〉では、この後につづく重盛と宗盛の間答も含めて、他の人々と重盛との違いをより強調している。そしてそのことが、人々が「事の外に」すなわち意外に感じた理由でもある。「人々」を明示するのも〈盛〉のみ。「奴袴」は〈蓬〉「奴袴」・〈静〉「奴袴」との振り仮名があるように、指貫の別称で、「大文の指貫」(〈延・覚・中〉)、「指貫」(〈長・屋・覚〉)と同様。〈日国大〉「奴袴」(指貫)に、「袴奴(袴袴)」の字を用いたのを、「袴」奴を逆にし誤読したもの(指貫のこと)。「和名類聚抄」「奴袴 左師奴岐乃波賀万」(巻十二―二一ウ。臨川書店『諸本集成倭名類聚抄 本文篇』)。「栄華物語」「綿をいと厚く入れさせ給て、三つづづに、裳・袈裟・上のきぬ・奴袴など、皆繰をさせ給へり」(旧大系下―一六六頁)。「四」灌頂巻「主上奉腰輿公卿殿上人挟、奴袴傍無習女房達取袴傍」(主上を腰輿に奉り、公卿殿上人は奴袴の傍を挟みつゝ、習ひ無き女房達は袴の傍を取り)(下―二八五頁)。「蓬・静」とも「稜取」と読み、「袴」ももだちをとる。衣の折目をつまみはさむ(日国大「稜を取る」)の意。「喬」(〈屋〉一五三頁)も同意。『今昔物語集』巻二十八「五位許ノ者ノ、屋中ニ大路ヲ歩ニテ、□ナル者ノ、指貫ノ喬取テ喘タキテ、七八町ト走ケムハ」(新大系五―二五七頁)〈盛〉巻三十三「平家太宰府」

「御伴ノ公卿、殿上人ハ奴袴ノ傍ヲ取、女房、北方ハ裳唐衣ヲ泥ニ引」（5―19頁）、〈覺〉巻八「太宰府落」^{ケイニヤツ}「国母をはじめ奉て、やんことなき女房達、袴のそばをとり、大臣殿以下の卿相・雲客、指貫のそばをはさみ」（新大系下―八三頁）などの例がある。本箇所では、後に「内府内へ入給へバ」とあり、その前に「右大将宗盛出向テ」、「宗盛卿苦々敷思給ヒ、婦人給ヌ」とあることから、宗盛が中門廊から出て重盛を迎えたとすれば、ここでは重盛が外門から庭を通じて中門廊へと向う途中であることになり、土の上を歩くためか、中門廊へ入るために「稜取」所作をしたものだろうか。あるいは、太田静六の「高倉天皇の乗る御輿は八条第の寢殿に着いたものの、正面階隠間の柱間が狭くて御輿を入れるのに苦労した」「清盛の八条坊門第もまた六波羅泉殿と同じく小規模な邸宅であったことが解る」（六一―五頁）という指摘をふまえれば、柱の間が狭い「中門ノ廊」に一門ノ人々が「二行ニ着座」してひしめいている中を「稜取」してすり抜けたとも読める。いずれ

【引用研究文献】

* 生形貴重「『平家物語』の構想試論―武具伝承と物語の構想・延慶本を中心にして」（日本文学三二巻一二号、一九八三・12。『平家物語』の基層と構造―水の神と物語―近代文藝社一九八四・12再録。引用は後者による）

* 太田静六『寢殿造の研究』（吉川弘文館一九八七・3）

* 日下力『平家物語』と『平治物語』―交渉関係の吟味―（国文学研究六五号、一九七八・6。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による）

6再録。引用は後者による）

* 近藤好和①「時代劇を読む 烏帽子のいろいろ」（本郷五〇号、二〇〇四・3）

* 近藤好和②「中世戦闘史料としての軍記物語の位置―『前九年合戦絵巻』と『平家物語』の関係を中心に―」（『軍記文学とその周縁』汲古書院二〇〇〇・4）

二〇〇〇・4）

* 近藤好和③『弓矢と刀剣―中世合戦の実像』吉川弘文館歴史文化ライブラリー一九九七・7）

にせよ「ざやめく」は、衣擦れの音をいい、『日葡辞書』に「Zayamequi ueia ザヤマキ、ク、イタ（ざやめき、く、いた）着物がすれ合う時にざわざわと音をたてる」（『邦訳日葡辞書』八四二頁）とある。武装したもののたちの発する音とは異なる音が発せられていることが強調されている。出立前の、武装して密集し、騒然としている郎等の中を、一人重盛が周りと異なる直衣姿で通り抜けたため、重盛を見守る人々は何事かと思わず静まりかえり、重盛の衣擦れの音が聞こえたということだろう。〈屋〉は唯一「ノドヤカニ入給フ」（一五二頁）とし、音には言及せず、「人の性質、態度、動作などが、ゆったりと落ち着いていて、静かで穏やかなさま」（『日国大』をいう「のどやか」という語で表現している。〈闘〉は、ここでは重盛の服装に触れないが、「内大臣諡々、張衣被入」（内大臣諡々と張衣いて入れけり。一―一七ウと、その音について言及しつつ、「のど」とともあり〈屋〉との折衷形である。

*高橋昌明『武士の日本史』（岩波書店二〇一八・5）

*武久堅「説話する末世の予見者―重盛伝承と平家物語の構想」（『説話論集 第二集』清文堂出版一九九二・4。「平家物語の全体像」和泉書院一九九六・8再録。引用は後者による）

*水原一「『平家物語』の或る底流―延慶本の重盛諫言からさぐる―」（『延慶本平家物語考証 一』新典社一九九二・5）

右大将宗盛「出向テ、内府ノ直衣ノ袖ヲ引ヘテ、「是程ノ大事出来テ、入道殿既ニ甲冑ヲ被^ら帯^れ候ノ上ハ、²御装束³何様ニカ候ベキ」ト宣ケレバ、「何事カハ有ベキ。朝家ノ⁴重事ヲコソトハ申セ、此ハ。私事也。入道ノ⁷物狂ノ至ル所歟。武器ヲ帶スル事輒^{たやす}ラズ。重盛⁸怒ニ其職ニ居ナガラ、甲冑ヲ著^{ちやく}セン事¹⁰太^{はな}不^は可^た然^だ。就^な中^{かん}近^ん衛^ん大^{だい}將^{しょう}ハ世ノ重ズル官、他ニ異ナル職也。兵共モ^{三三四}数千騎候之上ハ、¹¹云カヒナク重盛一人物具シタラバ、¹²何程ノ事カハ候ベキ。礼儀ヲ知ヌニ似タリ。夷賊¹³朝家ヲ乱^{みだ}リ、凶徒勝^{かつ}ニ¹⁴乗テ御方敗^{やぶ}レントセン時ハ、タトヒ丞相ノ位ニ至ルトモ、自^{みづか}禦^ち戦^せベシ。而¹⁵ヲ敵方モ無^なク、其仁モ不^な知^ち。何ニ向^{むか}テカ合戦スベキ。沙汰之趣^{もつとも}尤^も以^もテ不^な審^{しん}也」トテ、ヨニ悪^{あし}氣^げニテ尻目ニ懸テ通ラレケレバ、宗盛卿苦々敷思給ヒ、婦人給ヌ。実^{まこと}ニ理^{ことわり}也ケレバ、聞人々皆苦リアヘリ。

【校異】 1 〈近〉「いてむかつて」、〈蓬〉「出むかひて」、〈静〉「いてむかひて」。 2 〈近〉「御さうそく」、〈蓬・静〉「御装束」。 3 〈近〉「なにやうにか」、〈蓬〉「何様にか」、〈静〉「何様にか」。 4 〈近〉「てうけの」、〈蓬〉「朝家の」、〈静〉「朝家の」。 5 〈近〉「てうしををこそ」、〈蓬〉「重事をこそ」、〈静〉「重事をこそ」。 6 〈近〉「わたくしこと也」、〈蓬〉「私事也」、〈静〉「私事也」。 7 〈近〉「物くるひの」、〈蓬〉「物狂の」、〈静〉「物狂の」。 8 〈近〉「ほしいまゝに」、〈蓬・静〉「なましひに」。 9 〈蓬・静〉「着せん」。 10 〈蓬〉「甚」。 11 〈近〉「いひかひなく」、〈蓬〉「云」なし。なお、「甲斐なく」。 12 〈近〉「なにほととの」。 13 〈近〉「てうけを」、〈蓬〉「朝家を」、〈静〉「朝家を」。 14 〈近〉「のつて」、〈蓬・静〉「乗て」。 15 〈近〉「てきはうも」、〈蓬〉「敵方も」。 16 〈近〉「そのじんもなししらす」。 17 〈近〉「むかつてか」、〈蓬〉「向てか」。

【注解】 ○右大将宗盛出向テ 以下「聞人々皆苦リアヘリ」までの宗盛が重盛を出迎える一段は、他本には見られない〈盛〉の独自記事。

他本では、宗盛はすでに清盛の前に着座しており、このあとに、その宗盛の上座に着く重盛の姿が描写される（〈盛〉では同場面は後置）。

武久堅は、この教訓状の場面での宗盛の人物造型に重盛との対比を指摘する（一四八頁）が、〈盛〉はこの独自異文により、その対比をさらに強く打ち出している。 ○内府ノ直衣ノ袖ヲ引ヘテ、「是程ノ大

事出来テ、入道殿既ニ甲冑ヲ被^ら帯^れ候ノ上ハ、御装束何様ニカ候ベキ」ト宣ケレバ ここで宗盛は、重盛が「烏帽子直衣」で参上したことに

ついて、疑問を呈している。同様の問答は、成親助命をめぐる、いわゆる「小教訓」でも「弟ノ殿原何ニ係ル大事ノ出来テ侍ニト口々ニ宣

へバ、内府ハ只今何条事カ有ベキ、物騒キ者カナト被^ら静^めケレバ、兵杖ヲ帶給ヘル人々モ、ソゞロキテゾ見エケル」（一―三三二頁）とあった。

この小教訓の問答において、〈盛〉のみが重盛を難詰する人物を「弟

ノ殿原」とし、やはり他の兄弟と重盛との差違を明確にしようとする姿勢が見えていたが（本全釈一六一―三三頁同項注解参照）、本箇所でも同様の意図があるのだろう。とりわけ「入道殿既ニ甲冑ヲ被帯候ノ上ハ」と述べる宗盛に、清盛に従う姿勢が強調されている。○何事カハ有ベキ。朝家ノ重事ヲコソ大事トハ申セ、此ハ私事也。重盛は「是程の大事」であることを主張した宗盛に対し、「私事」に過ぎないと反論している。前項注解に示した通り、「小教訓」でも重盛は「只今何条事カ有ベキ、物騒キ者カナ」と述べていた。それと同様の論理を反復したもので、以下の宗盛への反論の前提となる。なお、ここでの表現は、前掲小教訓の場面の〈長・屋・覚・中〉の本文、「天下の御大事をぞ大事とはいふ。何ほどの事かあるべきぞ」（長）1―141頁）、「大事とは天下の大事をこそ言へ。かやうの私事ワツケを、大事と云様やある」（覚）上―183頁）に似る。「私事」に触れない〈長〉に比して、〈盛〉は、〈覚〉に接近しており、〈覚〉との関係が注意される。

○入道ノ物狂ノ至ル所歟。先にも、清盛の行動について一報を受けた重盛が「物狂シキ事モ有覽」（1―138―139頁）との評を述べていた。冷静な重盛に対して、冷静さを欠く清盛が繰り返し印象づけられている。○武具ヲ帯スル事輒ラズ。重盛怒ニ其職ニ居ナガラ、甲冑ヲ著セン事太不可然。ここで重盛は武装することの重大さを説く。「輒」は〈名義抄〉「輒」に「タヤスク」の訓がある（僧中九三）。「たやすし」は「かるがるしい。かるはずみである。軽率である」の意（日国大）。武装する事は軽率にすべきではない、ということ。「怒」は〈近〉「ほしいまゝに」、「逢・静」「なましひに」。〈名義抄〉「跟」（法中七三）に「ナマシヒ」の訓がある。「なまじい」は「気がすすまなかったり、

不可能だと思ったりしながらも、つとめて無理にするさま」（日国大）。〈近〉は「恣」と誤認したか。「其職」とは、ここでは朝家に仕える重職といった意味で、以下「就中近衛大将ハ」として、近衛大将職の重要性に言及する。○就中近衛大将ハ世ノ重ズル官、他ニ異ナル職也。「就中」は〈名義抄〉「就中 ナカニツイテ ナカムツクニ」（仏上七九）とあり、特に、とりわけ、などの意。ここで重盛は、近衛大将職の重要性・特殊性を説く。一類本『平治物語』にも、檢非違使の別当惟方が、信西の首実檢のために、右衛門督信頼の車の尻に乗って出かけたことを、兄の左衛門督光頼が次の様にたしなめている。「近衛大将・檢非違使の別当は、他にことなる重職也」（新大系一七三頁）とある。この時代、近衛大将は大臣への登竜門的なポストであった（本全釈九―13頁「新大納言成親卿、ヒラニ被望申ケリ」項注解参照）。近衛大将は武官職なので、弓箭を帯することは必ずしも禁忌ではないが、近衛大将という立場であるからこそ、あくまでも皇居の警護、行幸の警備と言うような場合以外は軽々しく甲冑姿となるべきではないということだろう。安元三年（一一七七）正月の除目で平重盛が左大将となり、平宗盛が右大将となっており、そのことは〈盛〉巻一「平家一門繁昌」に取り上げられていた（本全釈四―125―126頁「長男重盛内大臣ノ左大将、……」項注解参照）。つまり、ここで敢えて近衛大将職を特筆するのは、重盛・宗盛はともに左右大将に並ぶが、近衛大将の職分において武装する事の意味を自覚している重盛に対して、そのことに無自覚な宗盛という対比構造が見える。○兵共モ数千騎候之上ハ、云カヒナク重盛一人物異シタラバ、何程ノ事カハ候ベキ。礼儀ヲ知ヌニ似タリ。「いふかひなし」は、とりあげて言

うほどの価値のないさま、問題にするだけの値打のないさまを表わす（『日国大』）。すでに兵士達が数千騎もございます上は、今更言ってもしかたがないが、重盛ひとりが武装しても、兵力としてはさしたる増強とはならず、ただ、意味も無く礼儀に反する事になってしまふ、の意。この後の清盛に対する「教訓状」においても、清盛の武装について批判する、〈延・長〉「天児屋根ノ御末、朝政ヲ掌給シヨリ以来、大政大臣ノ位ニ昇人、甲冑ヲコロフ事、輒カルベシトモ覚候ハズ」（『延』卷二四三オ）、「太政大臣ノ官ニ昇レル人、甲冑ヲ著スル事輒カルベシトモ覚エズ」（『盛』一―三三七頁）という発言があるが、〈屋・覚・中〉では同箇所を「太政大臣の官に至る人の、甲冑をよるふ事、礼義を背にあらずや」（『覚』上―九六頁）と、やはり大臣の職位にあるものが甲冑を着ることを、礼義に背く行為と批判としている。「礼義」に言及する点、〈盛〉の表現と重なる。○夷賊朝家ヲ乱リ、凶徒勝ニ乗テ御方敗レントセン時ハ 夷賊が朝廷を乱し、凶徒が勝に乗じ、官軍が負けようとする時には、の意。〈盛〉卷二十七「大嘗会延引」「坂上田村丸ヲ以テ、夷賊ヲ随ヘ給ケル兵革ノ事ニ依テ」（4―一九二頁）、〈盛〉卷四十四「三種宝剣」「尊自石ノカドヲ取テ火ヲ打出シ、是ヨリ野ニ付タレバ、風忽ニ起テ、猛火夷賊ニ吹覆、凶徒悉ニ焼亡ヌ」（6―二〇五頁）など、「夷賊」「凶徒」とも朝廷に敵するものを指して用いられている。重盛は、私事ではなく天下の一大事であれば、武装し戦うことについても是認される、という立場を取っている。○タトヒ丞相ノ位ニ至ルトモ、自禦戦ベシ 丞相は大臣の別称。ここでは、前述のような朝廷に害が及ぶような場合には、大臣の位にあるものでも自ら武具を帯して防ぎ戦わねばならないことを主張している。

重盛は、安元三年（一一七七）三月五日、左近衛大将を兼任したまま内大臣になっており、ここは、その立場からの発言。前節「大臣大ニ騒給テ」、本節「右大将宗盛出向テ、内府ノ直衣ノ袖ヲ引ヘテ」など、宗盛が「右大将」であるのに対し、重盛は「内府」と記され、一貫して「大臣」として捉えられている。諸本は、近衛大将や太政大臣の位にありながら、武装することの非をいうが、〈盛〉は、朝家が危機に瀕した時には、それらの位にあっても、武装して戦うこともやむをえないとする。ただし、このあとに述べられるように、今回の事態は平家一門（私）の危機にすぎず、公の立場にある者が武力に訴えることは否定される。○而ヲ敵方モ無、其仁モ不知。何ニ向テカ合戦スベキ。沙汰之趣尤以テ不審也トテ 「仁」は「人」に同じ。ここでの「沙汰」は、「決裁されたことについての指令。指図。命令。下知」の意（『日国大』）で、具体的には清盛の出陣の命をさす。重盛は、防ぎ戦うべき敵もなく、それに該当する人物も見当たらず、武装して合戦する相手がそもそもいないことを論じ、前々々節の清盛の命令そのものの問題点を指摘している。この度の「一門追討セラレキ由ノ院中御結構」は成親の讒奏に院が動かされたからであり、「御軽々ノ君」故に、今後も「当家追討ノ院宣」を下す可能性が否定できない以上、一門の安泰のために「院中ノ宮仕」を思い切り、院をも敵と見なすが清盛の論理。これに対し、重盛の論理によれば、公人にとって敵とはあくまでも朝敵を意味する。従って如何なる理由があろうとも院は敵とはなり得ないというのが重盛の主張であり、「而ヲ敵方モ無」とはそうした認識を示した言葉か。○ヨニ悪気ニテ尻目ニ懸テ通ラレケレバ、宗盛卿苦々敷思給ヒ、帰入給ヌ 「悪気」は、「いかにも、けしからぬ

と思つているさま。機嫌が悪そうなさま」（日国大）「悪げ」。「尻目に懸ける」とは、「目だけ動かして見る。人を見下したり無視したりする態度などにいう」（日国大）「尻目に掛ける」。こうした重盛の不快そうな様子、また自分自身を見下すような態度に対して、宗盛は

苦り切つて邸内に戻つたのである。○実ニ理也ケレバ、聞人々皆苦
 リアヘリ この重盛と宗盛の問答を聞いていた人々の反応を記すと
 ころまでが、〈盛〉の独自異文。人々もまた武装していたわけである
 から、重盛の発言をうけ、苦い思いをすることになる。

【引用研究文献】

* 武久堅「宗盛伝承の様式と平家物語の構想」（日本文芸研究三八巻三・四号、一九八六・一〇、一九八七・一）。『平家物語の全体像』和泉書院
 一九九六・八再録。引用は後者による。

内府内へ入給へバ、入道見之給テ、¹臥目ニコソ成給へ。例ノ此内府ガ世ヲ²表スル様ニ振舞トテ、³不⁴意得⁵一氣ニハ⁶御座シケレドモ、子ナガラモ遺アノ⁷貌ニ物具シテ相向ハン事、⁸面早クヤ被⁹思ケン、物具脱置隙¹⁰三ハ五モナカリケレバ、¹¹障子ヲ少シ引立テ、¹²腹卷ノ上ニ薄墨¹³染ノ素絹ノ衣ヲ引懸テ出給タリケルガ、胸板ノ金物ノハツレテ見エケルヲカクサント、¹⁴類ニ衣ノ頸ヲ引違々々シ給ケレバ、¹⁵引縦バカシテ、イトゞキラメキテ見エケリ。入道ハヘラヌ体ニテ、「抑此間ノ事、西光法師ニ委ク相尋ヌレバ、成親卿ノ謀叛ハ事ノ¹⁶枝葉也。実ハ¹⁷叡慮ヨリ思食立ト承レバ、世ノ¹⁸鎮ラン程¹⁹暫ク法皇ヲ²⁰奉²¹迎、²²片辺ニ²³御幸²⁴ナシ進セント存ズ。大方²⁵近來イトシモナキ者共ガ近習者シ、²⁶下剋上シテ折ヲ待テ²⁷伺テ、種々ノ事ヲ勸申ナル²⁸間ニ、²⁹御軽々ノ君ニテ³⁰ハ³¹御座³²係乱国ノ基ヲモ思召立ケリ。向後トテモ非³³可³⁴奉³⁵打解³⁶。二天ノ³⁷煩³⁸当³⁹家⁴⁰ノ⁴¹大事、一定⁴²出来ヌト覚ユ。サレバ奉⁴³申合⁴⁴バヤト存⁴⁵テ使者ヲ⁴⁶進⁴⁷タレバ、イカナル⁴⁸遅⁴⁹参⁵⁰候⁵¹ゾヤ」ト宣ケリ。

【校異】 1 〈蓬〉「伏目にこそ」。 2 〈近・蓬・静〉「へうする」。 3 〈蓬〉「心えず気は」とし、「気は」の右に「に」を傍記。 4 〈近・蓬〉「おはし
 けれど」と、〈静〉「御坐けれど」。 5 〈近〉「かほに」、〈蓬〉「かたちに」、〈静〉「貌に」。 6 〈近〉「おもはゆくや」、〈蓬〉「面はゆくや」、〈静〉
 「面早や」。 7 〈近〉「さうしを」、〈蓬・静〉「障子を」。 8 〈近〉「染」なし。なお、「うすぢみの」。 9 〈蓬〉「引かけかけて」。丁替わりによる。 10
 〈近〉「ししよう也」、〈蓬〉「枝葉なりけり」、〈静〉「障子也けり」。 11 〈近〉「おさまらん」、〈蓬・静〉「しつもらん」。 12 〈蓬・静〉「暫ク」なし。 13 〈近〉
 「むかへたてまつり」、〈蓬〉「迎奉りて」、〈静〉「迎へ奉りて」。 14 〈近〉「かたほとりに」、〈蓬・静〉「片辺に」。 15 〈近〉「ごかうを」、〈蓬〉「御幸」、
 〈静〉「御幸」。 16 〈蓬〉「ならせまいらせんと」。 17 〈近〉「このころ」、〈蓬・静〉「近比」。 18 〈蓬〉「下剋上して」。 19 〈蓬〉「えらひて」。 20 〈近〉
 「あひたに」、〈蓬〉「間に」。 21 〈近〉「御かるくの」、〈蓬・静〉「御軽々の」。 22 〈蓬〉「ハ」なし。 23 〈近・蓬〉「おはします」、〈静〉「御坐」。 24
 〈近〉「ゆくすゑとて」、〈蓬・静〉「向後とて」。 25 〈蓬〉「一去の」。 26 〈近〉「いてききぬと」。 27 〈蓬・静〉「テ」なし。なお、〈蓬〉「存知」。
 28 〈近〉「まいらせたれば」、〈蓬・静〉「進したれば」。

【注解】○内府内へ入給へバ、入道見之給テ、臥目ニコソ成給へ。例ノ此内府ガ世ヲ表スル様ニ振舞トテ、不意得氣ニハ御座シケレドモ〈鬪・延・長〉「入道、此ヲ遥ニ見付テ、少シ伏目ニコソナラレケレ。例ノ内府ガ、入道ヲ表スル様ニ振舞ハ、トテ、心得ズゲニ被思タリ」(〈延〉卷二一四一オ)などほぼ同じ(〈鬪〉は「臥目ニコソ成給へ」に該当する句はなく、清盛は「客殿」から重盛を見付けたとする)。(〈屋・覚・中〉は「入道ふし目になって、『あはれ、例の内府が世をへうする様にふるまう。大に諫(いさ)めば』」とこそ思はれけれども)(〈覚〉上九五頁)と、今度こそ重盛に反論しようと思う清盛の思いを記す。(〈中〉はさらに、「なぎなたひざのしたにをき、あたけだかになりておはしけるが」(上九九頁。長刀膝の下に置き、居丈高になりておはしけるが)と、蛭巻の長刀(節刀)を帯していることがこでも強調されており、鈴木彰は「一見何げない一節であるかに見えるが、そこから清盛の將軍としての側面に注目しつつ、その叙述が織りなされていることが窺い見えてくる」(一七七頁)と指摘する。「表する」の表記は、〈鬪・延〉同、〈長〉「ひやうする」(一六一六五頁)、〈屋〉「標スル」(一五三三頁)、〈覚・中〉「へうする」(〈覚〉上九五頁)。この表記の問題については富倉二郎(徳次郎)による考証があり、「標す」という字音の動詞と解し、〈屋〉の「標」も「標」の借字と見て、『揚子方言』卷十「侃(音ハ飄侃)標零」軽なり楚に凡そ相ひ輕薄するを相侃は謂ふ。或はこれを標と謂ふ也」などを紹介し、「表す」という表記が用いられたことについては、「標」と同じく「へう」の字音であったためとしている(一〇二一〇六頁、及び〈全注釈〉二九六、二九七頁)。それに従えば、軽んずる、ばかにする、などの意になる。

なお、『揚子方言』の該当箇所は「侃(音侃)標(飄零)輕也。楚凡相輕薄謂之相侃、或謂之標也(侃(音ハ侃)標(飄零なり)は軽なり。楚は、凡そ相ひ輕薄するは之を相ひ侃(音ハ侃)と謂ひ、或はこれを標(飄零)と謂ふなり。意味：「侃」「標」は、「輕」である。楚の地では、凡そ「相輕薄」(軽んずる)というのをこれを「相侃」(軽んずる)と言ひ、あるいはこれを「標」という。)(引用は四庫全書・晋郭璞注)が原態か。島津忠夫は富倉説を引きつつ、「標する」がもとの形であったとしても、早くから「表する」と書き写されていたようである。少なくとも、この「世をへうする」という語が、『原(平家物語)』の語彙の片鱗を残していると思われる(二二六頁)と述べる。なお、〈延〉はこの後に、重盛が中門の廊の宗盛の上座に着く様子、重盛が四方の武装した人々を見る様子、清盛の詳しい服装を述べる文が入る。「内府四方ヲ見マハシテ、『イシゲニサウ御氣色共カナ』トテ、ヘシロセラレケリ。兵仗ヲ帶シタル人々モ、皆ソゾロキテゾ見ヘラレケル。客殿ヲ見給へバ、大政入道ノ体、惣テ輕々ナリ。赤地ノ錦ノ直垂ニ、黒糸威ノ腹巻キテ、左ノ方ニハ黒糸威ノ鎧ニ、白星ノ甲重テ被置タリ。右ノ方ニハ白金ノ蛭巻シタル擲刀立テ、院ノ御所敷臣家ノ許ヘカ、只今打入ケナル氣色ナリケルガ」(〈延〉卷二一四一ウ)。これは重盛の態度を咎めようとする清盛と、清盛を批判する重盛の態度を対比的に強調しようとする〈延〉の意図によるものであろう。なお、この〈延〉の異文のうち、「兵仗ヲ帶シタル人々モ、皆ソゾロキテゾ見ヘラレケル」に類する描写は、〈延〉を含む諸本の「小教訓」においても、すでに用いられていた(本全釈一六一三三三四頁「入道ヲ奉始ソゾロキテゾ見エケル」項注解参照)。この〈延〉異文で描写される清盛の姿は、

このあとでも示されるとおり腹巻姿であるが、〈延全注釈〉が指摘するように、左方に置かれた「黒糸威ノ鎧」が先に清盛が命じた着背長に該当するか（二一―一八六―一八七頁）。とすれば、〈延〉では、着背長の持参を命じたにも関わらず清盛が腹巻姿であることがわかりやすい（前々々節「入道殿御キセナガヲ被召タリ。公達モ侍モ悉ク被打立タリ」項注解参照）。○子ナガラモ道アノ貌ニ物具シテ相向ハン事、面早クヤ被思ケン「道」は、『書言字考節用集』に「有繫サスガ 流石同（略）道」（第一一冊五九）とある。「あの貌」とは重盛の烏帽子直衣姿をさす。したがって〈近〉「かほに」との読みは採れない。〈静・蓬〉の「かたちに」がよい。本全釈九一―五頁「ミメ貌ハ心ニ叶ベキニハアラネ共」項注解参照。「面早ク」は「蓬・静」も同様だが、〈近〉は「おもはゆくや」とする。他本とも表記は様々だが、〈闘「顔緩」〉（二下―一八オ）、〈延・長〉「面ハユク」〈延〉巻二―四二オ）、〈屋・覚・中〉「おもばゆう」〈覚〉上―九五頁）と、〈闘〉を含め、いずれも「おもはゆく」と読むのであろう。「面早ク」では意味が取れず、「顔を合わせるのが恥ずかしい。きまりが悪い。てれくさい」の意の「面映はゆく」がよい（〈日国大〉「面映ゆい」）。つまり、子とは言え、烏帽子直衣であらわれた重盛の様子に腹巻に武器を帯して対面することは、きまりが悪いと思われたのだろうか、の意。なお、〈盛〉「あの貌」を、〈延〉では「子ナガラモ、内ニハ五戒ヲ持テ、慈悲ヲ先トシ、外ニハ五常ヲミダラズ、礼義ヲ正クシ給フ臣ナリケレバ、腹巻ヲ着テ相向ハン事ノ、面ハユクヤ被思ケン」〈延〉巻二―四一ウ―四二オ）と、具体的に重盛の五戒五常を保った姿勢を述べ、その上で、腹巻を着して対面することの決まりの悪さに触れる。〈屋・覚・中〉もほぼ同様で、「さす

が子ながらも、内には五戒カケをたもって、慈悲シヅメを先とし、外には五常シヤウヤクをみだらず、礼義レイギをたゞしうし給ふ人なれば、あのすがたに腹巻ハツキを着て向はむ事、おもばゆうはづかしうや思はれけむ」（〈覚〉上―九五頁）と「あのすがた」が挿入されるが、やはり重盛の人格に触れる。〈長〉はやや異文だが同内容で、「此内大臣は、内には五戒カケを持、外には五常シヤウヤクをみだらず、仁義ニギ礼智レイチ信シンにたゞしく、無双ムソウの賢人にてまじしければ、子ながらも、さすが此姿に、はら巻をきてあひむかはん事、面はゆくや思はれけむ」（一―一六五―一六六頁）と「さすが此姿に」の句が見えるものの、やはり重盛の人格に触れる。このあと重盛は清盛の武装に対して、「内ニハ既ニ破戒無慚ノ罪ヲ招キ給、外ニハ又仁義ニギ礼智レイチノ法ニモ背御座覽ト覚ユ」（〈盛〉一―三八七頁）といった批判を行う（〈闘・延・長・屋・覚・中〉もほぼ同じ）。他本ではその発言と対応して、清盛とは逆に五戒・五常を保つ重盛の姿をここに強調したのであろう。それに対して、〈盛〉は重盛の人格に触れない点、他本に比して特異で、ここでは「あの姿に」と服装の対比のみが強調されているように読める。〈闘〉も「乍子シヤコ」又賢人者トシは裕姿ヨクサには見此形勢シヤウシキ（流石レイシと被レ思顔緩シヤウケン々麼ニ）（子ながらも又賢人なれば裕あの姿には、此の形勢ありさまにて見えんことの流石さすがに顔緩おもほゆくや思はれけん。一―一八オ）と「賢人」であることに触れるが、後段の重盛発言との対応がない点には〈盛〉と同じ。○物具脱置隙モノナカリケレバ この句は〈闘・盛〉のみの句。〈闘〉「無レ可レ脱腹巻シヤウケンニ隙シヤウケン」（腹巻脱ぐべき隙も無かりければ。一―一八オ）。このあと清盛が慌てて腹巻の上に素絹の衣を着ることを合理化するための挿入句であろう。○障子シヤウシヲ引立テ、腹巻ノ上ニ薄墨染ノ素絹ノ衣ヲ引懸テ出給タリケルガ、胸板ノ金物ノ

ハヅレテ見エケルヲカクサント、頻ニ衣ノ頸ヲ引違々々シ給ケレバ、引綻バカシテ、イトゞキラメキテ見エケリ。清盛が自らの武装を恥じて、障子を少し引いて閉め、腹巻の上に素絹の衣を着ようとすると金物が見え、それを隠そうとする様子は諸本に共通。冷静沈着な重盛に對して、戯画化された清盛像である。「綻ばかす」は「ほころばす」に接尾語「かす」が付いた形態。「ほころばす」は「間を透かす。衣服などをゆるめて下のものが見えるようにする」(『日国大』「綻す」)。その衣の間から金物が「キラメキテ」見えた点について〈延全注釈〉は、「大鎧・腹巻共に胸板は金具廻のため、鉄板(鍛鉄)製だが、通常は画革等で張包むため、胸板全体がきらめくわけではない。ここは「胸板の金物」がきらめいたとあり、胸板の周辺に施された鍍金や鍍銀の覆輪がきらめいた意か」(二一―一八七頁)とする。〈盛〉では、「小教訓」においても清盛は、重盛の姿を見て腹巻を素絹の衣に着替えていた(本全釈一六一―三四頁「入道ハ帽子甲ニ、萌黄ノ腹巻ノ袖付タルヲ著テ、小長刀計ニテ立給タリケルガ、大臣ノ挙動ヲ遥ニ見テ、急ギ内ニ入、素絹ノ衣ニ脱替テ、サラヌ体ニテ御坐ケリ」項注解参照)。

なお、〈盛〉のみが清盛が腹巻の上に着る素絹の衣について、「薄墨染ノ素絹ノ衣」とその色を「薄墨染」に限定している。〈鬪〉はここでは衣の色に触れないものの、「小教訓」においては「父入道殿鹿絹薄墨染衣」上_ニ着_ル。萌葱糸腹巻_ヲ故_ニ櫛赤_ニ大口差_ニ聖櫛刀_ヲ抵_ス秘藏手銚_ヲ(父の入道殿は、鹿絹の薄墨染の衣の上に萌葱糸の腹巻を着て、故ら赤く櫛したる大口に聖櫛の刀を差し、秘藏の手銚を抵し腹巻の下に着している)。さらに〈鬪〉は本箇所において、「物具之

上_ニ取衣_ヲ打服_ヲ着_ル雖_レ被_ル為_ニ引_ル違_ル々々衣胸_ヲ腹巻胸板_ヲ金物映_ル徹見_ル雲母々々_ヲ矣_ハ(物具の上_ニ衣を取りて打ち服て、荐りに衣の胸を引き違へ引き違へ為られけると雖も、腹巻の胸板の金物映き徹りて雲母雲母と見えけり。一下―一八〇)と、他本のようにはずれた腹巻の金物が衣の間から見えたのではなく、衣の下に金物が透き通って見えたとする。〈鬪〉は本箇所では衣の色には触れていないが、「小教訓」で「薄墨染の衣」としていたのと同じ「薄墨染」であれば、透き通って見えるだろう。こうした〈鬪〉のごとき本文が、〈盛〉のここでの衣の色に關係しているか。〈延〉は清盛の描写のあとに「内大臣此ノ気色ヲ見給テ、『穴口惜。入道殿ニハ能ク天狗付タリケリ』ト、ウトマシクゾ被思ケル」(巻一四一オ)との重盛の思いを挿入する。これは〈延〉のみの異文。また、〈長・屋・覚・中〉はこのあとに「大臣は舍弟宗盛卿の座上につき給ふ」(〈覚〉上―九六頁)と、〈延〉では先に触れられていた、重盛の着座場面を置くが、〈盛〉では先に宗盛が重盛を迎えて問答しており、ここでは繰り返されない。なお、〈長〉は「櫛扇、中半にひらきてつかはれけり」(一―一六六頁)との悠然とふるまう重盛の態度を記すが、〈盛〉は、これに類する櫛扇を使う描写を、宗盛の上座に着く描写とともに、あとに続く清盛の発言後に置く。なお、〈鬪〉に見える「鹿絹」とは、記録では、嘉禄二年正月日「南都新制条々事書」に「但停止美絹可用鹿絹」(鎌倉遺文)五〇八七六)、『後愚昧記』貞治三年(一三六四)七月二十六日条所収の「四条三位隆郷卿問題」という文書に「雖停綾羅用鹿絹」とある。いずれも、「美絹」や「綾羅」と対比される文字通り鹿末な絹であり、建久二年三月二十八日「宣旨」に「雑色単衣并狩衣裏鹿絹布等聴之」

『鎌倉遺文』五二六とあるように雑色の衣の裏地に用いる程度のものであり、清盛の法衣に用いるとは考えにくい。〈鬪〉は、素絹との音の混同で麁絹としたものか。法服としての素絹の衣については、鳥居本幸代が「素絹は砲裳や鈍色のような純粹の法衣ではなく、直綴と同様に略服」であり、さらに「素絹の名が見られるのは、管見した限

りでは南北朝末期に記された『南都北嶺両寺法服記』以前には遡ることができない」（二五六頁）、「十四世紀末より用いられた名称であったと思われる」（二五七頁）と指摘している。
西光問詰場面からこのあと重盛が帰邸し兵を集めるまでの清盛の装束描写を整理すると以下のようなようになる。

<p>〈延・長〉</p>	<p>〈西光問詰〉 長絹の直垂・黒糸威の腹巻・金作の太刀・尻切</p> <p>〈成親問詰〉 素絹の衣・白大口・聖柄の刀</p> <p>〈小教訓〉 素絹の衣・白大口・聖柄の刀</p> <p>*装束描写なし</p>	<p>〈西光問詰〉 長絹の直垂・黒糸威の腹巻・金作の太刀・尻切</p> <p>〈成親問詰〉 素絹の衣・白大口・聖柄の刀</p> <p>〈小教訓〉 素絹の衣・白大口・聖柄の刀</p> <p>*装束描写なし</p>	<p>〈西光問詰〉 素絹の衣・尻切・長念珠・聖柄の刀</p> <p>〈成親問詰〉 素絹の衣・白大口・聖柄の刀</p> <p>〈小教訓〉 帽子甲・萌黄の腹巻・小長刀</p>
<p>〈屋・寛・中〉</p>	<p>〈西光問詰〉 赤地錦の直垂・黒糸威の腹巻・白金の蛭巻の手鉾</p> <p>〈成親問詰〉 赤地錦の直垂・唐革鎧・白星の兜・小鳥・小長刀</p> <p>〈小教訓〉 赤地錦の直垂・萌葱糸の腹巻・赤大口・聖柄の刀・手鉾</p> <p>〈重盛成親と対面〉 赤地錦の直垂・唐革鎧・白星の兜・小鳥・小長刀</p> <p>〈重盛の来訪〉 物具を脱ぐ・長念珠</p> <p>〈教訓状〉 再び物具を取り出すが、鎧は着ず、腹巻のみ</p> <p>〈着背長取り寄せ〉 赤地錦の直垂・黒糸威の腹巻／〈左方〉白黒糸威の鎧・白星の兜／〈右方〉白金の蛭巻の手鉾</p> <p>*〈長〉装束描写なし</p>	<p>〈鬪〉</p>	<p>〈盛〉</p>
<p>〈鬪〉</p>	<p>〈西光問詰〉 赤地錦の直垂・黒糸威の腹巻・白金の蛭巻の手鉾</p> <p>〈成親問詰〉 赤地錦の直垂・唐革鎧・白星の兜・小鳥・小長刀</p> <p>〈小教訓〉 赤地錦の直垂・萌葱糸の腹巻・赤大口・聖柄の刀・手鉾</p> <p>〈重盛成親と対面〉 赤地錦の直垂・唐革鎧・白星の兜・小鳥・小長刀</p> <p>〈重盛の来訪〉 物具を脱ぐ・長念珠</p> <p>〈教訓状〉 再び物具を取り出すが、鎧は着ず、腹巻のみ</p> <p>〈着背長取り寄せ〉 赤地錦の直垂・黒糸威の腹巻／〈左方〉白黒糸威の鎧・白星の兜／〈右方〉白金の蛭巻の手鉾</p> <p>*装束描写なし</p>	<p>〈盛〉</p>	<p>〈盛〉</p>
<p>〈盛〉</p>	<p>〈西光問詰〉 素絹の衣・尻切・長念珠・聖柄の刀</p> <p>〈成親問詰〉 素絹の衣</p> <p>〈小教訓〉 帽子甲・萌黄の腹巻・小長刀</p>	<p>〈盛〉</p>	<p>〈盛〉</p>

(重盛の再来訪)

腹巻の上に素絹の衣

〈重盛召兵〉

腹巻を脱ぎ、素絹の衣、袈裟

(重盛の再来訪)

腹巻の上に素絹の衣

〈重盛召兵〉

腹巻を脱ぎ、素絹の衣、袈裟

(重盛の再来訪)

物具の上に衣

〈重盛召兵〉

腹巻を脱ぎ、素絹の衣、袈裟

(重盛の再来訪)

腹巻の上に薄墨染の素絹の衣

〈重盛召兵〉

腹巻を脱ぎ、素絹の衣

この様に〈延〉では、成親を問詰した際の服装(素絹の衣に大口袴)を、院への武力行使を決意した段階で、直垂・腹巻の武装に改め、さらに着背長の持参を命じて側に置いていたところ、重盛が平服であらわれたため、その腹巻の上に衣を羽織って腹巻を隠そうとすることになる。そして、さらに侍たちが重盛の元に集まったことを聞いて、その腹巻も脱ぎ、袈裟姿となる。〈長・屋・覚・中〉もほぼ同様だが、〈延〉が清盛の求めた着背長等が準備されている描写はない。〈闘〉は成親を問詰する場面では清盛の装束に触れない代わりに、成親の助名を求めて清盛の元を訪れた重盛に、麁絹の衣・大口袴に腹巻を着した姿が重盛に目撃され、さらに、その衣・袴を直垂に改め、唐革の鎧や兜を着していた本格的な武装をしたとされる。重盛との対面を前にそれらの物具を一旦脱ぎ捨てた清盛だが、院への武力行使を決意した清盛は、再び物具を取り出し、腹巻を着す(鎧は著ない)。しかし、重盛の再来訪時には、その上に衣を羽織って取り繕う。〈闘〉は、重盛を気にしつつ服装を変える描写が二度繰り返される構成になっているわけである。〈盛〉も〈闘〉同様に、清盛が重盛の来訪を前に二度服装を変えるが、〈闘〉とは異なり、一度目も腹巻の上に衣を重ねて取り繕ったとする。ただし、〈盛〉では、やはり〈闘〉のごとき本文の影響を受けているからか、一度目も腹巻の色を「萌黄」とし、二度目の重盛の来訪時の清盛の腹巻の色と一致しないことに加え、成親への問詰を

その間に置いたため、清盛の装束が一貫しない。○入道ハヘラ又体ニテ〈長・屋・覚・中〉は「入道もの給ひ出す旨ムネもなし。大臣も申出さるゝ事もなし。良あツて」(〈覚〉上九六頁)と互いに黙る描写を挿み、しびれを切らした清盛が発言する展開とする。そうした間を挟まず、すぐに清盛が発言する〈闘・延・盛〉のうち、清盛が「ヘラ又体」で発言したとするのは、〈盛〉のみ。「ヘラヌ」は、「ひるまない。気おくれしない。負け惜しみをして、平気なふうをよそおう。めげない」様子をいう(〈日国大〉「へらず」)。ここは、大したことではないといった様子での意。〈闘・延〉は「入道宣ケルハ」(〈延〉巻二四二オ)と簡単。○抑此間ノ事、西光法師ニ委ク相尋ヌレバ、成親卿ノ謀叛ハ事ノ枝葉也。実ハ叡慮ヨリ思食立ト承レバ、〈延〉ほぼ同様だが、「成親卿ノ謀叛ハ事ノ枝葉也」を「成親卿父子ガ謀叛ノ企ハ枝葉ニテ候ケルゾ」(巻二四二オ)とする。〈長〉は後半部のみが異なり、「抑、此間の事、西光法師にくはしくあひ尋候へば、成親父子がむほんのくはだては、事のはじめにてぞ候けるぞ」(一六一六頁)とする。ここで〈延・長〉が、「成親卿父子ガ謀叛ノ企ハ」(〈延〉)とする点注意される。〈延・長〉では、成親も又父と共に参画していたことを記すのに対して、他本では、成親一人に焦点を絞って描いていると言えよう。ただし、成経は後に赦免されており、その史実から見れば成経は単に縁坐で罰せられたに過ぎず、謀叛の企てに加わっていない

たとは考えにくい。なお、〈盛〉は行綱の中言の中で「新大納言家父子」の名を出している（本全釈一五―一五二頁注解「当座ニハ新大納言家父子、近江中将入道殿、法勝寺執行法印、平判官康頼、西光法師ゾ候キ」項参照）。〈闘〉は「抑尋承に此謀叛の次第を尋ね承り候ふに、源は法慮（一）所思食立（二）也」（抑此の謀叛の次第を尋ね承り候ふに、源は法皇の御叡慮より思し食し立つ所なり。一―一八〇）と西光の名は出さないものの、西光への尋問を指しているよう。西光への尋問は、〈盛〉巻五「成親以下被召捕」で描かれていた。そこで西光は「執事別当新大納言殿、院宣トテ催レシカバ、院中ニ被召仕身トシテ、不叶ト申ベキニアラネバ、平家一門打失テ、西光モ世ニアラント思テ、与シテ侍キ。院宣ノ趣キ、誰力可奉背」と述べ、成親が院宣によって西光を語らったと明かしていた（本全釈一六一―一九頁同項注解参照）。成親への院宣下賜の件は、巻三「成親謀叛」で成親自身が行綱に語り、また巻五「行綱中言」における行綱の密告のなかでも清盛に伝えられている。〈屋・覚・中〉「成親卿が謀叛は事の数にもあらず、一向法皇の御結構にてありけるぞや」（〈覚〉上―九六頁）とし、西光への尋問に触れない。〈延全注釈〉は、「西光の自白の件は「小教訓」以前に既に明らかだったはずで、ここでは〈覚〉「成親卿が謀叛は事の数にもあらず」のように始まるのが、文脈の続き具合としてよいだろう」（二―一八七―一八八頁）とするが、ここは清盛の重盛に対する窮余の弁明であり、後白河院の関与が事実であることを前提とした自身の行動であることを伝えようとしたものと見れば、必ずしも不自然とはいえない。〈中〉は、ここにさらなる清盛の弁明の発言が続く。適宜漢字を宛てて示す。「抑入道が過怠は涯分に官途をすゝみたるばかりにてこ

そあるなれ。それは弓箭とる習ひ、先例も無きにあらず。田村丸は刑部卿坂上刈田丸が子なりしかども、東夷を平らげし勳賞に、大納言にて左近の大將を兼しき。聖代上古にも僅かに東夷辺土を鎮めし戦功かくのごとし。況んや入道王位を奪はれ給はんとせし、二箇度の勲功他に異なり。しかのみならず功臣嫡々の身として朝廷度々の恥を雪めき。それに成親卿といふ無用の徒者、西光といふ下賤の不当人が申す事につかせおはしまして、当家追討の御結構こそ無念なれ。猶も讒奏するものあらば、重ねて院宣下されん事疑いなし。朝敵となりなんのちは、いかに悔ゆとも詮あらじ。さらばしばらく……」（上―一〇〇―一〇一頁）。これは八坂系諸本に特徴的な異文だが、傍線部・波線部ともに〈屋・覚〉ではすでに清盛が貞能に命じた言葉の中に見えている（〈屋〉一五〇頁、〈覚〉上―九四頁）。さらに波線部については、〈中〉も同じく清盛が貞能に命じた言葉の中に見えており（〈屋〉一五〇頁、〈覚〉上―九四頁、〈中〉上―九八頁）、〈延・長・盛〉も字句は異なるが同内容が見えていた（〈延〉巻二―三九ウ―四〇オ、〈長〉一―一六四頁、〈盛〉一―三八〇頁）。したがって、〈中〉については波線部が重複した本文となっている。〈中〉「当家、ついたうの御けつこうこそ、しかるべからぬ。猶もさんそうするものあらば、ついたうのゐんぜんをくだされぬとおぼゆるぞ。てうてきとなりなんのちは、いかにくゆとも多きあるまじ」（上―九八頁）。さらに、〈盛〉は、点線部についても同内容が貞能への言葉の中にあつた（一―三七八―三七九頁）。なお、〈中〉において清盛は「猶も讒奏するものあらば、重ねて院宣下されん事疑いなし」と今後への危惧を述べているが、こうした今後への危惧については、このあと〈盛〉でも簡単に触れるところが

ある。〈盛〉と〈中〉の近似性が注目される。なお、鈴木彰は、〈中〉の独自異文について、清盛が自身を「功臣嫡々の身」と認識していることに注目し、前節で述べた、参上した重盛の姿を見たあと、膝の上「長刀を用意していたこととあわせ、八坂系諸本（城方本）について「他本にも増して、清盛の將軍としての側面に自覚的であったのではないかと推考されてくる」（一七七頁）と述べる。○世ノ鎮ラン程暫ク法皇ヲ奉迎、片辺ニ御幸ナシ進セント存ズ 先に清盛が貞能に対して、「世ヲ鎮程、仙洞ヲ鳥羽ノ北御所へ移シマイラスル歟、去ズハ御幸ヲ是ヘナシ進セバヤト思也」（一三三〇頁）と述べていたことに対応する。〈鬪・延・長〉にも、ほぼ同様の言があるが、順序は〈盛〉と異なり、清盛の発言の最後に位置し「度々使ヲ遣シツル也」に繋げる。「片辺」は〈近〉「かたほとりに」、〈長〉「片辺」のように「かたほとり」と読み、「都から遠く離れたへんぴな所。かたいなか。かたへんど。また都からちょっとはずれたさびしい所。かたつほとり」〔日国大〕の意である（〈蓬・静〉「片辺」も同意）。〈延〉「法皇ヲ是へ迎ヘマヒラセテ、片辺ニ追籠マヒラセムト存ル事ヲ申合せ奉ラムトテ、度々使ヲ遣シツル也」（卷二一四二ウ。〈鬪〉一下一八オ、〈長〉一―一六六頁）。重盛は盛国から「実ハ西国ノ方へ御幸有ベキトコソ内々承ツレ」（一―三三二頁）と聞いていたわけだが、清盛は重盛に対してはその意図をやや婉曲的に表現している。〈屋・覚・中〉「世をしづめん程、法皇を鳥羽の北殿へ移し奉るか、しからずは是へまれ、御幸をなしまいらせんと思ふはいかに」（〈覚〉上―九六頁）とするが、これは清盛が貞能に対して述べた言「世をしづめん程、法皇を鳥羽の北殿へうつし奉るか、しからずは是へまれ、御幸をなしまいらせん」と

思ふはいかに」（〈覚〉上―九四頁）と全くの同文。「鳥羽」の名称を具体的に出すほか、西八条への連行についても触れる。なお、〈屋・覚・中〉は、清盛の発言をここまでで終え、以下に続く箇所は持たない。

○大方近來イトシモナキ者共ガ近習者シ、下剋上シテ「いとしもなし」は、特にこれといって取りあげるほどでもない、大したこともない、の意（日国大「いとしもなし」）。『教訓抄』「行近將曹ハ、余ノ舞ハイトシモナカリシカドモ、『案摩』ヲバヨク舞ト、ホメラレ侍シナリ」（日本思想大系『古代中世芸術論』三一頁）。近習者は〈盛〉卷五「小松殿教訓」に「後白川院ノ近習者ニ、坊門中納言親信ト云人御座ケリ、右京大夫信輔朝臣ノ子也」（一―三四二頁）、卷十二「大臣以下流罪」に「此資賢卿ハ今様朗詠ノ上手ニテ、院ノ近習者當時ノ寵臣ニテ御座シケレバ」（二―一三四―一三五頁）、卷十九「文覚入定京上」に「新都福原ノ楼御所ニ參テ、院ノ近習者ニ前兵衛督光能ト云人ハ、文覚ニハ外戚ニ付テユカリ也」（三―一九二頁）などと、院や内裏の近臣などを指して頻出する。〈延・長〉「大方ハ近來ヨリ、イトシモナキ近習者共ガ」（〈延〉卷一―四二オ）・〈鬪〉「大方近習者共」（一下一八オ）とするが、〈盛〉は「近習者シ下剋上シテ」と対句的に用いている。下剋上は、下が上に剋つので、主に中世において、下層階級の者が、国主や家主など上層の者をしのいで、実権をにぎること、また、その風潮を、旧体制側の者が非難したことはとされる（日国大）。「下剋上」の語は、〈盛〉卷五「行綱中言」「西光ガ我一人ト事行ジテ申振舞シ事、下剋上之至也ト不思議ニ存ジ侍キ」（一―三三二〇頁）、〈盛〉卷二十六「馬尾鼠巢例」「馬侵ルマジキ鼠ニ巢ヲ作ラセ、子ヲ生セタリ、既ニ下剋上セリ」（四―九八―九九頁）との例があり、

奥野高広は、これらの例を「早い出典」とし、ほかに『日蓮上人御遺文』『太平記』の例を引く（六四頁）。たしかに『日蓮上人御遺文』に見え、『内房女房御返事』『国国の民の身として天子の徳を奪ひ取るは、下剋上、背上下、破上下乱等は也。設ひいかに世間を治めんと思ふ志ありとも、国も乱れ人も亡びぬべし』（日蓮宗全書所収『日蓮聖人全集』巻三上―三四一―三四二頁）、『善無畏鈔』「世間の法には下剋上、背上下は国土亡乱の因縁也」（同巻二上―一四二〇頁）、『下山御消息』「王法も下剋上して王位も臣下に随ふべかりしを」（同巻二上―一二七六頁）などの例がある。『太平記』では、巻二十七「雲景未来記の事」に「臣君を殺し、子父を殺し、力を以て争ふべき時至るゆゑに、下剋上の一端により、高貴清花も君主一人も、ともに力を得ずして、下輩下賤の土四海を吞む」（同章段亥玖本になし。岩波文庫『太平記』四―三二六頁（底本西源院本）、「今度は、地口天心を吞むと云ふ事あれば、いかにも下剋上の時分にて、下勝ちぬべし」（同三二二頁）などの例がある。「近習者シ下剋上シテ」とは、たいしたことのない者たちが、院に近づき、分不相応な振舞いをして、の意。

○折ヲ待時ヲ伺テ、種々ノ事ヲ勸申ナル間ニ（闕・延・長）では、「折ニフレシニ随テ、サマクノ事ヲ勸申ナル間」（《延》巻二―四二一オ―四二二ウ）とある。つまり、機会があるたびに近習者達が後白河法皇に口入れを行う、ということ。一方、《盛》「折ヲ待時ヲ伺テ」の形では、時の折目を待ち時機をうかがって口入れを行う、といった意味になる。○御軽々ノ君ニテハ御座、係乱国ノ基ヲモ思召立ケリ。向後トテモ非可奉打解「輕輕」は、「思慮分別が十分でない。かるはずみである。軽率である。また、うわついている。軽薄である」（《日国

大》「輕輕しい」の意。《闕》「輕行」も用例は乏しいが類似の意か。『仲文章』「友中用案、可棄輕行（友の中に案を用いんには、輕行を棄つべし）」（『諸本集成 仲文章注解』一四三頁）。「向後」は、「今から後。このち。今後」（《日国大》）の意。《近》「ゆくすゑとて」とするが同意。《名義抄》に「向後」に「ユクスエ」（仏上三八）とある。《闕》「御輕行ノ君」（一―二一―一八オ）、《延・長》「御軽々ノ君ニテ渡ラセ給フ」（《延》巻二―四二ウ）と、簡潔に後白河の軽忽な態度を指摘するのみだが、《盛》は後白河院が院近臣の口入によって、国を乱す原因となっていること、今後も気を許すことはできないことを述べる。○一天ノ煩当家ノ大事、一定出来又ト覚ユ（蓬）「一去」とするが、文意にあわず、「一天」とあるべき。《闕・延・長》「一定天下の煩、当家の大事、引出させ給ヌト覚ル時ニ」（《延》巻二―四二ウ）とする。ほぼ同様の意味。ここで清盛は「天下（一天）の煩」と「当家の大事」の出来を危惧する。《盛》では、重盛が宗盛に対して「朝家ノ重事ヲコソ大事トハ申セ、此ハ私事也」と述べ、現前の事態を「私事」と位置づけ、「大事」と捉えることを否定していた（前節「何事カハ有ベキ。朝家ノ重事ヲコソ大事トハ申セ、此ハ私事也」項注解参照）。しかし、ここでの清盛は「天下（一天）の煩」と「当家の大事」とを一体として理解しており、その点で重盛と対立している。○サレバ奉申合バヤト存テ使者ヲ進タレバ、イカナル遅參候ゾヤ 前述の通り、《盛》では清盛からの使者の派遣が記され（一―三二八二頁）。したがって、盛自身も使者のあったことに触れていた（一―三二八二頁）。したがって、《盛》では、使者があったにも関わらず、重盛は盛国が来るまで小松殿を動いていないことになる。だからこそ、ここでその遅參が清盛に

指摘されることになったのである。清盛からの使者をめぐっては諸本に異同が大きい。〈闘〉も「存奉^二 押單片辺の程^一」為申合^二 奉喚^一也」(片辺の程に押し單め奉らんと存ずることを申し合はせんが為に喚び奉りつるなり。一下一一八オ)と清盛が重盛を召喚したと読める。しかし、〈闘〉では先に盛国が「忿可有御渡^二 之由申候^一」(忿^{いそ}ぎ御渡り有るべき由申し候ふ。一下一一七ウ)と西八条へ赴くよう伝えているが、盛国は、重盛に急を告げるために自発的に使者となったのであり、清盛の使者として来たわけではない。その意味では、重盛は、盛国から急を聞いて西八条殿に来たのであって、清盛の呼びかけに応じて来たわけではないため、整合していない。〈延〉の場合も、盛国が清盛の尋常ならざる様子を見て、急を重盛に告げるため自発的に使者としてやって来た点は〈闘〉と同様(A・〈延〉巻一四〇オ)。また、重盛のもとにやって来た盛国が、「イカニ此御所へハ、今マデ御使ハ候ハヌヤラン」ト、息モツギアヘズ申ケレバ」(巻二四〇ウ)と言つように、重盛のもとに清盛からも使者は遣わされていない(B)。しかし、異変を知って西八条殿にやって来た重盛に、清盛は「法皇ヲ是へ迎へマヒラセテ、片辺ニ追籠マヒラセムト存ル事ヲ申合せ奉ラムトテ、度々使ヲ遣シツル也」(〈延〉巻二四二ウ)と使者を遣わしたと発言している(C)。〈延〉も〈闘〉と同じく不整合を来している。これに対して、〈長〉は、A(1—165頁)・B(1—165頁)は、〈延〉に同じだが、C該当部分は、次のとおりである。「法皇を是へむかへまいらせて、片辺にをし籠まいらせんと存ずるあいだ、此事申合奉らんとて待奉つるに、いかなるちゝにか候」(1—166頁)。つまり、〈長〉は、〈延〉の傍線部「度々使ヲ遣シツル也」は記さず、「待

奉つるに」、つまり重盛をお待ち申し上げていたとしていて、〈延〉に見るような問題が解消されている。〈盛〉の場合も、これまでの注解にも示されているが、独自異文の「是程ノ大事争カ内府ニ可不申合」トテ、「急ギ立寄給へ。申ベキ事等侍リ」ト、使者ヲ立ラレタリケレ共、強ニサハガヌ人ニオハシケレバ、「ケシカラズ。只今何事カ有ベキ」トテ、急ギ出給フ事ナシ」(1—138頁)に見るように、清盛は重盛のもとに使者を送っているが、重盛は西八条殿に行かなかつた。しかし、この後、急を告げに重盛邸にやって来た盛国から、真相を告げられる(A)。その折に、盛国が、清盛から使者がなぜないのかと問う点は、〈延・長〉に同じ(B)。それに対して、重盛は、「使者ハ有ツレ共、何事カハ有ベキト思食ツルニ、今朝ノ入道ノ気色、サル物狂シキ事モ有覽トテ」(1—138頁)、急いで西八条に駆けつけたとする。すると、清盛は、駆けつけた重盛に対して、「サレバ奉申合バヤト存テ使者ヲ進タレバ、イカナル遅參候ゾヤ」(1—138頁)とたしなめたとする。〈盛〉も、独自異文を挟んで、うまく整合している。不整合を見せる〈闘・延〉の形態から、〈長・盛〉に見る整合する形態へと作り替えられてきた可能性が指摘できよう。ただし、参上した重盛を前に、清盛は院との対決を示す腹巻を隠そうとしていたわけで、〈長〉や〈盛〉であっても、若干の不整合を内包している。〈屋・覚・中〉は、A・Bは、〈延・長〉などに同じく、使者は派遣されず、盛国も自発的に重盛に急を知らせており、C箇所でも「……御幸をなしまいらせんと思ふはいかに」(〈覚〉上—196頁)とあるのみで、突然来訪した重盛に清盛が意向を問う形になっている。

【引用研究文献】

* 奥野高広「下剋上」（国文学解釈と鑑賞二〇巻四号、至文堂一九五五・4）

* 島津忠夫「教訓状・烽火の沙汰―『平家物語』についてのひとつの覚書―」（国語国文一九八〇・7。『平家物語試論』汲古書院一九九七・7 録。引用は後者による）

* 鈴木彰「『平家物語』の諸本展開と平家嫡流―八坂本の一性格をめぐって―」（『軍記文学の系譜と展開』汲古書院一九九八・3。『平家物語の展開と中世社会』汲古書院二〇〇六・2再録。引用は後者による）

* 富倉二郎（徳次郎）「平家物語ところぐ」（国語国文八巻五号、一九三八・5）

* 鳥居本幸代「日本の法衣に関する一考察」（印度学仏教学研究三二巻一号、一九八三・12）

小松殿ハ¹弟ノ右大将宗盛ヨリ上座シ給タリケルガ、²松扇半バカリ披仕給ケルガ、入道ノ言ヲ聞給ヒ、³双眼ヨリ涙ヲハラハラクト流シ、⁴暫物モ宣ハズ。先興醒テ³御座ケレバ、⁴入道又物モイハレズ。一門ノ殿原、ナリヲ鎮テ音モセズ。庭上ノ軍兵等皆⁵畏テ候ケリ。

【校異】 1〈近〉「おとうとの」、〈蓬〉「弟の」。2〈近〉「なかばはかり」、〈蓬〉「半はかり」、〈静〉「半はかり」。3〈近・蓬・静〉「おはしければ」。4〈蓬〉「入道も」、〈静〉「入道も」。5〈近〉「かしこまで」、〈蓬・静〉「畏て」。

【注解】○小松殿ハ弟ノ右大将宗盛ヨリ上座シ給タリケルガ 重盛が、先に着座していた弟の宗盛の座上に着席したことを記すのは、〈延・長・屋・覚・中〉同。〈鬪〉は欠く。ただし、〈延・長・屋・覚・中〉いずれも重盛が西八条に到着してすぐ、清盛の発言より前に、これを置く。〈延・長・盛・屋〉は、この時、宗盛が右大将であったと記す。

〈覚・中〉は、官職は記さず、弟であることを記すのみ。安元三年（一一七七）六月時点では、宗盛は、権中納言右大将、重盛は内大臣左大将であった。これが内裏などでの席順であれば、官位によって席次が決まるが、ここは、平氏の私的空間であるから、序列は一族内のそれによると思われる。故に、弟より兄、もしくは現時点で一族を代表する地位にある人物が上座に座るのは当然だろう。上座の訓、Kana

シャウザ（上座）Cunino zaxiqi（上の座敷）座敷（zaxiqui）の上座」

『邦訳日葡辞書』七九八頁左。この重盛の登場場面は、日下力①②や早川厚一（四頁）が指摘するように、『平治物語』の光頼登場場面に似る（日下力①四二八頁、②四六八―四六九頁）。平治の乱後、公卿僉議に参内した左衛門督光頼が、上臈達を尻目に上座していた右衛門督信頼を見て、「こはふしぎの事かな」（新大系一七二頁）と御覧になり、「御座敷こそ世にしどけなく候へ」とて、しづく〜とあゆみよりて、信頼卿の着たる座上にむす〜と居か〜り給へば、信頼もいもなく、うつぶしにぞ成にける」（同一七一頁）と記す場面である。〈延〉とは、「殊に『ムズト』という言葉の一致が、その連想を導く」（日下力①四二八頁）。○松扇半バカリ披仕給ケルガ 〈長〉「松扇、中半

にひらきてつかはれけり」(1—166頁)とほぼ同じ。〈鬪・延・屋・覚・中〉は不記。『装束集成』に「吉部秘訓抄云、直衣時、夏持松扇定事」(改訂増補故実叢書一四—二五八頁)とあるが、高橋秀樹編『新訂吉記』本文編三に所収の「吉部秘訓抄卷四目錄」(国立歴史民俗博物館所蔵広橋家本吉部秘訓抄卷四を底本)によれば、「一、粟田口太政入道〈忠雅公〉、与経房卿言談条々事、(中略)直衣時夏持松扇事、(後略)」(二六三頁)とある。しかし、国立国会図書館デジタルコレクションに所収の国立国会図書館所蔵(木村兼葭堂旧蔵)「吉部秘訓抄」卷四の第六コマ、四行目には「松扇」とある。「松扇」が良いか。これによれば、直衣の時、夏には松扇を持つことになる。但し、『飾抄』には、「一扇 公卿宿老之人、束帯之時不論夏冬、持松扇。直衣之時猶持之」(群書八—一三八頁)とあり、季節に関係なく所持するとある。また、『桃華藻葉』には、「一束帯色目」に、「束帯の時、夏も松扇を持也」(新校群書類従二〇—五八七—五八八頁)とあり、むしろ「夏も」と注記されている。ゆえに、重盛は、夏の暑さ故に、松扇を持っていたわけではなかった。重盛が、松扇を半分ほど開いていたとする理由については不明。「仕」の読み、(名義抄)「ツカフ」(仏上二)。○入道ノ言ヲ聞給ヒ、双眼ヨリ涙ヲハラ／＼ト流シ、暫物モ宣ハズ。先興醒テ御座ケレバ、入道又物モイハレズ「入道ノ言」とは、前節に見る清盛の言葉、つまり西光の白状によれば、成親の謀叛は事の枝葉で、本当は後白河院の叡慮によるもので、世間の鎮まるまで法皇を片田舎に幽閉しようと思う、そのことを相談しようと思いい使者を出したのに、遅参するとは何事かとの発言(これをAとする)を指す。すると、それを聞いた重盛は涙を流し(重盛落涙、B1)、

しばらくは何もおっしやられない(重盛の沈黙、B2)。そうした重盛の様子に興醒めた清盛(清盛の困惑、B3)も何もおっしやられない(清盛の沈黙、B4)。この〈盛〉に比較的近似するのが〈鬪・延・長〉。〈鬪〉は、〈盛〉と同様に、清盛の言葉Aに続けて、次のB1・B2・B3が続く。〈鬪〉「内府畏承候ト計」欄「袖押当顔」無左右の返事①入道乍②浅猿③何々言(内府、「畏り承り候ふ」とばかりにて、欄の袖を顔に押し当てて)(B1)、左右の返事も無し(B2)。入道浅猿しながら、「何に何に」と言へば(B3)。一下一八オ。〈延〉の場合もAに続けて「内府、「畏テ承候ヌ」ト計ニテ、双眼ヨリ涙ヲハラ／＼ト落給フ(B1)。入道浅猿トオボシテ、『コハイカニ』ト宣へバ(B3)、内府暫ク物モ宣ハズ(B2)」。〈延〉卷二—四二ウ。重盛は、拝聴致しましたと言うばかりで、両目から涙をはらはらと流される。その様子を見て清盛は、意外なこととお思いになり、「これはどうしたことか」とおっしゃると、重盛は暫く何もおっしやらないの意。一方、〈長〉はBの構成要素が分割されて、その間にAが挟まるという構成を取る。まず、重盛が弟の宗盛の座上に着座し、松扇を中半開いて使ったとする記事に続けて、B2・B4「内大臣もしばしは物ものたまはず。入道殿も又、音もし給はず」(1—166頁)と記し、清盛がこの沈黙を破って言葉Aを発し、さらに〈長〉の独自異文「大方は浄海が思とおもふ事、御辺の御心に一々に違候らん事こそ遺恨におぼえ候へ」とのたまへば(同前)と続いた後に、B1・B3「内府、「畏承候ぬ」とばかりにて、双眼よりはら／＼と涙をおとし給。入道あさましとおぼして、『こはいかに』とのたまへば」(同前)と記す。この後半の本文は、ほぼ〈延〉の本文に一致し、後半の

傍線部の後に前半の傍線部を続ければ、それは〈盛〉の本文ともなるが、清盛の「大方は浄海が思とおもふ事、御辺の御心に一々に違候らん事こそ遺恨におぼえ候へ」という言葉を、「内府、重盛が『畏承候ぬ』と受けるのは不自然な感がある。一方〈屋・覚・中〉では、その場にそぐわない清盛の装束を見た重盛について、「大臣は舍弟宗盛卿の座席につき給ふ」(〈覚〉上―九六頁)と記した後に、「入道もの給ひ出す旨もなし(B4)。大臣も申出さるゝ事もなし(B2)」と記す。次に清盛の言葉Aの後に、〈長〉後半の傍線部に近似する「大臣聞きもあへず、はらくとぞなかれける(B1)。入道、『いかにく』とあきれ給ふ(B3)」(〈覚〉下―九六頁)が続く。つまり、それは

Bが分割され間にAが挟まるという点では、〈長〉の構成と同じだが、〈屋・覚・中〉は、B2に「内府、『畏承候ぬ』とばかりにて」を欠くため、〈長〉に見たような問題は生じない。○一門ノ殿原、ナリヲ鎮テ音モセズ。庭上ノ軍兵等皆畏テ候ケリ〈盛〉の独自本文。平家一門の方々は、一言も発することもなく、庭上の兵達も皆畏まって控えていた意。重盛と清盛の対立から生じた沈黙に、これを見ていた一門の人々も緊張して控えている様子を示す。これに相当する表現として、〈延〉では重盛が到着して四方を見回し、皮肉を込めて「イシゲニサウ御気色共カナ」と言ったところで、「兵杖ヲ帯シタル人々モ皆ソゞロキテゾ見ヘラレケル」(四一ウ)とある。

【引用研究文献】

* 日下力① 『平家物語』と『平治物語』―交渉関係の吟味―(国文学研究六五号、一九七八・6。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による)

* 日下力② 『平家物語』と『保元物語』『平治物語』―成親事件話群の考察―(国文学研究七八号、一九八二・10。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による)

* 早川厚一 『平治物語』成立論の検証―『平家物語』との関係について―(名古屋学院大学論集〔言語・文化篇〕一八巻一号、二〇〇六・10)

小松殿¹教訓²父

² 内府ヤ、暫ク³ 在テ、直衣ノ袖ヨリ畳紙ヲ取出シ、落ル涙ヲ⁴ 推拭被⁵ 申ケルハ、「⁵ 左右ノ子細ハ暫⁶ 閑。此⁶ 御貌見進スルコソ現トモ存ジ候ハネ。サスガ我朝ハ辺鄙粟散ノ境ト申ナガラ、⁷ 天照太神ノ御子孫、国ノ主トシテ、⁹ 天児屋根尊ノ御末、朝政ヲ^{三八七} 掌^八 給シヨリ以来、¹⁰ 太政大臣ノ官ニ昇レル人、甲冑ヲ¹¹ 著スル事輒^九 カルベシトモ覚エズ。就中出家ノ御身也。夫三世ノ¹² 諸仏ノ解脱幢相ノ法衣ヲ脱捨テ、忽ニ弓箭ヲ¹³ 帶シ御座サン事、内ニハ既ニ破戒無慙ノ罪ヲ招キ給、外ニハ又仁義礼智信ノ法ニモ¹⁴ 背御坐覽ト覚ユ。

【校異】 1 〈近〉「ちゝにけうくん」、〈蓬〉「教訓父」、〈静〉「教訓父」。2 〈近〉合点あり。行の冒頭に「小松殿教訓ノコト」を傍書。3 〈近〉「あて」、〈蓬・静〉「ありて」。4 〈近〉「をしのこひ」、〈蓬〉「ししのこひ」、〈静〉「おしのこひ」。5 〈近〉「さうの」、〈蓬・静〉「とかくの」。6 〈近〉

「御かほ」〈蓬〉「御すかたを」〈静〉「御すかた」。7 〈近〉「てんせうだいしんの」〈蓬〉「天照太神の」。8 〈近〉「あるしとして」〈蓬〉「主として」〈静〉「主として」。9 〈近〉「あまつこやねのみことの」〈蓬・静〉「天兒屋根尊の」。10 〈底〉「大政大臣ノ」を改める。〈近〉「だいじやう大じんの」〈蓬〉「太政大臣の」〈静〉「太政大臣の」。11 〈蓬・静〉「着する」。12 〈蓬〉「諸仏解脱幢相の」。13 〈近〉「たいしましまさん」〈蓬〉「帯し御座さん」〈静〉「帯し御座さん」。14 〈近〉「そむきおはしますらんと」〈蓬〉「そむき御座らんと」〈静〉「そむき御座らんと」。

【注解】○内府ヤ、暫ク在テ、直衣ノ袖ヨリ疊紙ヲ取出シ、落ル涙ヲ推拭被申ケルハ、重盛が、涙を押し拭って申したとする点は、〈鬪・延・長・屋・覚・中〉同。「ヤ、暫ク在テ」とするのは、〈鬪・延〉同、「直衣ノ袖」を記すのは、〈延・長〉同。〈延〉「良久有テ直衣ノ袖ニテ涙ヲ拭ヒ鼻打カミ宣ケルハ」(巻一四二ウ)。〈延・長〉は袖で涙を拭いたとするが、〈盛〉は「疊紙ヲ取出シ」て涙を拭いたとする。巻四十五「重衡向南都被斬」にも「立給タル跡ヲ見レバ、涙ヲ拭給ヘル疊紙モヌレナガラ未アリ」(六一三〇四頁)とある。○左右ノ子細ハ暫閣「左右ノ」の読みは、〈蓬・静〉の「とかくの」が良い。「閣」は〈名義抄〉に「サシオク サシハサム(略)」(法下八二)の訓があり「さしおく」とよむ。〈早(思)〉「トカク」。〈延〉「ナニカノ事ハ知候ハズ」(巻一四二ウ)、〈長〉「先、なにかの子細は知候はねども」(一―一六七頁)。〈延・長〉の場合は、どのような事情があるのかは知りませんがの意。〈盛〉の場合は、どのような事情かは暫くは問いませんがの意。○此御貌見進スルコソ現トモ存ジ候ハネ「貌」の読みは、「すがた」が良い。『書言字考節用集』「姿 貌 像(略)」(肢体門ス・第五冊三七)にその読みが見える。〈早(思)〉「良」。〈延〉「御躰」(巻一四二ウ)、〈長〉「御姿」(一―一六七頁)、〈屋・覚〉「御ありさま」(覚 上―九六頁)。諸本は、いずれも重盛が父清盛に涙を流して訴えた主張として、二つ記す。初めに記すのが、出家した清盛

が、重盛の姿を見て急ぎ「腹巻ノ上ニ薄墨染ノ衣ヲ引懸テ出給タリケルガ、胸板ノ金物ノハヅレテ見エケルヲカクサント、頻ニ衣ノ頸ヲ引違々々」(盛 1―三八五頁)する姿を見たことに対しての言葉。①「此御貌見進スルコソ現トモ存ジ候ハネ」(1―三八六頁)。今一つは、清盛の今回の謀叛は後白河法皇の叡慮から出たもので、しばらく法皇を片辺にお連れ申し上げようとの発言に対しての重盛の言葉、②「御運ハ既ニ末ニ望ヌト覚候。人ノ運命ノ尽ントスル時、加様ノ事ハ思立事ニテ侍リ」(1―三九四―三九五頁)。このように、①から②へと、それぞれに長文の教訓を付して記すのが、〈延・盛〉。〈延〉の場合も、①「先御躰ヲ見マヒラセ候コソ、少モウツ、トモオボヘ候ハネ」(巻二―四二ウ)、②「御運ハ一定末ニナリテ候ト覚候。人ノ運ノ末ニ臨ム時、加様ノ謀ハ思立事ニテ候ナルゾ」(巻一―四六ウ―四七オ)と記される。〈延・盛〉の場合、重盛が初めに目にしたのが父清盛の異なる姿であり、次に耳にしたのが法皇を幽閉しようとの清盛の言葉であったわけだから、ここで①から②へと、重盛の、父清盛への教訓がその順序で記されるのは自然と言えよう。これに対して、〈鬪・長・屋・覚〉は、〈延・盛〉とは逆に、②から①への順に記す。その内、〈長・屋・覚〉は、②と①を初めに記した後に、具体的に教訓を続ける。〈長〉「内府、直衣の御袖にて、涙ををしのごひて申されけるは、『②此仰をかうぶり候に、御運のすでにするに候とおぼえて、不覚のみみだの

こぼれ候。先、なにかの子細は知候はねども、①此御姿を見まいらせ候こそ、少もうつともおぼえ候はね。さすが我朝は辺鄙粟散の境と申ながら……」（一―一六六―一六七頁）。〈屋〉「内臣涙ヲ拭テ被申ケルハ、②此仰承候ニ、御運ハ既ニ早末ニ成セ給タリト覚候。①又御有様ヲ見奉ルニ、少シモ現ト覚候ハズ。サスガニ我朝ハ粟散ノ境トハ午申……」（一五四―一五五頁）。〈覚〉「大臣涙をおさへて申されるは、『②此仰承候に、御運ははや末になりぬと覚候。人の運命の傾かんとては、必悪事を思ひ立ち候也。①又御ありさま、更うつゝ共おぼえ候はず。さすが我朝は、辺地粟散の境と申ながら……』（上―九六頁）。いづれも、②法皇を幽閉しようという清盛の言葉を先ず批判し、続いて①出家の身で、腹巻の上に僧衣を纏う様子を批判する。他方〈中〉は、②を初めに記すものの、①に該当する教訓を欠く。〈中〉「おとゞ涙をおさへて申されるは、『②このおほせをうけたまはるに、御うんははやすゑになりぬとおぼえて、ふかくの涙のさきだち候也。かならず人のうんめいつきんとては、かゝるあくぎやうをばおもひたつならひにて候也。*さすが我でうは、てんせう太神の御しぞん、国のあるじとして、あまつこやねの御ことの御べうゑい、てうのまつりごとを、つかさどり給しよりのかた、太政大臣のくわんに、いたり給ほどの人の、かつちうをよるいします事、是れいきをそむくにあらずや』（上―一〇二頁）。しかし、波線部は、①に関わる叙述であることからすれば、*部に、〈屋・覚〉に見る①を脱落させた可能性を想定すべきであろう。最後に〈闘〉について見てみよう。〈闘〉「良久（シ）内府抑（シ）涙（シ）被申（シ）者此云何御事に候乎②只今承此仰を候御運臨（シ）末（シ）覚候縦依（シ）人の讒言に雖蒙勅勘（シ）給何度不過（シ）之由陳申

給設（シ）雖（シ）又（シ）被（シ）死罪（シ）行（シ）何可背御座（シ）自保元以来廿余年之間云官位ニ云俸禄（シ）飽（シ）蒙（シ）朝恩（シ）昔（シ）今（シ）少（シ）様（シ）事共也至（シ）重盛様無才愚闇の身に（シ）加三公の員に盗（シ）卿相の位を生々々争可奉報（シ）①夫我国日本秋津島（シ）申（シ）鄙粟散の境（シ）神国道正争可致非礼（シ）乎然昇大政大臣の官（シ）何可被帯兵杖（シ）御身而御出家也何脱（シ）捨解脱懂相法衣（シ）鎧修羅闘戦の甲冑（シ）横（シ）邪見放逸の弓箭（シ）御坐（シ）」（良久しくして、内府涙を抑へて申されるは、「此は何と云ふ御事に候ふぞや。②只今此の仰せを承り候ふに、御運は末に臨めりと覚え候ふ。縦ひ人の讒言に依りて勅勘を蒙り給ふと雖も、何度か過ぎたる由を陳じ申し給へ。設ひ又死罪に行はると雖も、何でか背き御座すべき。保元より以来廿余年の間、官位と云ひ俸禄と云ひ、飽くまでに朝恩を蒙りたまふ。昔も今も様少なき事共なり。重盛が様な無才愚闇の身に至るまで、三公の員に加はり、卿相の位を盗む。生々々争か報じ奉ら（ざる）べき。①夫我が国日本秋津島は辺鄙粟散の境とは申しながら、神国にして道正し。争か非礼を致すべけんや。然れば太政大臣の官に昇り、何でか兵杖を帯せらるべき。御身は而も御出家なり。何でか解脱懂相の法衣を脱ぎ捨てて、修羅闘戦の甲冑を鎧ひ、邪見放逸の弓箭を横たへ御坐さん。一―一八〇―一八ウ）。②を先に記す点は、〈長屋・覚〉と同じだが、それぞれの後に詳細な教訓を付す点は、〈延・盛〉に近い。ただし、他本のような、①清盛の姿を見た姿を見たことに対しての重盛の言葉はなく、②の教訓に続けて①の教訓部分が連続する。なお、〈闘〉の①に関わる問題点については、次項の注解参照のこと。以上の諸本の様態から見る限り、①②の順に記す〈延・盛〉的形態が原態を留めていることは明らかであろう。一方、②①と記す〈長〉の場合は、語り

本的本文の影響を見ることができようか。○ササガ我朝ハ辺鄙粟散ノ境ト申ナガラ、天照大神ノ御子孫、国ノ主トシテ、天兒屋根尊ノ御末、朝政ヲ掌給シヨリ以来、太政大臣ノ官ニ昇レル人、甲冑ヲ著スル事輒カルベシトモ覚エズ（〈延・長・屋・覚・中〉同。辺鄙粟散（〈闘・長〉）は、辺地粟散（〈延・覚〉・粟散辺土とも言う。「辺土にある、粟を散らしたような小国」（日国大）。日本を言う。「粟散」は「そくさん」と読む。「Socusan fengi. ソクサンヘンヂ（粟散片地）ある大国、あるいは、大陸の隣にある島々」（邦訳日葡辞書）五六八九頁）。「天照大神ノ御子孫、国ノ主トシテ、天兒屋根尊ノ御末、朝政ヲ掌給シヨリ」は、〈盛〉巻三「澄憲祈雨」の「我大日本国、本是神国也。天照大神子孫、永為我國主、天兒屋根尊子孫、今佐我朝政」（1—175頁）と同様の主張で、後藤丹治は『澄憲作文集』との関連を指摘する（五一頁。本全一〇—四一頁、五四頁参照）。「甲冑ヲ著スル事輒カルベシトモ覚エズ」、〈屋・覚・中〉「甲冑をよるふ事、礼儀を背にあらざや」（〈覚〉上—九六頁）。天兒屋根の尊の御子孫である藤原氏が朝廷の政に携わるようになってより以来、太政大臣の官位に昇る人が、甲冑を身に着けるなどという事は、軽々しくやって良いことのように思えませんか。なお、〈闘〉にも、前項の注解、〈闘〉に付した波線部に見るように、近似本文が見られる。故に、〈闘〉の場合、前項に指摘した①の始まりは、「夫我が国日本秋津島は辺鄙粟

【引用研究文献】

* 後藤丹治『戦記物語の研究』（筑摩書店一九三六・1。改訂増補版、磯部甲陽堂一九四四・2。引用は改訂増補版による）

かたがた 旁恐アル申事ニテ候へ共、暫ク御心ヲ¹閑メ御坐テ、重盛ガ申状ヲ具ニ²可³聞召⁴哉覽。且ハ最後ノ申状ト存レバ、心底ニ⁴旨趣ヲ不⁵可⁶残。

散の境とは申しながら……」以下の本文となる。○就中出家ノ御身也。夫三世ノ諸仏ノ解脱幢相ノ法衣ヲ脱捨テ、忽ニ弓箭ヲ帶シ御座サ¹ン事、内ニハ既ニ破戒無慙ノ罪ヲ招キ給、外ニハ又仁義礼智信ノ法ニ毛背御坐覽ト覚ユ（〈闘・延・長・屋・覚・中〉ほぼ同じ。諸本で一部異なるのは、「忽ニ弓箭ヲ帶シ御座サン事」の箇所。出家の御身でありながら、袈裟を脱ぎ捨てて、忽ちに弓矢をお持ちになることは、箇所だが、〈延・長・屋〉は、「忽ニ甲冑ヲ帶シ坐シマサン事」（〈延〉巻二—四三オ）。これに対し、〈闘〉「鎧修羅闘戦の甲冑を横²邪見放逸の弓箭を御坐³」（修羅闘戦の甲冑を鎧ひ、邪見放逸の弓箭を横⁴へ御坐さん。一下—一八ウ）、〈覚〉「忽に甲冑をよるひ、弓箭を帶しましまむ事」（上—九六頁）と、「弓箭」を加えたり、〈盛・中〉「たちまちに、きうせんをたいします事」（〈中〉上—一〇一頁）のように記す。ここは、太政大臣の位にある者が甲冑を身に着けることを非難すると同時に、ましてや出家の身でありながら甲冑を鎧⁵うことを非難する文脈と解すべきところだろう。弓箭を書き加える〈闘・覚〉は、その後出の形態であろうし、「弓箭」と記す〈盛・中〉の場合、「甲冑」の語の重出を避けたためとも考えられようか。「解脱幢相ノ法衣」は袈裟の異称。『説教才学抄』「被⁶恒河沙仏解脱幢相ノ衣⁷。於此起⁸悪心⁹定¹⁰墮¹¹無間獄¹²」（『真福寺善本叢刊3』四九五頁）。

5 先世ニ四恩ト云事アリ。諸経ノ説相^{セツキョウ}不同ニ、内外ノ存知各別也ト云ドモ、且ク心地観経ヲ見候ニ、一ニハ⁷天地恩、二ニハ⁸国王恩、三ニハ⁹父母恩、四ニハ¹⁰衆生恩是也。11以^レ知^レ之人倫トシ、^{三三八}12不^レ知ヲ以テ鬼畜トス。13其中ニ¹⁴尤重キハ朝恩也。15普天之下莫^レ非^二王土^一、¹⁶卒土之浜莫^レ非^二王臣^一。文。サレバ彼頼川ノ水ニ耳ヲ¹⁷洗キ、首陽山ニ蔽ヲ折ケル賢臣モ、勅命ノ難^レ背礼儀ヲバ¹⁸存トコソ承レ。何況、倩上古ヲ思フニ、御先祖平将軍貞盛ハ、¹⁹相馬小次郎将門ヲ被^レ誅タリケルモ、²⁰勸賞²¹被^レ行^レ事受領ニハ過ザリキ。²²伊予入道²³頼義方貞任²⁴宗任ヲ²⁵滅シタリケルモ、イツカ丞相ノ位ニ昇リ不次ノ朝恩ニ預シ。就中此²⁶一門ハ、²⁷忝ク桓武天皇ノ御苗裔、²⁸葛原親王ノ後胤トハ申ナガラ、中比ヨリ²⁹ハ無下ニ官途モ³⁰打下テ、下国ノ受領ヲダニモ³¹有サレズコソ有ケルニ、故刑部卿殿備前守ノ御時、³²鳥羽院ノ³³御願、³⁴徳長寿院造進ノ³⁵勸賞ニ依テ、家ニ久ク絶タリシ内ノ昇殿ヲユルサレケル時ハ、万人唇ヲ反シ侍ケルトコソ伝承候へ。去ドモ御身ハ既ニ先祖ニモ未^レ拜任ノ例ヲキカザリシ太政大臣ヲ³⁶極メサセ御座上、又³⁷大臣ノ大将ニ至レリ。所謂重盛ナド³⁸暗愚無才之身ヲ以、蓮府槐門ノ位ニ至ル。³⁹加⁴⁰之国郡半バ一門ノ所領トナリ、⁴¹田園悉ク一家ノ進止タリ。是希代ノ朝恩ニ候ハズヤ。

【校異】 1 〈近〉「しつめおはしまして」、〈蓬〉「しつめておはしまして」、〈静〉「閑御坐て」。 2 〈近〉「きこしめすへくや候らん」、〈蓬〉「聞召へくや侍らん」、〈静〉「聞食へくや侍らん」。 3 〈近〉「かつうは」、〈蓬・静〉「且は」。 4 〈近〉「ししゆを」、〈蓬・静〉「旨趣を」。 5 〈近〉「せんせに」。 6 〈近〉「ふどうに」、〈蓬〉「不同に」、〈静〉「不同」。 7 〈近〉「てんちのをん」、〈蓬〉「天地恩」、〈静〉「天地恩」。 8 〈近〉「こくわうをん」、〈蓬〉「国王恩」、〈静〉「国土恩」。 9 〈近〉「ふものをん」、〈蓬〉「父母恩」、〈静〉「父母恩」。 10 〈近〉「しゆしやうをん」、〈蓬・静〉「衆生恩」。 11 〈近〉「もてこれをしるをもて」。 12 〈静〉「不知を鬼畜とす」とし、「を鬼」の間に補入符あり。右に「もつて」を傍記。 13 〈近〉「そのなかにも」。 14 〈近〉「尤」なし。 15 〈近〉「ふてんのしたわうとにあらすといふ事なし」、〈蓬〉「普天之下莫^レ非^二王土^一」、〈静〉「普天之下莫^レ非^二王土^一」とし、「普天」の右に「毛詩」を傍記。 16 〈近〉「文」なし。なお、「そつとのひんわうしんにあらすといふことなし」。〈蓬〉「卒土之³賓莫^レ非^二王臣^一」文。 17 〈近〉「あらひ」、〈蓬〉「洗」、〈静〉「洗」。 18 〈近〉「ぞんずとこそ」。 19 〈近〉「さうまの小郎まさかとを」、〈蓬〉「相馬小²二郎将門を」、〈静〉「相馬小次郎将門を」。 20 〈近〉「けんしやう」、〈蓬・静〉「勸賞」。 21 〈近〉「おこなはれし」、〈蓬・静〉「おこなはるゝ」。 22 〈近〉「いよのにうだう」、〈蓬〉「伊与入道」、〈静〉「伊与入道」。 23 〈近〉「らいきか」、〈蓬・静〉「頼義か」。 24 〈蓬〉「滅したりけるも」。 25 〈蓬・静〉「忝ク」なし。 26 〈近〉「かつらはらのしんわうの」、〈蓬〉「葛原の親王の」、〈静〉「葛原親王の」。 27 〈近〉「ハ」なし。 28 〈近〉「うちくたて」、〈蓬〉「うちくたりて」。 29 〈蓬・静〉「ゆるされてこそ」。 30 〈近〉「とくちやうしゆあん」。 31 〈近〉「けんしやうに」、〈蓬・静〉「勸賞に」。 32 〈近・蓬〉「きはめさせおはします」、〈静〉「きはめさせ御坐」。 33 〈近〉「大臣ノ」を改める。なお、〈近〉「大じんの大しやうに」、〈蓬〉「大臣大将に」、〈静〉「大臣の大将に」。 34 〈近〉「あんぐむさいの」、〈蓬〉「暗愚無才の」、〈静〉「暗愚無才の」。 35 〈近〉「てんゑん」、〈蓬〉「田園」、〈静〉「田園」。 36 〈近〉「一かの」、〈蓬〉「一家の」。

【注解】○旁恐アル申事ニテ候へ共、暫ク御心ヲ閑メ御坐テ、重盛方申状ヲ具ニ可聞召哉覽。且ハ最後ノ申状ト存レバ、心底ニ旨趣ヲ不可残（延・中）同。いづれにせよ畏れ多い申し事ではございますが、暫くお心を鎮めて、私の申します事をしっかりと聞き下さい。また私の最後の申し状と存じますので、本心から存念を残すべきではないと思ひますの意。「申事ニテ」〈近・蓬・静〉同。〈早（黒）〉「申言ニテ」〈覚〉「かたぐ恐ある申事にて候へ共、心の底に旨趣を残すべきにあらず」（上―九七頁）と簡略な形だが、この後四恩の話に接続させる点は、〈延・盛・中〉に同じ。〈闘・屋〉は、冒頭の一文を利用して、四恩の話に接続させる。〈闘〉「旁」雖有恐申事候且「披」見「心地観経」世に有云四恩事上「旁」雖有恐申事事にて候ふと雖も、且く心地観経を披き見るに、世に四恩と云ふ事有り。一下一一八ウ、〈屋〉「旁恐アル申事ニテ候へ共、世ニ四恩候」（二五五頁）。以下、本節から次節に至る重盛の主張の展開の順序について、諸本の異同を整理しておく。〈延〉は、①四恩という観念的な議論から始めて朝恩の重さを説き、②続いて忠盛以降重盛に至るまでに平氏が蒙った朝恩を挙げ、③朝恩を忘れて院に背くことの非を説き、さらに④平貞盛や源頼義らの武功と恩賞について説く。次いで⑤聖徳太子十七条ノ憲法に触れ、現在の平氏の振舞を院が「奇怪ト思召ン事ハ、尤理ニテコソ候へ」（巻一四四ウ）とした上で、⑥身を慎んで忠節を尽すべきと説く。〈盛〉も基本的には同じだが、①に続いて④貞盛以降の先例を先に、②忠盛以降の朝恩を後にして、③を説き、⑤十七条の憲法を引きつつ、今の平氏が蒙った過分の朝恩を説き、院がこれを掣肘しようとしたのも故無しとは言えないと

して、⑥身を慎んで忠節を尽すべきと主張する。〈屋・覚・中〉は、基本的記事配列は〈延〉に準じるが、①に続いて②忠盛以降の例証が大幅に簡略化されて③⑤⑥へと続き、④貞盛以降の例が省略されている。〈長〉は、清盛の甲冑姿に対する批判に続き、院を恨むことが筋違いであることをまず主張し、その理由として④貞盛以降の武功に対する恩賞の例を挙げ、現在の平氏が過分であると指摘、さらに院の意向に反して成親を拘禁したことを批判する独自の一文を差し挟み、⑥身を慎んで忠節に励むべきことを主張、その上で①四恩を説き、朝恩の重さと、現在蒙っている朝恩の大きさ、さらには②忠盛以降重盛に至る朝恩を挙げ、③を説き、再度、身を慎んで道理を尽くすべきことを説く。⑤十七条憲法には触れない。これに対し、〈闘〉は記事配列が他本と大きく異なる。まず身を慎むこと、さらに保元以来の朝恩を説き、清盛の甲冑姿を批判、⑥忠節に励むべきことを主張した上で、①四恩について、さらには⑤十七条憲法と展開して④に続き、さらに忠を尽くすべきことを主張する他、例証となる中国逸話の配置も他本と異なる。②③に該当する記述もない。詳しくは以下の注を参照。○先世ニ四恩ト云事アリ 以下①四恩、特に朝恩の重さを説く。〈闘・延・屋・覚・中〉ほぼ同。四恩・朝恩を説いた上で、平氏が蒙った具体的な朝恩を挙げるこれらの諸本に対し、〈闘・長〉は、他本では四恩記事の後、⑥で展開される主張を、四恩記事の前に置く。独自の本文を記す〈闘〉を引用しよう。「争有神明仏陀。加護乎無仏神。恵（）則御存知不可（）叶乎謀叛輩既被召置（）候之上可候何事云栄花云官職余身（）無先例（）〔院〕所思食（）非下子細無理取（）然（）者（）君（）弥存（）奉公忠節（）民（）

故施撫育の慈悲^(一)。悔^(二)。先非^(三)。欣後^(四)。是^(五)。裁断無私^(六)。御坐者得神明仏陀の加護^(七)。可有君臣上下愛礼^(八)。若然逆臣勿滅亡凶徒則退散^(九)。争か神明仏陀の加護有らんや。仏神の恵み無くば、則ち叶ふべからずと存知御さんや。謀叛の輩既に召し置かれ候ひぬる上は、何事か候ふべき。栄花と云ひ官職と云ひ、身に余ること先例無し。「院の」思し食す所、子細理無きに非ず。然るに取りては、君には弥奉公の忠節を存じ、民には故ら撫育の慈悲を施し、先非を悔ひて後の是を欣^(十)、裁断に私無く御坐さば、神明仏陀の加護を得て、君臣上下の愛礼有るべし。若し然らば、逆臣忽に滅亡し、凶徒則ち退散せん。下一一八ウ)。また、〈長〉は、他本では四恩の後に置かれる、②貞盛の武功に対する恩賞の例や、⑥忠節に励むべきことを先に挙げ、その上で四恩を説くという配列であり、四恩の記事は、1―167―168頁に載る。この本文は、〈延・盛・屋・覚・中〉では、近似本文が、以下の箇所^(一)に記される。〈延〉巻二―四五オ、〈盛〉1―391頁、〈屋〉一五七―一五八頁、〈覚〉上―九八頁、〈中〉上―一〇三頁。当該箇所の注解参照。○諸経ノ説相不同ニ、内外ノ存知各別也ト云ドモ、且ク心地観経ヲ見候ニ、二二八天地恩、二二八国王恩、三二八父母恩、四二八衆生恩是也。「諸経ノ説相不同ニ、内外ノ存知各別也ト云ドモ」を記すのは、他に〈延・長・中〉。經典によつてその説明は同じでなく、内典・外典での理解もそれぞれ違つているとはいつてもよい。「不同ニ」は、〈近・蓬・静〉も同様に記すが、〈延・長・中〉「不同ニシテ」(〈延〉巻一―四三ウ)。(早(黒)も「ニ」を「シテ」とする。また、「且ク」を〈延〉「且ク」(四三ウ)とするが、〈長〉「しばらく」(1―168頁)が良い。仮に心地観経

を見てみますとの意。心地観経を記すのは、〈鬪・延・長・中〉。〈延〉は、「心地観経ノ第八ノ巻」(四三ウ)とするが、〈長〉「心地観経」第二巻」(一六九頁)が正しい。「心地観経」巻第二報恩品第二上には「世出世恩有其四種。一父母恩。二衆生恩。三国王恩。四三宝恩」とあり、四恩は、一に父母の恩、二に衆生の恩、三に国王の恩、四に三宝の恩の四つを指す。『言泉集』にも、「心地観経第三云、世間之恩有其四種、一父母恩、二衆生恩、三国王恩、四三宝恩、如^(一)是四恩一切衆生平等荷負云」(安居院唱導集「一六頁」とある。〈鬪・延・長・盛・屋・覚・中〉の内、四恩を心地観経と同様に引くものはなく、「天地恩・国王恩・父母恩・衆生恩」とするのが、〈鬪・盛・屋・覚・中〉(但し、〈鬪〉は、「衆生の恩」は、「或は壇施^(二)の恩」ともする。この後に引く『釈氏要覽』『教誡儀見聞集』に見る「施主の恩」「檀越恩」のことであろう)。〈延〉は「父母恩」を「師長ノ恩」(四三ウ)とし、〈長〉は「師長父母恩」(一六九頁)と、〈延〉の「師長ノ恩」と他本の「父母恩」を併せ記す後出の形態を見せる。また、諸本とも「三宝の恩」を記さず「天地の恩」と記すことから、心地観経に依るとしながら、直接引用していないことが分かる。「諸経ノ説相不同ニ……」に見るように、四恩には心地観経に引く以外に、諸説があったことが分かるが、いくつかの事例を挙げれば次の様になる。『釈氏要覽』「恩有^(一)四焉。一ニハ父母恩、二ニハ師長恩、三ニハ国王恩、四ニハ施主恩」(二三八頁)。「寛永十年版 釈氏要覽」本文と索引、和泉書院一九九〇・11、『長谷寺縁起文』「云^(二)恩^(三)繁多^(四)而^(五)莫^(六)過^(七)於四恩。謂^(八)父母師君、山海之恩天地之德而已」(横田隆志・一〇三頁)、『教誡儀見聞集』「有抄云四恩有二説。一者資持尺云阿含経、

父母恩・師僧恩・国王恩・檀越恩云々。二者心地観経云父母・衆生・国王・三宝云々（高橋秀榮・二二三頁）。さて、平家物語諸本は、先に見たように「天地」「国王」「父母」「衆生」を四恩とする。仏教の四恩が何を含むかについては諸説あるが、松長有慶は、四恩説には四種の恩という言葉を含め大別して六種あるとする（一〇二頁）。それらに「天地」を含むものはなく、「天地」を含む四恩は特殊なものといえる。中国の儒教や道教においては、「天地君親師」は長らく伝統的に祭るべき重要な対象であり、伝統的に「天地君親師」の位牌や条幅が祭られてきた。その源流は古く、戦国時代の『荀子』においてすでに、天地・先祖・君師が並べて挙げられている。（日本語訳のある「天地君親師」についての論文としては、徐梓の論があり、その源流やその後の展開の歴史について考察している）。「天地君親師」は、道教における「四恩三有」の四恩（天地恩、君王国土恩、父母恩、師長恩）の内容でもある。松長有慶は上記論文において、「九世紀の唐代になると、四恩説は大きな転換点を迎える。般若は、『心地観経』の中で、四恩という言葉を用いて、父母、衆生、国王、三宝の恩をそれぞれ詳細に説明している（二二頁）。これら両経の当該箇所は、サンسكريット原典とチベット訳が存在しないところから、おそらくインド起源ではなく、中国社会の情勢が、翻訳に反映されたと見てよい」と述べている。『心地観経』については、小笠原宣秀（七四八〜七四九頁）や月輪賢隆（五三二〜五三五頁、五三八〜五三九頁）が中国撰述説を採る。逆に、福井康順は中国撰述を強く疑う（一六二頁）。また、頼富本宏は、中国において部分的に付加された中国補修経典であるとするが、四恩を説く報恩品の部分などは

やはり中国で成立したとする（七二〜八五頁）。父母・衆生・国王・三宝の四恩を説く『心地観経』（盛）に「心地観経ヲ見候ニ、一ニハ天地恩……とあることについては不明）にすら中国的要素が入っていると考えられている。検証が必要で確実なことは言えないが、中国の思想・宗教において重視される「天地」の入った平家物語諸本の四恩説も、おそらく中国の伝統的な倫理の入り込んだものと考えてよからう。劉仲宇も、具体的な検証をしているわけではないが、以下のように述べ、民俗信仰としての「天地君親師」崇拜と仏教思想が接触したことを論じている。「天地君親師に対する崇拜は、昔（原文は「古代」つまり前近代）の中国において、事実上民族精神の体现の一つであり、中国人の長い歴史における精神の統一において、それらは重要な要だったということが出来る。そのため、外来文化が中国に入ってその地の文化と遭遇した際は、『天地君親師』を祭ることは異質な文化に抵抗する障壁となるのである。まだ中国化していなかった仏教はこの障壁に遭遇し、仏教が様々な譲歩をすることによって、はじめ（仏教）と矛盾するものと調和をしたことによって、はじめ中国文化により認められたのである」（一九頁。原文は中国語）。なお、南宋の普庵印肅禪師（一一一五〜一一六九）の『普庵印肅禪師語録』巻一・為衆行童小参（『統蔵経』No. 1356）には、「国王水土、天地日月、父母祖宗」の恩に報いるべきとの思想が見られる。「何可報国王水土、天地日月、護惜臨照之徳。何可答父母祖宗、令侘一念、承我出家功德、悉得解脱」。国王水土・父母祖宗とともに天地（日月）の恩にも報いるべきとされている点が注目される。これも中国の伝統思想が入り込んだものであろう。ただし、平家物語諸本以外には

「天地」の入った四恩説の例は乏しく、平家物語諸本が、『心地観経』を引く形で「天地」の入った四恩説を提示している経緯や理由等は不明である。○以知之人倫トシ、不知ヲ以テ鬼畜トス。其中二尤重キハ朝恩也（闘・延・長・中）同（但し、〈闘〉は順序を逆転させる）、〈覺〉は、「以知之人倫トシ、不知ヲ以テ鬼畜トス」を欠く。〈屋〉は、「不知ヲ以テ鬼畜トス」を欠く。『大智度論』巻第四十九発趣品第二十に「復次知恩者、是大悲之本、開善業初門。人所愛敬、名譽遠聞、死則生天、終成仏道。不知恩人、甚於畜生。」（復た次に、恩を知る者は、是れ大悲の本、善業を開くの初門なり。人に愛敬され、名譽遠く聞こえ、死しては則ち天に生じ、終に仏道を成す。恩を知らざる人は、畜生より甚だし。）とある。衆生は、自らに宿世の業因があったとしても、供奉の人の敬愛・好心の恩がなければ、業を得ることはできない、恩を知り恩に報じなければならぬ、と前に書かれており、その後この文がある。『烏帽子折』「さるたとへの有ぞとよ。芸は主をさけず。泥の中の蓮す。知を人倫といひ、しらざるを鬼畜にたとへたり」〔『幸若舞曲研究』第六巻一五〇頁〕。〈闘・延・長・盛・屋・覺・中〉は、いずれも四恩の中で尤も大切なものは朝恩（闘）「国王の恩」（二下―一八ウ）とする。しかし、典拠となった『心地観経』巻第二報恩品第二上には、先の引用に続けて「如是四恩。一切衆生平等荷負。善男子。父母恩者。父有慈恩。母有悲恩。母悲恩者。若我住世於一劫中説不能尽（是のごとき四恩は、一切衆生平等に荷負す。善男子よ、父母の恩とは、父に慈恩有り、母に悲恩有り。母の悲恩とは、若し我世に住して一劫の中に於いて説けども、尽くすこと能はず）」とある。ただしこれ

は父母の恩が四恩の中で最上としてしているわけではない。他方、「国王恩」を第一とするような物言いもなく、これまで平家が後白河法皇から受けた過分とも言うべき朝恩を強調しようとするための重盛の言説と考えられる。なお、四恩の中で朝恩を重要視するものとしては、謡曲「重盛」に「抑世に四恩ある中に。皇恩を以て第一とす」（謡曲二百五十番集）四一四頁。赤尾照文堂一九七八・七）があるが、これは『平家物語』を受けたものである。他方、朝恩以外を重要視するものとしては、次のものがある。①父母の恩。『筆海要津』「如来之説四恩也、以父母之恩為最、人倫之有百行也、以孝悌之行為先、欲報之徳、昊天無極者歟（如来の四恩を説くや、父母の恩を以て最と為し、人倫の百行有るや、孝悌の行を以て先と為す。之れが徳に報いんと欲すれば、昊天の極まり無き者かな）」（山崎誠四〇頁）、『讚仏乗鈔』「四恩之中尤高尤深何者父母之恩」（『安居院唱導集』四〇三頁）、『表白集』「是以如来説四恩。以父母之恩為最」（統群書二八上―四六六頁）。②母の恩。『金玉要集』「仏説四恩、悲母之恩尤深。一切住世、不可尽説其深恩」云々（『磯馴帖 村雨篇』一六一頁。和泉書院二〇〇二・七）、『言泉集』「夫四恩同恩、尤深者悲母之恩」（『安居院唱導集』一一二頁）。これらは『心地観経』を受けたものである。また、このほかには、③師僧の恩・先師の恩を説くものもある。『性靈集』「現前師僧之徳四恩之中尤高尤深。何者。父母之恩。唯養一生之肉身。国王之徳。亦安一世之凡體。三宝雖遍法界而都無見聞。所以。知四恩之所在。識三宝之可帰。得現前之安樂。証後世之菩提者。皆是現前師僧之功也」（旧大系三六七頁）、『湛睿説草』「淨光明寺三代長老道空三七日表白（仮題）」には、「六親中以聖靈之親、

為第一親、四恩中以先師之恩^ヲ為最上之恩（六親の中、聖靈の親を以て第一の親と為し、四恩の中、先師の恩を以て最上の恩と為す）（『金沢文庫蔵 国宝〈称名寺聖教〉湛齋説草 研究と翻刻』三六一頁。勉誠出版二〇一八・六）とある。○普天之下莫非王土、卒土之浜莫非王臣（『詩経』小雅・北山の「溥天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣。大夫不均、我從事独賢。（溥天の下、王土に非ざる莫く、率土の浜、王臣に非ざる莫し。大夫均しからず、我事に従ひて独り賢なり）」による。ただしこの本文は本来、王の天下統治の絶対的権力を賛美するものではなく、土地は広く臣民は多いのに、政治が公平ではないので、人を使役することにも公平さを欠き、自分は一人使役されて苦勞している、と嘆くものである（毛伝は、「賢」は「勞」の意とする。鄭箋は、「王不均大夫之使、而專以我有賢才之故、独使我從事于役。自苦之辞。（王、大夫の使を均しくせずして、専ら我れ賢才有るの故を以て、独り我をして役に從事せしむ。自ら苦しむの辞なり）」とする。集伝は、「言土之広臣之衆而王不均平、使我從事独勞也。……（土の広く臣の衆^{おほ}きも、王均平ならず、我をして事に従ひて独り勞せしむるを言うなり。……）とする。『孟子』万章章句上、『荀子』君子篇第二十四、『韓非子』説林上第二十二・忠孝第五十一、『白虎通義』卷第三封公侯・卷第十喪服、『新書』卷四匈奴、『呂氏春秋』第十四慎人、『春秋左氏伝』僖公二十四年・昭公七年、『戦国策』卷第二温人之周、『史記』卷一百二十七司馬相如伝、『漢書』卷五十七司馬相如伝下・卷九十九王莽伝中、『東觀漢記』卷十四徐福など、多くの書に同様の文言が見えるが、その多くは詩経からの引用であることを明示しつつも、「普天之下、莫非王土、率土

之浜、莫非王臣」とする。日本においては、『世俗諺文』に、「毛詩云。溥天之下。莫非王土。率土之浜。莫非王臣。註曰。溥大也。率備也。浜厓也。箋云。此言王之土地广大也矣。王之臣又衆矣。何求而不得。何便而不行」と、「毛伝鄭箋」により採録されている（『世俗諺文全注釈』一四三頁）。総じて日本では、天下は総て王土であり、王の臣下でない者はないの意と理解され、『徒然草』第二百七段には、これを転じた後徳大寺公孝の発言「王土をらん虫、皇居を建てられんに、何の祟りをかなすべき」（新大系二七九頁）が記される。『梅松論』には、承久の乱時に義時の出陣を諫める泰時の言葉として「泰時は父の義時に向て曰、国は皆、王土にあらずといふ事なし。されば和漢ともに勅命を背者、古今誰か安全する事なし。其元、平相国禪門は後白川院をなやまし奉たりしかば、依是、故將軍頼朝卿、潜在勅命を蒙て平家一類を誅罰ありしかば、忠賞官禄殘処なかりき」（現代思潮社新撰日本古典文庫『梅松論・源威集』四〇頁）という論理が見える。〈延・長〉同（〈長〉は、初めを「あまねく天下」と小異）、〈鬪〉「凡蒼天、下率土、上誰可莫国王、恩^に」（一下―一九オ。凡蒼天の下、率土の上、誰か国王の恩に莫かるべきと大きく形を変え。〈屋・覚・中〉「普天のした、王地にあらずと云事なし」（〈覚〉上―九七頁。傍線部、〈中〉「わうど」（上―一〇二頁）。○サレバ彼頼川ノ水ニ耳ヲ洗キ 〈延・長・屋・覚・中〉同、〈鬪〉なし。堯帝から位を譲ろうとの話を聞いた許由が、耳が穢れたとして、潁川の水で耳を洗ったとする話。遠藤光正は、「出典は『史記』「伯夷伝」の「而説者曰、堯讓天下於許由。許由不受、恥之逃隱」の注か、或は『世俗諺文』の「洗耳」の項に見える『魏書』逸士伝を引用したものが

典拠であろう」（二二頁）とする。『史記』「伯夷伝」注が引くのは、皇甫謐の『高士伝』であり、「……堯又召為九州長、由不欲聞之、洗耳於潁水浜。……」（潁水は潁川と同じ）とする。『史記』三家注の一つである唐・張守節の『史記正義』もこれを引く。一方、『世俗諺文』「洗耳」では皇甫謐『逸士伝』を引き、「逸士伝云く、許由隠レタリ於箕山。堯聞其賢、聘之為九州長。許由不レ応。遂ニ洗耳於河」（逸士伝ニ云ク、許由箕山ニ隠レタリ。堯其ノ賢ナルコトヲ聞キテ聘シテ九州ノ長ト為ムトイフ。許由応ぜず。遂ニ耳ヲ河ニ洗フ〔釈文は濱田寛五四二頁〕）とある（引用は濱田寛『世俗諺文全注釈』）。ここでは「潁川」とはせずに「河」とする。濱田寛は、「河」は黄河を指すと解するが、『後漢書』卷八十下文苑列伝第七十下酈炎伝中の酈炎作の詩句「韓信釣河曲（韓信、河曲に釣る）」についての、唐・李賢注に「韓信家貧無行、不得為吏、釣於淮陰城下。河者、水之總名也。（韓信家貧しくして行無く、吏と為るを得ず、淮陰の城下に釣る。河とは、水の總名なり）」とあることからわかるように、韓信が淮河（古くは淮水）の南岸にあった淮陰の城下で釣りをしたことに「河」が用いられ、すでに後漢の時代に、「河」が「水之總稱」でもあったことが分かる（周克虎）。ここも水の總稱と見なすべきだろう。また、濱田寛は、『芸文類聚』『太平御覽』に引く『逸志伝』では、「洗耳」したのは巢父となっていることを指摘する（五四三頁）。たしかに、『芸文類聚』卷九・水部下・池に「逸士伝曰、堯讓天子於許由、許由逃、巢父聞之、而洗耳於池。」「太平御覽」卷九百・獸部十二・牛下には、「逸士伝曰、堯讓天子於許由、由逃之、巢父聞而洗耳於池浜。樊堅字仲父、牽牛飲之、見巢父洗耳、乃驅牛而還、恥令

牛飲其下流。（逸士伝に曰く、堯、天子を許由に讓らんとし、由、之を逃げ、巢父聞きて耳を池浜に洗ふ。樊堅、字は仲父、牛を牽きて之に飲ましむるも、巢父の耳を洗ふを見、乃ち牛を驅りて還り、牛をして其の下流に飲ましむるを恥ず」とあり、いずれにおいても『逸士伝』を引き、巢父が池で耳を洗った、とされている。そのほか『事類賦注』卷七・地部水賦「恥巢父之洗耳」にも、「逸士伝曰、堯讓天下于許由、由逃之、巢父聞而洗耳于池浜、樊堅字仲父、方飲牛、乃驅而還、恥令牛飲其洗耳之下流。（逸士伝に曰く、『堯、天下を許由に讓らんとし、由、之を逃ぐ。巢父聞きて耳を池浜に洗ふ。樊堅、字仲父、方に牛に飲ませんとし、乃ち驅りて還り、牛をして其れを飲み耳を之の下流に洗はしむるを恥づ』）」とあり、なお、『後漢書』卷八十三・逸民列伝第七十三・嚴光伝にも、「光……曰、昔唐堯著徳、巢父洗耳。……」（光……曰く、「昔、唐堯徳を著し、巢父耳を洗ふ……」）とあるなど、巢父が耳を洗ったとする別伝もたしかにあった。しかし、こうした異説は日本においては流布を見なかったらしい。この他、漢籍の例をしてみる。李白「行路難」其三（『李太白文集』卷二、『文苑英華』卷三百、『唐文粹』卷十二、『樂府詩集』卷七十一等所収）には、「有耳莫洗潁川水、有口莫食首陽蕨（耳有るも、洗ふ莫れ潁川の水。口有るも、食らふ莫れ首陽の蕨）」とある。ここでは許由、伯夷・叔齊を始めとして歴史上の人物の事績を並べ、世に名を残すよりも、命あるうちに一杯の酒を楽しもう、という内容である。また白居易（『白氏文集』卷第五十・判二、『白氏長慶集』卷六十七・判所収）の「得。景有志行、隱而不仕。為郡守所辟、稱是巫家不当選吏。功曹按其詭詐、景不伏（得たり。景は志行有り、

隠れて仕へず。郡守の辟す所と為るも、是れ巫家なれば吏に選ぶに当たらずと称す。功曹其の詭詐を按ずるに、景は伏さず」に、「潁川洗耳、堯亦存而勿論（潁川に耳を洗ふも、堯は亦た存して論ずる勿し）（堯から天下を譲られたが耳が汚れたとして潁川で耳を洗った許由を、堯はそのままにして罪に問わなかった）」とあり、『白孔六帖』卷二十二・徵聘に、「洗耳：許由隠於箕山、堯聞其賢、聘為九州長、由聞其声、乃洗耳於潁川之側。（耳を洗ふ：許由箕山に隠れ、堯其の賢なるを聞き、聘して九州の長と為さんとす。由其の声を聞き、乃ち耳を潁川の側に洗ふ）」とあり（『御定淵鑑類函卷一百三十九・政術部十八・徵聘一』「凶形」にも同じ文がある）、卷二十二の隱逸でも白居易のこの句を載せている。なお、漢籍においては「潁水」と記されることが多く、許由の事績について触れた文章は多い。日本で広く享受されてきた『文選』にも、卷二十一郭景純「遊仙詩」七首「青谿千余仞」に「翹迹企潁陽、臨河思洗耳（迹を翹げて「足」を上げて。踵を上げつま立ちして）潁陽（潁川の北。つまり、かつて許由が住んでいた所）を企み、河に臨んで耳を洗はんと思ふ）」とあり、これについての李善注に、『呂氏春秋』曰：『昔堯朝許由於敗沛沢之中、請屬天下於夫子。許由遂之潁川之陽。』（『呂氏春秋』曰く：『昔、堯、許由に沛沢の中に朝し（訪れ）、天下を夫子に属むと請ふ。許由、遂に潁川の陽に之く』）と説明される（なお、『呂氏春秋』卷第二十二「慎行論第二・求人では、「昔者、堯朝許由於敗沛沢之中、曰『……請屬天下於夫子』許由辞……遂之箕山之下、潁水之陽、……』」となっており、また、『文選』卷五十范蔚宗「逸民伝論」の「是以堯則天而不屈潁陽之高（是を以て、堯、天に則ると称するも、

潁陽の高きを屈せず。「そのため、堯は天に則ると称されたが、潁水の北にいた許由を招くことはできなかった）」についての李善注や『文選』陸士衡卷五十五「演連珠」五十首の「臣聞。頓網探淵、不能招龍。振綱羅雲、不必招鳳。是以巢箕之叟、不盼丘園之幣、洗渭之民、不発傳巖之夢。（臣聞く。網を頓へて淵を探るも、龍を招く能はず、綱を振るひて雲を羅するも、必ずしも鳳を招かず、是を以て箕（箕山）に巢くふの叟は、丘園（隱者の住むところを言う）の幣（贈り物の絹、贈り物）を眇ず、渭に洗ふの民（渭水で耳を洗った民）は、傳巖の夢に発れず（殷の高宗は、夢に聖人を得たので、百工にそれを探させ、傳巖中に隠れて道を修築していた説を得、相とした故事による）、と。）」についての李善注の採録する劉孝標注などにおいても、『呂氏春秋』の上述箇所引用文は「潁川之陽」ではなく「潁水之陽」となっている。『白氏文集』や『文選』にも引かれているように、日本で広く知られる故事となっていたのだろう。この他、日本での受容例として、『和漢朗詠集』下・仙家付道士隱倫・五五〇「商山月落秋鬚白 潁水波揚左耳清 江（商山に月落ちて秋の鬚白し 潁水波揚りて左の耳清し 大江朝綱）が採られ、『唐物語』「堯と申みかど許由にくらひをゆづらんとてみたびまでめしけるを、きたなき事をき、つといひて潁水といふかはにみ、をあらひけるも、いかなる事にかとおかしきやうにきこゆ」（古典文庫四五〇四六頁。傍線部『異本唐物語』「潁川と河に」古典文庫二〇五頁）、『蒙求和歌』八・一〇九「許由一瓢」に「堯王、許由方賢ヲシリテ、ヨラユヅラムトキコエケリ、許由、ウキ事キキツト云ヒテ、左ノ耳ヲ潁川ノ流ニアラヒケリ」（片仮名本・新編国家大観）、金刀比羅本『平治物語』「異国の許由が悪

事を聞ては、潁川に耳を洗ける時」（旧大系二二二頁）などがある。ほかに『曾我物語』、『和漢朗詠集水済注』、『唐鏡』、『太平記』巻五・巻三十二、『盛囊鈔』などに見え、簡略なものでは『三教指帰』、『宝物集』、『沙石集』、『続古事談』、『神皇正統記』などがある。『太平記』巻五「当今大嘗会事」の例は「夫伯夷叔斉飢へテ何ノ益カ有シ。許由巢父遁レテ用ルニ不足」（『玄玖本太平記』一一二九二頁）と次項の伯夷叔斉の例と併記する（次項参照）。また〈盛〉巻二十八「宗盛補大臣〈拜賀〉」に「許由ガ潁川ニ耳ヲ洗ケレバ、巢父ガ牛ヲ陸ニ上ケルモ、加様ノ事ニ堪ザリケルニコソト……」（四一一六頁）、巻三十「真盛被討」に「大国ノ許由ハ耳ヲ潁川ノ水ニ濯テ名ヲ後代ニ留我朝ノ真盛ハ、髪ヲ戰場ノ墨ニ染テ、悲ヲ万人ニ催ケリ」（四一三三五―三三六頁）の形でこの故事が引かれる。○首陽山ニ蕨ヲ折ケル賢臣モ 〈延・長・屋・覺・中〉同、〈鬪〉なし。殷の紂王を討とうと父の葬儀も行わず、派兵した周の武王を諫めた孤竹国の王子伯夷・叔斉は、武王が制圧した後、これを恥すべきこととし、周の穀物を食はず、首陽山で蕨を採って暮らしたが餓死したという話。この話も、『史記』「伯夷伝」の他、『呂氏春秋』誠廉篇、『莊子』讓王篇、『瑠玉集』感応篇等に見える。日本では、『宇治拾遺物語』「枝葉抄」『沙石集』『楊鳴曉筆』『宝物集』『今昔物語集』『江談抄』『三國伝記』『続古事談』『和漢朗詠集水済注』等に載る。なお、『史記』「伯夷伝」は蕨を食していたが餓死したとするが、『瑠玉集』感応篇は、蕨を食していたが、なお周の食物を口に行っていることを語られて、蕨をも断つて餓死したとする。『楊鳴曉筆』「又調玉集には孤竹君うせなんとせし時、長子伯夷に世を譲るべかりしを異胎の次子にゆづ

りしかば、同胎の叔斉と共に国を去り周に至て武王を諫め、争か周の粟を食はんやとて、蕨を採りしを、麻子と云ものこれを見て、「普天の下王土にあらずと云事なし。率土の賓王臣にあらずと云事なし。君周の粟を食はずといへども、忽に周の草を食せり」といはれて、其後蕨をも不食して七日を経て飢死すと見へたり」（一七二頁。中世の文学）と『瑠玉集』を承け、「普天之下莫非王土、卒土之滨莫非王臣」の句とともに掲出する。次項に引く『続古事談』の他、『沙石集』巻二一七「賢人は濁れる国に仕へば、我が心も乱れぬべき故に、耳を洗ひ牛を引き、君に仕へず、蕨に飢ゑ、薪にこがれて山に入りき」（新編日本古典文学大系二一―一二二頁）も、巢父・許由の故事と、伯夷・叔斉の故事を並記している。『平家物語』が先の許由の話を含め、当該話でも「賢臣」とするのみで、名前を記さないものの、これらの話は、当然周知の話であったと考えられる。なお、〈盛〉は、巻十二「主上鳥羽籠居御歎」にも、「漢四皓ハ商山ノ洞ニ住、晋七賢ハ竹林ノ庵ニ隠、首陽山ニ蕨ヲ採、潁川ノ水ニ耳ヲ洗シ人モ有ケル也」（二一七―二七八頁）と引く。○勅命ノ難背礼儀ヲバ存トコソ承レ 〈延・長・屋・覺・中〉同、〈鬪〉なし。許由や伯夷・叔斉らの話は、彼らが勅命は背きたいという礼儀を心得ているからだとして承っているとす。清廉な隠者であった彼らの話が、勅命の背きたいという礼儀を心得ていたことを示す例話となるのか必ずしも分かり易くはないが、次に引く『続古事談』のような理解がされていた可能性がある。漢土ノ隠者ハ、ミナコトク、一旦ハ君ノメシニシタガヒテ、イデツカマツルナリ。巢父、許由ナドモ、ミナイデ、又カヘリカクレタルモノナリ。マメヤカニ世ヲノガレムノ

心フカキモノハ、メシイデ、ツカハルレドモ、ケウモナク、物ノ要
 ニモカナハネバ、君ノ御心ユキテ、返シモツカハシ、シバシアリテ
 ヒキイルヲ、又モメサヌナリ。スコシヨニアル心アルモノハ、ヤガ
 テツカマツリツキテ、官職ヲモ帶スルナリ。アサク思ニハ、ナニシ
 ニ一旦モイヅルヤラントヲボユレドモ、ヨク思ヘバ、イハレタル事也。
 イデズハ、スベカラクシヌベキニアルナリ。伯夷、叔斉ガ首陽ノ蕨
 ヲクハズシテシ、タルガゴトシ」(『続古事談注解』和泉書院七七五
 頁)。注解を引用すれば、傍線部は、「中国の隱者は、皆ことごとく、
 一旦は君主のお召しにしたがって、(隱棲の場を)出て、仕え申し上
 げるのである。巢父や許由なども、みな(隱棲の場を)出て、ふた
 たび還り隠れた者である」「もし出てこないのであれば、当然死ぬこ
 とになるのである。伯夷と叔斉が首陽山の蕨を食わずに死んだのが
 まさにそれである」(七七七頁)の意となる。また同書で近本謙介は、
 「日本における隱者の典型とされる増賀や参河入道寂照に対する認
 識とは一線を画す、隱者であろうとも時の天子の臣下としての務め
 を全うすべきであるとする中国的な隱遁思想が認められる」(七八一
 頁)と指摘する。先出の、日本的な「普天之下莫非王土、卒土之濱
 莫非王臣」と発想を同じくする土壌から、当該評は書かれていると
 考えられよう。伯夷と叔斉については、『続古事談注解』とも重なる
 が、『明恵上人伝記』下巻に「一朝の万物は悉く国王の物にあらずと
 云ふ事なし。(中略)伯夷・叔斉は天下の粟を食はじとて、蕨を折り
 て命を継ぎしを、王命に背ける者、豈王土の蕨を食せんやと詰られて、
 其の理必然たりしかば、蕨をも食せずして餓死したり。理を知り心
 を立てたる類、皆是の如し」(講談社学術文庫二六六～二六七頁)と

あるように、臣民としての王命に背いた以上、王土のものを口にし
 なかったという点で、「勅命の背き難き礼儀」を心得ていたとするの
 だろう。また同書には頼朝が「日本国の総追捕使」を「堅く子細を
 申されけれども、勅定再三に及びければ力なく、勅命背き難きに依
 りて、泣く泣く領掌申されけり」(二六八頁)であったとする泰時の
 言も見える。なお、新大系『続古事談』の脚注では、「ミナイデ、
 又カヘリ」の注解として、『芸文類聚』卷三十六・人部・隱逸上の「乃
 退而遯耕於中岳、潁水之陽、箕山之下」(乃ち退き遯れて中岳、潁水
 の陽、箕山の下に耕す)を引き、詳細未詳だがとしつつ、「仕官あつ
 てこそその「退」「隱」とも読める」(八四〇頁)とする。しかし、こ
 の記事によれば、許由は、もともと堯や舜の先生であったが(在朝
 の人物だったのである)、自らの先生の齟缺と堯を論じたことが契
 機となり、沛沢に隱棲した。そこで、堯舜が彼に天下を譲ろうとし
 たが、許由はそれを受けず、退き逃れて農業に従事するようになった、
 ということになる。『芸文類聚』の記載を見ても、隱棲していた許由
 がいったん君主のお召しに従って隱棲の場を出て「仕えた」という
 事実は書かれていないと読むべきだろう。○何況、情上古ヲ思フニ、
 御先祖平將軍貞盛ハ、相馬小次郎將門ヲ被誅タリケルモ、勅賞被行
 事受領ニハ過ザリキ 次に④平貞盛の武功に対する恩賞が受領止ま
 りであったことを説く。挿入位置がやや異なるが、ほぼ同文が〈延・
 長〉にも見られる(B記事)。また、これと同内容の記事が、〈延・
 延・長・盛・南・屋・覺・中〉には、「殿下乗合」記事の前にも見ら
 れる(A記事)。試みに、〈延・長・盛〉の両記事を対照してみよう。

〈延〉A 法皇モ内々被思食ケルハ、「昔ヨリ今ニ至ルマデ朝敵ヲ平ル者ノ多ケレドモ、カ、ル事ヤハアリシ。貞盛、秀郷が将門ヲ討テ、頼義が貞任、宗任ヲ滅シタリシ、義家が武衡ヲ攻タリシモ、勳賞行ハルル事、受領ニハ不過」（巻一―五四ウ）

〈延〉B 備ラ上古ヲ思候ニ、曩祖平將軍貞盛、相馬小二郎將門ヲ誅タリシモ、勳賞ヲ被行候シ事、受領ニハ過ザリキ（巻二―四四オ―四四ウ）

〈長〉A 法皇も内々思食されけるは、昔より今に、朝敵をうち平ぐるものおほけれ共、かゝる事やありし、貞盛、秀郷が将門をうち、頼義が貞任をほろぼし、義家が武衡、家衡を攻たりしも、勳賞をこなはれし事、受領には過ぎりき（一―五六頁）

〈長〉B 其ゆへは、上古を思やり候に、平將軍貞もり、将門をうちたりしも、勳賞に預し事、受領には過ぎりき（一―一六八頁）

〈盛〉A 一院モ被思召ケルハ、「昔ヨリ朝敵ヲ誅戮スル者数多ケレドモ、角ヤハアリシ。貞盛・秀郷、将門ヲ討ゼシモ、勳賞ニハ秀郷從四位下、貞盛從五位上ニ被叙（一―二四―二五頁）

〈延・長・盛〉のA記事は、後白河院の近臣達が、平家のめざましい昇進に不満を抱くなか、院自身も、これまでも朝敵を平らげた者は多くいるが、将門を討った貞盛や秀郷も、貞任を滅ぼした頼義も、武衡や家衡を滅ぼした義家も、勳賞に預かったものの受領に過ぎなかったのにと不満を持ったとするもの。こうした先例に照らして平氏の栄達を過分とする主張は、捕縛された西光によっても展開されたものであったが、このように対比してみると、重盛も後白河院と同様に、平家の栄進について、同じ思いを持っていたことになる。なお〈延・長・

盛〉のB記事で、貞盛が将門を討った時の勳賞は、受領に過ぎなかったとするのは、厳密に読めば正しくない。貞盛は、天慶三年（九四〇）二月に、藤原秀郷と共に将門を討つが、『扶桑略記』天慶三年三月九日条によれば、貞盛は勳賞として、從五位上に叙せられ、右馬助に任じられている。一方、藤原秀郷は、この時下野・武蔵の両国守に任じられている。つまり、勳賞は、最高でも秀郷に見るように受領に過ぎなかったするのである。本全釈注解「勳賞ニハ秀郷從四位下、貞盛從五位上ニ被叙」（八一―一八頁）参照。貞盛は、〈尊卑〉（4―一五頁）によれば、丹波守、陸奥守に任じられているがこの後のことである。

〈延・長・盛〉のB記事で、貞盛の勳賞が受領に過ぎなかったとするのは、A記事を、貞盛もこの時勳賞として受領を蒙ったと誤読したためであろうか（〈延・長〉のA記事で、「勳賞行ハルル事、受領ニハ不過〈延〉と記すが、これは貞盛の勳賞について言っているのではなく、問題は無い）。なお、貞盛に付された「平將軍」の呼称について、佐々木紀一は、その成立が大治二年（一一二七）以降、長承三年（一一三四）正月以前とされる三善為康の『後拾遺往生伝』に「鎮守府將軍ノ平ノ維茂者、前ノ將軍貞盛之姪男也」（一六六頁。真福寺善本叢刊七『往生伝集』の訓読による）とあることから、『平家物語』以前に將軍貞盛の称が存在していたことを明らかにする（八―九頁）。○伊予入道頼義が貞任・宗任ヲ滅シタリケルモ、イツカ丞相ノ位ニ昇リ不次ノ朝恩ニ預シ（〈延・長〉にも類似記事が見られる。次のとおり）

〈延〉伊予入道頼義が貞任・宗任ヲ誅戮シ、陸奥守義家が武衡・家衡ヲ滅タリシモ、イツカハ丞相ノ位ニ昇リ、不次ノ賞ニ預リタリシ（巻二―四四ウ）

〈長〉伊与守頼義が、十二年迄たゝかひて、貞任・宗任をほろぼしたりしも、いつか丞相位に昇て、父子ともに朝恩にあづかつし（一六一六頁）

頼義の件は、永承六年（一〇五二）から康平五年（一〇六二）までの前九年の役を指す。『扶桑略記』（康平六年二月二十七日条）によれば、源頼義は正四位下に叙され、任伊予守、源義家は、従五位下に叙され、任出羽守であった。また、〈長・盛〉は欠くが、〈延〉に付す傍線部の後三年の役（永保三年（一〇八三）〜寛治元年（一〇八七））は義家の私戦と見なされ恩賞は行われなかった。〈長・盛〉がこの記事を書くのはそうした事情が考えられようか。なお、〈長〉の波線部「父子ともに」は、〈延・盛〉の「次ノ賞ニ」（〈延〉）の誤りと考えられよう。また、前項にも触れたが、これと類似の記事が、〈四・鬮・延・長・盛・南・屋・覚・中〉には、「殿下乗合」記事の前に見られる。〈延・長・盛〉の記事は、前項に引いたA記事に見るとおり。再度、〈延〉のA記事を引用する。

〈延〉A法皇モ内々被思食ケルハ、「昔ヨリ今ニ至ルマデ朝敵ヲ平ル者ノ多ケレドモ、カ、ル事ヤハアリシ。貞盛、秀郷ガ将門ヲ討テ、頼義ガ貞任、宗任ヲ滅シタリシ、義家ガ武衡ヲ攻タリシモ、勸賞行ハルル事、受領ニハ不過」（巻一―五四ウ）

やはり、前項にも確認したように、〈延・長・盛〉の当該記事は、A記事と関係有して生成したことが確認できよう。また、〈長〉のA記事も、〈延〉とほぼ同じである事からも、私戦と判断され勸賞は行われなかったものの、後三年の役の件も記すのが本来の形であったことが確認できよう。○就中此一門ハ、忝ク桓武天皇ノ御苗裔、葛原

親王ノ後胤トハ申ナガラ、中比ヨリハ無下ニ官途モ打下テ、下国ノ受領ヲダニモ有サレズコソ有ケルニ（〈延・長〉）にも、ほぼ同文が見られる。但し、挿入位置は、許由や伯夷・叔斉の逸話を記し、勅命の背きがたいことを言う文に続く。〈延〉「忝モ御先祖桓武天皇ノ御苗裔、葛原親王ノ御後胤ト申ナガラ、中比ヨリ無下ニ官途モ打下テ、纒ニ下国ノ受領ヲダニモ有サレズ候ケルニ」（巻二―四三ウ）。〈鬮・屋・覚・中〉なし。この一文は、「殿上闇討」で、諸本が記す忠盛が殿上人達に唾された際の記事（〈盛〉は「兼家三妻錐」の前に置く）に似る。

〈延〉「桓武天皇末葉ト申ナガラ、中比ヨリハウチサガテ、官途モアサク、地下ニノミシテ、都ノスマキウトノシク、常ハ伊勢国ニ住シテ、久ク人トナリケレバ、此一門ヲバ伊勢平氏ト申ナラハシタルニ、彼国ノ器ニ対シテ『伊勢平氏ハ酢瓶ナリケリ』トハヤシタリケルトカヤ」（巻一―一九オ）。〈盛〉もほぼ同文。本全釈の注解「忠盛ハ、桓武天皇ノ御苗裔……」（二―二〇―二頁）以下を参照。傍線部が類似し、さらに次項にその折の昇殿の話が記されるように、当該記事は、この記事を受けて作られたと考えられよう。なお、〈盛〉には、平家は王胤ながらもその後は家格を落してきたことを強調する記事が見られる。例えば、巻二に実定の平家評が見られる。「平家ハ桓武帝ノ後胤トハ名乗ドモ、無下ニ下国ノ受領ヲコソ担任セシニ、忠盛始テ家ヲ興シ、昇殿ヲユルサレシ子孫也」（一―一五二頁）。さらに、巻二十四「南都合戦焼失」では、南都大衆を鎮めに遣わされた妹尾兼康が、大衆等に逆に討たれ、這々の体で都に逃げ帰ったとする記事に続いて、次の記事が見られる。「是ノミナラズ南都ニハ、『清盛入道ハ平氏ノ中ノ糟糖也、武家ニ取テハ塵芥也。イカニトイヘバ、祖父正盛ハ、正ク大蔵

卿為房ノ、加賀国知行ノ時、檢非違所ニ被召仕キ。又修理大夫頭季卿ノ、幡磨守ニテ国務ノ時ハ、厩ノ別当ニ被召仕キ。サレバ父忠盛ガ昇殿ヲユルサレシヨバ、白川院御越度トコソ万人唇ヲバ返シカ。遠カラズ法皇ノ御前ニテ、山僧澄憲ニハ伊勢平氏ト笑レタリシカ共、諍ヒ所ナケレバ口ヲ閉テ不開キ（三十四六九〜四七〇頁）。また、諸本でも、「殿上闇討」記事や西光の清盛評にも見ることが出来る。〈延〉「殿ハ故刑部卿殿ノ嫡子ニテ渡ラセ給シカドモ、十四五才マデハ叙爵ヲダニモシ給ハズ、冠ヲダニモ給ラセ給ハデ、繼母ノ池ノ尼公ノアハレミテ、藤中納言家成卿ノ許ヘ時々申ヨリ給シ時ハ、『アハ、六波羅ノフカスミノ高平太ノ通ルハ』トコソ京童部ハ指ヲ指シテ申シカ」（巻二一〇オ）。本全釈の注解「中御門藤中納言家成卿ノ幡磨守ニテオハセシ時……」（二六一―二二三頁）を参照。また、「下国ノ受領ヲダニモ宥サレズコソ有ケルニ」については、本全釈の注解「下国ノ受領ヲコソ拝任セシニ」（九一三九〜四〇頁）参照。ここでは、下国の受領をすら許されなかったと、より強調した言い方になっている。○故刑部卿殿備前守ノ御時、鳥羽院ノ御願、徳長寿院造進ノ勲賞ニ依テ、家ニ久ク絶タリシ内ノ昇殿ヲユルサレケル時ハ、万人唇ヲ反シ侍ケルトコソ伝承候ヘ ②忠盛以降の朝恩を説く。〈延・長〉同。〈闘・屋・覚中〉なし。「殿上闇討」の記事を受ける。前項に引用した〈盛〉の巻二十四の記事を参照のこと。「徳長寿院」は、〈延・長〉「得長寿院」が正しい。〈闘・屋・覚中〉は、雌伏時代の平家の落魄した様子を記す記事は欠き、次項に見るように、後白河院の朝恩を得て、栄耀栄華を送る様子から記す。○去ドモ御身ハ既ニ先祖ニモ未拝任ノ例ヲキカザリシ太政大臣ヲ極メサセ御座上、又大臣ノ大将ニ至レリ。所謂

重盛ナド暗愚無才之身ヲ以、蓮府槐門ノ位ニ至ル 〔延・長〕同。「又大臣ノ大将ニ至レリ」は、清盛がではなく、〈延・長〉「御末又大臣ノ大将ニ至レリ」（〈延〉巻二四四オ）とあるように、安元三年（一一七七）三月五日に、重盛が内大臣左大将になったことを指す。「蓮府」は、中国の齊の大臣王儉が、その家に蓮を植えて愛したという故事による大臣の異称、「槐門」は、中国の周の時代、朝廷に槐の木を三本植え、太政大臣、左右大臣がこれに向かって座したところから、大臣の家柄また大臣の異称。ここでは共に大臣の意。〈屋・覚中〉は、やや簡略ながら同じ。〈覚〉「何況哉、先祖にもいまだ聞かざりし太政大臣をきはめさせ給ふ。いはゆる重盛が無才愚闇の身をもつて、蓮府槐門の位にいたる」（上一九七頁）。〈闘〉は、大きく形を変え、重盛の諫言場面の初めに、保元より二十余年の間、平家は官位や俸禄のいずれも過分な朝恩を受けてきたとし、次の一文が続く。「至重盛様無才愚闇の身に 加三公の員に 盜卿相の位を」（重盛が様なる無才愚闇の身に至るまで、三公の員に加はり、卿相の位を盗む。一八一―一八〇―一八ウ）。傍線部を取り込んで本文を改変した結果と考えられよう。清盛の太政大臣任官のことについては、巻一に見える。〈延〉の「清盛繁昌之事」より引用する。「左右ヲ不経、内大臣ヨリ大政大臣ニ上ル。兵杖ヲ賜テ、大将ニアラネドモ、隨身ヲ召具テ、牛車輦車ノ宣旨ヲ蒙テ、乗ナガラ宮中ヲ出入ル。偏ヘニ執政ノ人ノ如シ」（巻一一三三オ〜三三ウ）。本全釈の注解「同二年太政大臣ニ上ル」〜「輦車ニ乗テ、宮中ヲ出入ス」（四一五〜六頁）参照。○加之国郡半バ一門ノ所領トナリ、田園悉ク一家ノ進止タリ。是希代ノ朝恩ニ候ハズヤ 〔延・屋・覚中〕同、〈闘〉なし。〈長〉は、朝恩に誇る例として、

許由譚の前に次の様に記す。「日本は、わづかに六十六ヶ国、しかるを三十余ヶ国は、一門の分国にて、まつりごとを執行、其上庄園・田畠・家門の所領なり。此一門の朝恩にはこる事は、依法將軍とも云つべし。昔も今もためしすくなし」(一―一六九頁)。〈長〉の本文は、〈食〉も含めて諸本が「吾身榮花」に記す次の本文に似るように、その本文を取り込んで改変された本文と考えられよう。〈延〉「日本秋津島ハ僅ニ六十六ヶ国、平家知行ノ国三十余ヶ国、既ニ半国ニ及ベリ。其上庄

【引用研究文献】

- * 遠藤光正 「源平盛衰記」に引用の漢籍の典拠 (一) (『東洋研究 (大東文化大学東洋研究所) 七七号、一九八六・一』)
- * 小笠原宣秀 「中国庶民生活と仏教倫理」(『仏教の根本倫理』三首堂一九五〇)
- * 佐々木紀一 「平將軍貞盛の將門討伐譚形成の前提について」(『国語国文八八卷二号、二〇一九・一』)
- * 周克虎 「从『河』到『黄河』」(『貴州文史叢刊』二〇一五年第四期、二〇一五・11)
- * 徐梓 「『天地君親師』の源流考」(『日中言語文化』: 桜美林大学紀要六号、二〇〇八・3)
- * 高橋秀榮 「平安・鎌倉仏教要文集 (上)」(『駒澤大学仏教学部研究紀要五〇号、一九九二・3』)
- * 月輪賢隆 「般若三藏の翻経に対する批議」(『仏典の批判的研究』百華苑一九七一・11)
- * 濱田寛 『世俗諺文全注釈』(新典社二〇一五・10)
- * 福井康順 「漢民族の倫理思想と仏教」(『壬生台舜編』仏教の倫理思想とその展開』大蔵出版一九七五)
- * 松長有慶 「四恩説の再検討」(『密教文化』一八九号、一九九五)
- * 山崎誠 「国立歴史民俗博物館蔵『筆海要津』翻刻並びに解題」(『調査研究報告』一四号、一九九三・3)
- * 横田隆志 「長谷寺本・伝遊行三十七代託資上人筆『長谷寺縁起文』」(『翻刻と解説』) (『国文論叢』三六号、二〇〇六・7)
- * 頼富本宏 『中国密教の研究 般若と贊寧の密教理解を中心として』(大東出版社一九七九・11)
- * 劉仲宇 「儒釋道与中国民俗关系述要」(『世界宗教学研究』一九九六年第四期)

園田島、其数ヲ不知。綺羅充滿シテ堂上花ノ如シ」(卷一―三〇ウ)。本全釈注解「抑日本秋津島ハ、僅ニ六十八箇国」(五―四五頁) 参照。以上見た様に、重盛の諫言譚は、「祇園精舎」から「吾身榮花」までに記された平家の成り上がりの過程(王胤であった平家が雌伏の時代を経て、榮花を迎えるに至るまでの記事)を要約する形で描かれていることが確認できよう。

今此等ノ莫太ノ御恩ヲ忘テ、¹濫ク君ヲ奉レ傾ラント思食立コト、²天照大神、正八幡宮ノ神慮ニモ定テ背キ給ベシ。『³背朝恩者ハ、^{ちかく}近ハ百日、

遠^トハ三年ヲスゴサズ」トコソ申伝⁴テ侍レ。昨日マデハ人ノ上ニコソ承ツルニ、「³¹今日ハ我身ニ係^ナントス。其上⁵日本ハコレ神国也。⁶神ハ非礼ヲ受給ハズ。而ニ君ノ思召立⁷処、道理尤至極セリ。此一門代々朝敵ヲ平ゲテ、四海ノ逆浪ヲ鎮ル事ハ、無^ニ功ニ似タレ共、面々ノ恩賞ニ於テハ、傍若無人ト申ベシ。⁸聖徳太子十七箇条憲法ニハ、『人皆有^レ心、⁹々各有^レ執。彼是則我非、¹¹我是則彼非。我¹²必非^レ聖、彼¹³必非^レ愚。共ニ是凡夫耳。是非¹⁵之理、¹⁶誰力能可^レ定。相共ニ賢愚¹⁷ニシテ、如^二環無^レ端。¹⁸是以^レ彼人雖瞋、¹⁹還恐^二我失^一』トコソ承レ。依^レ之君事ノ次²⁰以テ奇怪也ト思召ハ、尤御理ニテコソ候ヘ。²¹然而御運²²尽ザルニヨリテ此事既²³ニ顯ヌ。被²仰含^二大納言又被^二召置^一ヌル上ハ、³²縦君如何ナル事思食立ト云トモ、何ノ忍力²⁵御座ベキ。大納言²⁶已下ノ輩ニ、所当ノ罪科ヲ²⁷被^レ行候ハン上ハ、²⁸退テ事ノ由ヲ陳ジ申サセ給テ、君ノ御^ニハ、弥奉公ノ忠勤ヲ²⁹尽シ、人ノ為^ニハ、マスキ、²⁹撫育ノ哀憐ヲ致サセ給ハ、³⁰仏陀ノ加護ニ預リ、神明ノ冥慮ニ背ベカラズ。神明仏陀ノ感応アラバ、君モナドカ思食直ス御事モナカルベキ。³⁰濫ク法皇ヲ傾進セントノ御計、方々³¹不可^レ然。重盛ニ於テハ、³¹御其仕ベシトモ³²存侍ラズ。³³不^下以^二父命^一辞^中王命^上、³⁴以^二王命^一辞^中父命^上、³⁵不^下以^二家事^一辞^中王事^上、³⁶以^二王事^一辞^中家事^上』ト云本文アリ。又君ト臣トヲ³⁷並^レ親疎³⁸ヲ分事ナク、君ニ付奉ルハ忠臣ノ法也。道理ト僻事トヲ並^レベンニ、³⁹爭カ道理ニ付ザラン。是ハ⁴¹專君ノ御理ニテ⁴²御座候ヘバ、神明擁護ヲ垂給ラン。サラバ逆臣忽^ニ滅亡シ、凶徒即^ニ退散シテ、八埏風和ギ、四海浪静ラン事、掌ヲ返スヨリモ猶速ナルベシ。

【校異】 1 〈近・蓬・静〉「みたりかはしく」。 2 〈近〉「てんせう大じん」、〈蓬〉「天照太神」、〈静〉「天照太神」。 3 〈近〉「てうをんにそむく」、〈蓬〉「朝恩をそむく」、〈静〉「朝恩をそむく」。 4 〈近〉「テ」なし。 5 〈近〉「につほんは」、〈蓬〉「日本は」、6 〈近〉「しんは」、〈蓬〉「神は」。 7 〈蓬〉「所」、〈静〉「所」。 8 〈近〉「しやうとくたいし十七ヶ条のけんはうには」、〈蓬〉「聖徳太子十七箇条憲法には」。〈静〉「静」「聖徳太子憲法には」とし、「憲法」右に「十七箇条」を傍記。 9 〈近〉「心」、〈蓬〉「心に」、〈静〉「心」。 10 〈近〉「かれをせするときはわれひ」、〈蓬〉「彼は、則我非」、〈静〉「彼は則我非」。 11 〈近〉「われをせするときはかれひ」、〈蓬〉「我是、則彼非」、〈静〉「我是、則彼非」。 12 〈近〉「かならず」、〈蓬〉「必」、〈静〉「必」。 13 〈近〉「かならず」、〈蓬〉「必」、〈静〉「必」。 14 〈近〉「ともにこのほんぶのみ」、〈蓬〉「共以是凡夫耳」、〈静〉「共是凡夫耳」。 15 〈近〉「り」、〈蓬〉「理」、〈静〉「理」。 16 〈蓬〉「誰」。 17 〈蓬〉「ニシテ」なし。 18 〈近〉「これかれをもて人いかるといへとも」、〈蓬〉「是以彼人雖 嗔」、〈静〉「是以彼人雖 嗔」。 19 〈近〉「かへつてわかしつをおそるとこそ」、〈蓬〉「還恐、我失」とこそ、〈静〉「還恐、我失」とこそ。 20 〈蓬〉「以て」。 21 〈近〉「しかるに」、〈蓬・静〉「しかれとも」。 22 〈蓬・静〉「つきぬに」。 23 〈近〉「ニ」なし。 24 〈静〉「何恐か」。 25 〈近〉「おはすへき」、〈蓬〉「御座へき」、〈静〉「御坐へき」。 26 〈蓬・静〉「以下の」。 27 〈近〉「おなはれ候はん」。 28 〈近〉「しりそいて」、〈蓬〉「退て」、〈静〉「退て」。 29 〈蓬〉「撫育哀憐を」。 30 〈近〉「みたりかはしく」、〈蓬〉「濫しく」、〈静〉「濫しく」。 31 〈蓬〉「御供」。 32 〈蓬〉「存侍らず」。 33 〈近〉「ふめいをもてわうめいをじせず」、〈蓬〉「不^下以^二父命^一辞^中王命^上」、〈静〉「不^下以^二父命^一辞^中王命^上」。 34 〈近〉「わうめいをもてふめいをしす」、〈蓬〉「以^二王命^一辞^中父命^上」、〈静〉「以^二王命^一辞^中父命^上」。 35 〈近〉「ふじをもてわうしをじせず」、〈蓬〉「不^下以^二家事^一辞^中王事^上」、

《静》「不^{カレ}以下^テ家事^ノ辞^中王事^ト」。36《近》「わうしをもつてけじをしすと」、《蓬》「以^フ王事^ヲ辞^シ家事^ト」。37《近》「ならへ」。38《蓬》「ヲ」なし。39《近》「わかつ」、《蓬・静》「わく」。40《近》「ニ」なし。41《近》「もはら」、《蓬・静》「専^ニ」。42《蓬》「御座候へは」、《静》「御坐候へは」。43《蓬》「滅^シ」。44《蓬》「退^治して」。45《近》「やはらき」、《蓬》「和^ニ」。46《近》「しつたらん」、《蓬・静》「しつかならん」。

【注解】○今此等ノ莫太ノ御恩ヲ忘テ、濫ク君ヲ奉傾ラント思食立コト、天照大神、正八幡宮ノ神慮ニモ定テ背キ給ベシ 現在の平家の横暴を批判し、③朝恩を忘れて院に背くことの非を説く。《盛》に近いのは、《屋・覚》。《覚》「今これらの莫太の御恩を思召忘て、みだりがはしく法皇を傾け奉らせ給はん事、天照大神・正八幡宮の神慮にも背候なんず」（上―九七頁）。《中》は、「今ばくたいの御をんをわすれて、みだりがはしく、君をなみしまいらせ給はん事、しんりよの程もはかりがたし」（上―一〇二頁）と、傍線部が異なり、この後に、「それわがてうはしんこくなり」（一―一〇二頁）と接続する。《延・長》は、「今是等ノ莫大ノ朝恩ヲ忘レテ、君ヲ傾進セマシマサム事、天照大神、正八幡宮、日月星宿、堅牢地神マデモ御免レヤ候ベキ」（《延》卷二―四四オ）と、傍線部が異なる。《鬪》は、「奉忘其重恩^ニ於^テ有^ル御院参^ル者日月星宿堅牢地神可有御有^ル」（其の重恩を忘れ奉りて御院参るに於いては、日月星宿、堅牢地神までも御有されや有るべき。二下―一九オ）と、「天照大神、正八幡宮」を欠き、傍線部を記すが、ここは、《延・長・盛・屋・覚》のように、二所宗廟神である「天照大神、正八幡宮」が先ず記されてあるべきだろう。金刀比羅本『保元物語』「位をつぎ国をおさめ給ことは、しかしながら天照太神・正八幡宮の御はからひなり」（旧大系七四頁）。○『背朝恩者ハ、近ハ百日、遠ハ三年ヲスゴサズ』トコソ申伝テ侍レ 「背朝恩者ハ」を、《延

「君ヲ背ク者」（卷二―四四オ）、《長》「朝てきとなるならば」（一―一六九頁）とする等の違いはあるが、《鬪・延・長・中》同、《屋・覚》なし。「近ハ百日、遠ハ三年ヲスゴサズ」とする点は、《鬪・延・長・盛・中》同じ。典拠は未詳。物語において「百日」過ぎる頃に起きた事件は見当たらないが、「遠ハ三年」については、鹿谷事件のあった治承元年（一一七七）六月一日から、「三年」後に起きた平家討滅の動きと云えば、治承四年（一一八〇）五月十四日の以仁王事件や、同年八月二十二日の頼朝挙兵が該当する。しかし、「三年ヲスゴサズ」からすれば、前者の以仁王事件が該当しよう。とすれば、この箴言は、物語において創作された可能性をも考えるべきであろうか。○昨日マデハ人ノ上ニコソ承ツルニ、今日ハ我身ニ係ナントス 《盛》の独自本文。朝恩に背くなどということは、昨日までは他人事として聞いておりましたのに、今日は我身に關わろうとしているの意。○其上日本ハコレ神国也。神ハ非礼ヲ受給ハズ。而ニ君ノ思召立処、道理尤至極セリ 《屋・覚》同。但し、冒頭の注解に引いた《覚》「天照大神・正八幡宮の神慮にも背候なんず」（上―九七頁）に接続する。その点、《盛》は、この間に、前々項に見る箴言を挿むため、「神慮」との関連が曖昧となり、接続がスムーズではない。《鬪》は、「就^レ中^ニ於^テ神国^ニ殊更不可^レ行非礼^ヲ乖^ニ八幡大菩薩^ノ神慮^ニ不可^レ蒙^ル天照太神冥慮^ニ候」（就中、神国に於ては殊更非礼を行ふべからず。八幡大菩

薩の神慮にも乖そむき、天照太神の冥慮をも蒙るべからず候ふ。一下一九オとして、次に聖徳太子の十七ヶ条の憲法に接続させる。また、〈盛〉の「而ニ君ノ思召立処、道理无至極セリ」に該当する本文を、〈闘〉は、清盛が法衣を脱いで甲冑を身に纏う様を非難する本文の後に、「院。」所思食（○）非レ子細無理ト（院。）補入。院の思し食す所、子細理無きに非ず。一下一八ウ」と記す。〈延・長〉なし。「神ハ非礼ヲ受給ハズ」の注解、本全釈「神ハ不稟非礼」（九一―一九頁）を参照。なお、『世俗諺文』も「神不享非礼」の項目を挙げ、「左伝ニ曰ク、晋リ李克語テ大夫申生ニ曰、神不享非礼ト。民不祭非族ト」（『世俗諺文全注釈』一〇二頁）と記す。○此一門代々朝敵ヲ平ゲテ、四海ノ逆浪ヲ鎮ル事ハ、無双ノ勲功ニ似タレ共、面々ノ恩賞ニ於テハ、傍若無人ト申ベシ（延・長・屋・覚・中）同。但し、〈延・長〉は、前節に見た記事、貞盛や頼義、義家が朝敵を討った折、格別な恩賞を得たわけではないのに対し、我が平家一門は、代々朝敵を平らげて、世の乱れを鎮めたことは、無類の功績ではありますが、それぞれの恩賞においては、傍若無人の振舞と申せましようとする。但し、〈長〉は、後半部分がやや異なる。「ずいぶん忠なりといへども、其實にあづかる事は、すでに身にあまれり。先例傍れいなし」（一―一六八頁）。〈屋・覚・中〉は、〈盛〉と同じく、前項の本文に接続させる。後白河院が、平家討滅を図ったとしても、根拠がないわけでもないとして、その理由を、本項で説明する形。〈闘〉なし。○聖徳太子十七箇条憲法二ハ、
 『人皆有心、々各有執。彼是則我非、我是則彼非。我必非聖、彼必非愚。共ニ是凡夫耳。是非之理、誰力能可定。相共ニ賢愚ニシテ、如環無端。是以彼人雖瞋、還恐我失』トコソ承レ ⑤十七条の憲法を引きつつ、

院が平氏を撃射しようとしたのも故無しとは言えないとする。自分に誤りはなく、相手（院）に非があると決めつけている清盛を、十七条憲法の引用により誠めるのである。引用本文は、十七箇条憲法第十條の内、次の部分。「①人皆有心々各有執彼是則我非我是則彼非②我必非聖彼必非愚共是凡夫耳③是非之理誰能可定相共賢愚如環無端④是以彼人雖瞋還恐我失」（二〇二―二〇四頁）。それに付された当該本文の訓を、太田次男等によってなされたA日本書紀・B聖徳太子伝暦・C十七条憲法単行本のそれぞれの訓点を次に示す。但し、それらの訓点は、それぞれ多様に及ぶため、AからCの代表本文として、A東洋文庫（岩崎文庫）蔵平安写本B宮内庁書陵部蔵（伏見宮家旧蔵）鎌倉写本C広島大学蔵江戸末影鈔本の順に訓点を示した。それらを参照しながら、以下の注解を行う。『平家物語』諸本の内、〈長〉は十七箇条憲法そのものを欠く。記載のある諸本の中では、〈盛〉はほぼ同じだが、他本は一部を欠く。例えば、〈延・屋・覚・中〉は、掲載本文の内、②の傍線部を欠く。以下具体的に、本文を四分割して検証していこう。

①「人皆有心々各有執彼是則我非我是則彼非」。それぞれの訓読は次のとおり。A「人皆有心々各有執ト 彼是 則我非 我是 則彼非ト」
 B「人皆有心々各有執ト 彼是 則我非 我是 則彼非ト」C「人皆有心々各有執ト 彼是 我是 則彼非ト」。『平家物語』諸本は次の様に記す。〈闘〉「人皆有心心此心有執我 是 彼非彼是我非」（人皆心有り。此の心執有り。我を是すれば彼を非ず。彼を是すれば我を非ず。一下一一九オ）と、傍線部に見るように独自異文を記す。〈延〉「人皆有心、心各有執彼是我非我是彼非」（卷二―四四ウ）、〈屋・覚・中〉「人皆心あり。心おのく執あり。彼を是し我を非し、我を是し彼を

非す」(《覚》上―九七頁)。人には皆心が有り、それぞれにこだわる
ところがある。相手が良いと思っても自分はそうではないと思ひ、自
分が良いと思っても相手が良くないと思ったりするの意。②「我必非
聖彼必非愚共是凡夫耳」。訓読は次のとおり。A「我必非聖に彼必非愚
に共是凡夫耳」B「我必非ス聖ニ彼必非ス愚ニ共是凡夫耳」C「我必
非聖ニ彼必非ス愚ニ共是凡夫耳」。《闘・延・屋・覚・中》は当該記
事を欠く。自分は必ず聖人で、相手は必ず愚人というわけではない。
ともに凡人なのだの意。③「是非之理誰能可定相共賢愚如鑲无端」。
訓読は次のとおり。A「是非之理誰能可定相共賢愚如鑲无端」
无端」B「是非之理誰能可定相共賢愚如鑲无端」C「是非之理
誰能可定相共賢愚如鑲无端」。如鑲无端」とするののは、
『日本書紀』本文、「誰」環」とするのは、聖徳太子伝暦甲類・同乙類、
十七条憲法単行本本文。良いとか良くないとかいうことを誰が定める
ことができようか。お互いに賢人でもあり愚人でもあるのは、耳輪に
端がないようなものだの意。《延》「是非之理誰能可定。相共ニ賢愚ナ
リ。如環無端」(巻二―四四ウ)、《闘》「然則賢愚如環無端」(然れ
ば則ち、賢愚環の端無きがごとし。一下―一九オ)と、前半部を欠き、
「能有レ慮」(能く慮り有るべし。一下―一九オ)と続ける、《屋・
覚・中》「是非の理、誰かよく定むべき。相共に賢愚也、環のごとく
して端なし」(《覚》上―九七頁)。④「是以彼人雖瞋還恐我失」。訓読
は次のとおり。A「是以彼人雖瞋還恐我失」。B「是以彼人、雖
瞋還恐我失」。C「是以彼人還恐我失」。だから相手が怒っ
ても、かえって自分が誤っているのではないかと恐れよの意。《延》同、
《屋・覚・中》「こゝをもつて設人いかると云共、かへつて我とがをお

それよ」(《覚》上―九七頁)、《闘》なし。中世において聖徳太子が
十七条憲法を制定したことは広く知られており、『転法輪抄』(安元二
年九月天王寺御逆修旨趣)、「夫上宮太子者(中略)立テ八箇ノ伽藍ヲ、
崇テ三宝ノ福田ヲ、製シテ十七ノ憲法ヲ」(《安居院唱導集》二四三頁)など、
文学関連でも『十訓抄』一ノ一「太子十七ヶ条憲法には、国に二人の
君なし。民に二人の主なし。(後略)」(新編日本古典文学全集二六頁)、
『沙石集』巻三ノ三「上宮太子の十七の憲法に云はく、「面の忿を断ち、
心の瞋をやめて、人の違はんを瞋る事なかれ。(後略)」(新編日本古
典文学全集一五二頁)のようにはしばしば引用された。○依之君事ノ
次ヲ以テ奇怪也ト思召ハ、尤御理ニテコソ候ヘ 《延・長》同。《闘・屋・
覚・中》なし。但し、《長》は、《盛》で言えば、先の「此一門代々朝
敵ヲ平ゲテ、四海ノ逆浪ヲ鎮ル事ハ、無双ノ勲功ニ似タレ共、面々ノ
恩賞ニ於テハ、傍若無人ト申ベシ」に近似する本文に続く。《長》「君、
ことのついでをもて、あまりのことなりと御気色あらん事、全以御ひ
がごとともおぼえ候はず」(一―一六八頁)。《盛》の本文は、先の「而
ニ君ノ思召立処、道理尤至極セリ」と呼応する関係にある。これによっ
ても、後白河院が、何かの折に平家の振舞をけしからぬとお思ひにな
るのは、最も当然のことでありますの意。○然而御運ノ尽ザルニヨ
リテ此事既二顯又 《延・屋・覚》同、《闘・長・中》なし。「尽ザルニ、
《早(思)》「ザ」を脱落させる。しかし、平家の運も尽きていないため、
今回の事が露顕したの意。多田行綱の密告によって、平家打倒計画が
露顕したことを言う。○被仰舍大納言又被召置又ル上ハ、縦君如何
ナル事思食立ト云トモ、何ノ恐れ御座ベキ 《延・長・屋・覚》同。《闘》
は、「謀叛輩既被召置」候之上可候何事」(謀叛の輩既に召し置か

れ候ひぬる上は、何事か候ふべき。一下一八ウ)、〈中〉「おほせあはせらるゝ所の大納言めしをかれ」(上一〇二頁)と一部近似する本文を見せる。「仰せ含めらるる大納言」に該当する本文、〈闘〉「謀叛輩」、〈延〉「被仰合候人々」(巻二一四四ウ)、〈長〉「大納言」下の輩、〈屋〉「大納言以下」(一五七頁)、〈覚〉「仰合らるゝ成親卿」(上一九八頁)、〈中〉「おほせあはせらるゝ所の大納言」(上一)。〈闘〉の「謀叛の輩」、〈延〉の、後白河院がご相談なされた人々というように成親を特記しない形から、〈長・屋〉の成親を筆頭に記す形、〈盛・覚・中〉の成親一人に絞った形へと傾向を辿ることができよう。後白河院がご命じになった大納言成親を召し取られた以上は、たとえ院がどのようなことを思い立たれようと、何の恐れがございましょうの意、〈盛〉の場合、後白河院の乱へのより積極的な関与を記すことになる。○大納言已下ノ輩ニ、所当ノ罪科ヲ被行候ハン上ハ、退テ事ノ由ヲ陳ジ申サセ給テ 〔延・長・屋・覚・中〕同、〈闘〉なし。大納言成親以下の者達に、それ相応の罪科を行われる以上は、一旦控えて事情を院に申し上げての意。○君ノ御為ニハ弥奉公ノ忠勤ヲ尽シ、人ノ為ニハマス／＼撫育ノ哀憐ヲ致サセ給ハ、仏陀ノ加護ニ預リ、神明ノ冥慮ニ背ベカラス ⑥身を慎んで忠節を尽すべきと主張する。〔延・屋・覚・中〕同、〈闘〉は、四恩記事の前に、「取」然者君は弥存奉公忠節民は故施撫育慈悲悔先非欣後の是裁断無私御坐者得神明仏陀の加護可有君臣上下愛礼若然逆臣忽滅亡凶徒則退散旁然らんに取りては、君には弥奉公の忠節を存じ、民には故ら撫育の慈悲を施し、先非を悔いて、後の是を欣び、裁断に私無く御坐さば、神明仏陀の加護を得て、君臣上下の愛礼有るべし。

若し然らば、逆臣忽に滅亡し、凶徒則ち旁へ退散せん。一下一八ウ)と近似文を記す。〔長〕も、四恩記事の前に、「君の御ためには弥奉公の忠節を存じ、民のためにはますます撫育の御あいれんをいたしまし、せんびをくひさせ給て、せいむに私あらじとおぼしめさば、諸天善神の擁護浅からず、神明仏陀の御加護しきりにして、君の御まつりこと引かへて、逆臣たちまちに滅亡し、凶徒すなはちたいさんし、四海の狂乱しづかに、万天の嵐やまん事、掌を返さんよりも猶早々なるべし」(一六八頁)と、〈闘〉に近似するが、さらに独自記事を加える。院の御為にはますます奉公の忠勤を励み、民のためにはますます慈しみと憐みの心をもって政をなさったならば、仏の加護にも預かり、神々の思召しにも背くことはありませんまいの意。○神明仏陀ノ感応アラバ、君モナドカ思食直ス御事モナカルベキ〔屋・覚・中〕同、〈闘・延・長〉なし。但し、〔延・長〕には、同文ではないものの、次の本文が見られる。〔延〕「冥衆善神ノ加護頻シテ、君ノ御政引替テ直ニナルナラバ、逆臣忽ニ滅亡シ、凶徒即退散シテ、四海波静ニ八挺嵐治ラン事、掌ヲ返サンヨリモ猶速ナルベシ」(巻二一四五オ)〔長〕一六一八頁。○濫ク法皇ヲ傾進セントノ御計、方々不可然〔延・長〕同。〔延〕「猥ク法皇ヲ傾進セマシマサン事、可然トモ覚ヘ候ハズ」(巻二一四五オ)〔長〕一七〇頁。無謀にも法皇を危ぶめようとの謀は、いずれにせよあってはならないことですよの意。○重盛ニ於テハ、御共仕ベシトモ存持ラズ〔闘・延・長〕同、〔屋・覚・中〕なし。但し、〈闘〉は、「朝敵に成る者は近くは百日、遠くは三年に過ぎず」の箴言の後にあり(二下一九オ)、〔延〕(巻二一四五ウ)〔長〕(一七一七〇頁)は、〔盛〕がこの後に引く「不以父命辞王命……」の

後に引く。この一文は、次項との関連からすれば、〈延・長・盛〉に見る形が本来の形と言えよう。私におきましては、この後父上と共に院参申し上げようとは思いませんの意。○『不以父命辞王命、以王命辞父命、不以家事辞王事、以王事辞家事』ト云本文アリ 〈延・長〉同じ。〈鬪・屋・覚・中〉なし。訓読すれば、「父命を以て王命を辞せず、王命を以て父命を辞す。家事を以て王事を辞せず、王事を以て家事を辞す」となるか。出典は、『春秋公羊伝』の「不以父命辞王父命、以王父命辞父命、不以家事辞王事、以王事辞家事（父命を以て王父の命を辞せず、王父の命を以て父命を辞す。是れ父の子に行はるるなり。家事を以て王事を辞せず、王事を以て家事を辞す）」による（遠藤光止・二三頁）。「父の命令を口実に王の命令を拒む事はない。しかし王の命令に随うために父の命令を拒む事はある。家事・王事も同じで、王事が優先するのである」（『新定源平盛衰記』一一二九四頁）。「王父」とは祖父の意。輒が祖父（王父）である衛の靈公の命により、無道の父である蒯聵（靈公の子で、輒の父）を排して擁立されて（衛の石曼姑が靈公の命を受けて輒を擁立した）衛公（衛の出公）となった時のことについて語ったものである（なお、無道の蒯聵は、靈公によって追放された）。「不以父命辞王父命」とは、具体的な状況に即して言えば、輒は父（蒯聵）の命令をもって祖父（靈公）の（輒擁立の）命令を辞することはない、ということ。〈盛〉の引用は第二句が改変されているが、『春秋公羊伝』において、輒の祖父は衛公（衛の靈公）であり、実質的に「王父命（祖父の命）」は、文脈上、盛衰記の文における「王命」に近いものと考えてよい。○又君ト臣トヲ並親疎ヲ分事ナク、君ニ付奉ルハ忠臣ノ法也 〈延・長・中〉同。〈延〉「又君与臣ヲ准ルニ、

親疎ヲワカズ君ニ仕へ奉ルハ、忠臣ノ法也」（卷二一四五オ）。〈屋〉は傍線部を欠き、〈覚〉は波線部を欠く。〈鬪〉「厥対^ニ君与臣^ニ忠可有^レ君^ニ」（厥君と臣とを對るに、忠は君に有るべし。二下—一九オ）。また、君と臣下とを比べると、親しいか疎いかには関わりなく、君にお仕えするのが忠臣の法であるの意。○道理ト僻事トヲ並ベニ、争力道理ニ付ザラン 〈鬪・延・長・屋・覚・中〉同。道理、つまり院に仕えることと、僻事、つまりこの後父と共に院参することとを比べるに、どうして道理につかないでいられますようかの意。○是ハ專君ノ御理ニテ御座候ヘバ、神明擁護ヲ垂給ラン 〈盛〉の独自異文。今回の事は全く院に道理のあることでございますから、神がお守り下さるだろうの意。○サラバ逆臣忽ニ滅亡シ、凶徒即退散シテ、八埏風和ギ、四海浪静ラン事、掌ヲ返スヨリモ猶速ナルベシ 〈延〉が近似し、〈長〉はやや離れ、〈鬪〉は一部が近似する。なお、〈鬪・長〉は、四恩の記事の前に記す点共通する。〈延〉「逆臣忽ニ滅亡シ、凶徒即退散シテ、四海波静ニ八埏風治ラン事、掌ヲ返サンヨリモ猶速ナルベシ」（卷二一四五オ）、〈長〉「君の御まつりこと引かへて、逆臣たちまちに滅亡し、凶徒すなはちたいさんし、四海の狂乱しづかに、万天の嵐やまん事、掌を返さんよりも猶早々なるべし」（一—二六八頁。傍線部は異なる本文）、〈鬪〉「若然逆臣忽滅亡凶徒即退散旁^ニ」（若し然らば、逆臣忽に滅亡し、凶徒則ち旁へ退散せん。二下—一八ウ）。そうであるならば逆臣は直ちに滅亡し、凶徒も即座に退散して、国の隅々まで泰平となり、天下が平和に治まることは、掌を返すよりも速やかなことでしょうの意。「八埏」は八方の地、「四海」と合わせて世界すべてを指す。『烏亡問答鈔』「四海八埏悉仰舜日之慈光」（真福寺善本叢

刊『中世唱導資料集』四四八頁、「四海八延、四方八方事也」（同 四八六頁）。

【引用研究文献】

- * 遠藤光正 『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（一）（『東洋研究（大東文化大学東洋研究所）』七七号、一九八六・一）
- * 太田次男・松本隆信・平沢五郎・尾崎康 「諸本対照」十七条憲法訓読並校異（『斯道文庫論集』一〇輯、一九七二・12）

去バ重盛院中ヲ²守護シ進セ侍バヤトコソ存候へ。重盛始ハ六位ニ叙シ、今三公ニ列ルマデ、朝恩ヲ³蒙事家ニ其例ナシ。身ニ於テ過分也。其重キ事ヲ思ヘバ、千顆万顆ノ珠ニモコエ、其深色ヲ論ズレバ、一入再入ノ紅ニモ定テ過タルラン。然者院中ニ参リ、籠リ侍ナン。其儀ナラバ重盛ガ⁵命ニ替、身ニ替ラント契ヲ結ベル侍、二百余人ハ、相隨ヘテ持⁷テ候ラン。此物共ハ去共重盛ヲバ捨思ハジトコソ存候へ。

【校異】 1 〈蓬・静〉「去バ」なし。 2 〈蓬・静〉「侍」なし。なお、〈蓬〉「守護しまいらせはやくこそ」、〈静〉「守護しまいらせはやくこそ」。 3 〈近〉「かうふる」、〈蓬〉「蒙る」、〈静〉「蒙る」。 4 〈蓬・静〉「籠り」なし。なお、〈蓬〉「まいり侍なん」、〈静〉「まいり侍なん」。 5 〈近〉「いにちに」、〈蓬〉「命に」、〈静〉「命に」。 6 〈蓬〉「相隨て」。 7 〈蓬・静〉「テ」なし。なお、〈蓬〉「もち候らん」、〈静〉「もち候らん」。

【注解】 ○去バ重盛院中ヲ守護シ進セ侍バヤトコソ存候へ 〈延・長・屋・覚・中〉同、〈鬪〉なし。〈鬪〉が欠クシ奉ラバヤトコソ存候へ（巻一四四五ウ）、〈覚〉「是は君の御ことはりにて候へば、かなはざらむまでも、院の御所法住寺殿を守護しまいらせ候べし」（上―九八頁）。〈覚〉はここから「烽火之沙汰」。 ○重

盛始ハ六位ニ叙シ、今三公ニ列ルマデ、朝恩ヲ蒙事家ニ其例ナシ。身ニ於テ過分也 〈延・長・屋・覚・中〉同。〈鬪〉なし。〈鬪〉が欠クのは、先に「自保元以来廿余年之間云官位ニ云俸禄¹飽蒙²朝恩³昔モ今モ少⁴様⁵事共也至⁶重盛様無才愚闇⁷の身⁸」加三公の員に盗⁹卿相¹⁰の位¹¹（保元より以来廿余年の間、官位と云ひ俸禄と云ひ、飽くまでに朝恩を蒙りたまふ。昔も今も様少なき事共なり。重盛が様な無才愚闇の身に至るまで、三公の員に加はり、卿相の位を盗む。一下一八〇―一八ウ）と、当該記事に近似する記事を見せることに関わる

か。〈盛〉では、この本文は、「所謂重盛ナド暗愚無才之身ヲ以、蓮府槐門ノ位ニ至ル」（1―三八九頁）とある。前々節「去ドモ御身ハ既ニ先祖ニモ未拝任ノ例ヲキカザリシ（中略）蓮府槐門ノ位ニ至ル」項参照。重盛は、十二歳であった久安六年（一一五〇）十二月に藏人に任じられており（補任）長寛元年条。この時、父清盛は、正四位下。

このことを記す（補任）永暦元年（一一六〇）条によれば、安芸守ともあるが、五味文彦の考証に見るように、（補任）の記事には欠落があり、清盛の任安芸守は、仁平元年（一一五二）二月一日のことと考えられる（四八―四九頁、六八―六九頁）、「始ハ六位ニ叙シ」はこれを指す。なお、重盛の「六位ニ叙シ」を、〈屋・覚・中〉は「叙爵より」（〈覚〉上―九八頁。従五位下に叙せられること）とする。六位藏人であった重盛は、久安七年（一一五一）に「善子内親王末給」によって叙爵している（補任）長寛元年条。佐古愛巳は、このような

年爵による叙爵は院政期の「藤原北家末茂流・高藤流等、所謂受領層と弁官を輩出する実務官人系の諸大夫層」（八三頁）に多い傾向とされている。○其重事ヲ思へバ、千顆万顆ノ珠ニモコエ、其深色ヲ論ズレバ、一入再入ノ紅ニモ定テ過タルラン（延・長・屋・覚・中）同、

〈鬪〉なし。諸注にも記すように、「千顆万顆ノ珠」「一入再入ノ紅」は、『本朝文粹』（巻十・三〇〇）、『和漢朗詠集』（上・花）の「瑩日瑩風。高低千顆万顆之玉。染枝染浪。表裏一入再入之紅」（『和漢朗詠集』旧大系七六頁。日に瑩き風に瑩く、高低千顆万顆の玉。枝を染め浪を染む、表裏一入再入の紅）による。君の御恩の重いことを考えれば、数

多くの玉にも越え、その御恩の深い色を言えば、何度も染めた紅にもきつと増さつておりましようの意。この句は『本朝文粹』に「暮春侍宴冷泉院池亭 同賦 花光水上浮 応製」と題されるように、冷泉院で開催された詩会で、菅原文時が詠んだ詩の序の一部である。『和漢朗詠集私注』には、「村上天王御時、於冷泉院有文人試。文時朝臣為二序者一遅参。御興已欲還之間、序適持来。講師大内記藤原雅材講二揚初句一曰、夫冷泉院者、万葉之仙宮、百花之一洞也。主上聞食、即留御興詠吟之」（『和漢朗詠集古注集成一』三三四頁）とあり、この序が院の観感にあずかったものとして知られていたようである（同じ内容は、『和漢朗詠集永済注』にも「古老説云」として

【引用研究文献】

*五味文彦『平清盛』（吉川弘文館一九九・一）

*佐古愛巳「中世成立期における叙位制度の展開―年爵制度と貴族社会―」（古文書研究五三号、二〇〇一。『平安貴族社会の秩序と昇進』に改訂。補筆の上再録。思文閣出版二〇二二・二）。

【校異】付記

記される（『同三』三八頁）。花の美しさを述べた句が、院の恩愛の比喩として用いられた背景には、このような伝承が踏まえられているのかもしれない。○然者院中ニ参リ籠リ侍ナン。其儀ナラバ重盛方命ニ替、身ニ替ラント契ヲ結ベル侍、二百余人ハ相隨ヘテ持テ候ラン。此物共ハ去共重盛ヲバ捨思ハジトコソ存候へ（延）同。（長・覚・中）は一部近似するも、傍線部と波線部が〈盛〉と異なる。但し、波線部は、〈長・覚・中〉で共通する。〈長〉「然れば重盛、君の御方へまいり候はゞ、侍三万騎はなとか候はざらん。其中に命にかはり身にもかはらんとおもふ侍、二三百人はなとか候はざらん。是らを引ぐして、院の御方へまいりて鬪戦候はゞ、以外の御大事にてこそ候はんずらめ」（一―一七〇―一七一頁）〈覚〉「しかれば、院中に参りこもり候べし。其儀にて候はば、重盛が身にかはり、命にかはらんと契つたる侍共、少々候らん。これらを召しぐして、院御所法住寺殿を守護しまいらせ候はば、さすが以外の御大事にてこそ候はんずらめ」（上―一九八―九九頁）〈中〉「しげもりが身にかはらん、命にかはらんとちぎりて候さぶらひども、二三百人は候らん、かれらをめしぐして、ほうちう寺どのにまいり、もんくをかためて、ふせきまいらせ候はんには、ゆきしき御大事にてこそ候はんずれ」（上―一〇三―一〇四頁）。〈鬪屋〉なし。

○本号より、慶長古活字本と異本関係にあるとされる黒川本を扱う。但し、黒川本は関東大震災で焼失し現存しないが、早稲田大学図書館には、種村宗八が黒川本との主要な異同を書き入れた無刊記整版本がある（岡田三津子『源平盛衰記の基礎的研究』和泉書院二〇〇五・二。一五九頁）。その異同は、部分的な書き込みであろうということから、校異欄では扱わず、適宜注釈欄で必要に応じて触れる。なお、黒川本の略号として、早稲田大学図書館所蔵無刊記整版本に書き入れられた黒川本という意味で、〈早（黒）〉とする。早稲田本は、早稲田の古典籍データベースで公開されている。

https://www.wvl.waseda.ac.jp/kotenseki/html/r105/r105_05356/index.html

本稿の分担は次のとおりである。

村井が本文・校異の礎稿を作成、早川・志立・橋本・森田が注解の礎稿を作成した上で、特に国語学的事項については村井が、歴史学的事項については曾我・山岡が、中国文学的事項については近藤が中心となって、共著者八名で相互に検討を加えた。

本研究はJSPS 科研費基盤研究 (C) JP22K00311 『源平盛衰記』の注釈学的新研究（研究代表者……志立正知（秋田大学）、研究分担者……曾我良成、橋本正俊、村井宏栄、森田貴之）の成果の一部である。